

第5次行田市総合振興計画

行 田 市

目 次

I 序 論

第1章 総合振興計画の策定にあたって	2
1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の特徴	2
3. 計画の構成と期間	3
第2章 行田市のすがた	5
1. 位置・沿革	5
2. 人口・世帯の状況	7
3. 産業の状況	9
第3章 行田市を取り巻く社会状況	11
第4章 行田市の基本課題	14

II 基本構想

第1章 まちづくりの基本理念	17
第2章 目指すべき将来像	19
第3章 将来フレーム	20
1. 将来人口	20
2. 土地利用	22
第4章 まちづくりの進め方	23
第5章 施策の大綱	24
1. だれもが健やかで幸せに暮らせるまちづくり【保健・福祉・医療】	25
2. 生活基盤が充実した便利で快適なまちづくり【都市基盤】	27
3. 豊かな自然と共生したうるおいのあるまちづくり【環境】	28
4. 活気と活力に満ちたにぎわいのあるまちづくり【産業・経済・観光】	29
5. 安心と安全に支えられたまちづくり【危機管理】	30
6. 未来をひらく人材と文化をはぐくむまちづくり【教育・文化・芸術】	31
7. 支え合い、元気に暮らせるふれあいのまちづくり【コミュニティ】	33
8. 市民に期待される信頼のまちづくり【行財政運営】	34

Ⅲ 基本計画

基本計画のページ構成(基本計画の見かた).....	36
---------------------------	----

やすらぎ

第1章 だれもが健やかで幸せに暮らせるまちづくり	38
政策1 健康に暮らせるまちをつくる	40
政策2 みんなで支え合うまちをつくる	44
政策3 高齢者がいきいきと安心して暮らせるまちをつくる	48
政策4 安心して子育てができるまちをつくる	54
政策5 障がい者が自立して暮らせるまちをつくる	60
政策6 いつでも必要な医療が受けられる安心なまちをつくる	66
政策7 だれもが安心して暮らせるまちをつくる	68

快適

第2章 生活基盤が充実した便利で快適なまちづくり	72
政策1 魅力あるまち並みをつくる	74
政策2 道路環境が快適なまちをつくる	78
政策3 安全で快適に移動できるまちをつくる	82
政策4 豊かな緑と水辺環境に恵まれたまちをつくる	88
政策5 安全で安定した水の供給と河川がきれいなまちをつくる	92
政策6 住環境が整った暮らしやすいまちをつくる	96

うるおい

第3章 豊かな自然と共生したうるおいのあるまちづくり	98
政策1 資源循環型社会が形成されたまちをつくる	100
政策2 自然環境とのふれあいに満ちたまちをつくる	104
政策3 地球環境にやさしいまちをつくる	108

にぎわい

第4章 活気と活力に満ちたにぎわいのあるまちづくり	110
政策1 地域の魅力にあふれたまちをつくる	112
政策2 安心・安全な農産物を供給できるまちをつくる	118
政策3 商業活動が活発なまちをつくる	122
政策4 地域産業が盛んなまちをつくる	126
政策5 安心して働けるまちをつくる	130

安心・安全

第5章 安心と安全に支えられたまちづくり	132
政策1 犯罪のない安心なまちをつくる	134
政策2 災害に強いまちをつくる	136
政策3 交通事故のない安全なまちをつくる	140
政策4 消防・救急体制が整った頼れるまちをつくる	142
政策5 安心して消費生活が送れるまちをつくる	146

はぐくみ

第6章 未来をひらく人材と文化をはぐくむまちづくり	148
政策1 感受性豊かな子どもをはぐくむまちをつくる	150
政策2 生きる力のある子どもをはぐくむまちをつくる	152
政策3 学びの環境にあふれたまちをつくる	158
政策4 スポーツと文化・芸術活動が盛んなまちをつくる	160
政策5 歴史と文化を大切にすまちをつくる	164
政策6 思いやりのある青少年を育てるまちをつくる	168
政策7 知的資源を生かしたまちをつくる	170

ふれあい

第7章 支え合い、元気に暮らせるふれあいのまちづくり	172
政策1 市民と行政が協働するまちをつくる	174
政策2 コミュニティ活動が活発なまちをつくる	178
政策3 一人ひとりの人権が尊重されるまちをつくる	180
政策4 男女が互いに支え合い社会参画できるまちをつくる	182
政策5 交流活動が盛んなまちをつくる	184

信 頼

第8章 市民に期待される信頼のまちづくり	186
政策1 経営感覚を備えた市役所（行政）をつくる	188
政策2 親しみと信頼が持てる市役所（行政）をつくる	192

重点プロジェクト

第9章 ようこそぎょうだ！プロジェクト	196
----------------------------------	-----

IV 資料編

1 まちづくり指標算出方法一覧表.....	204
2 策定の経緯.....	213
3 用語解説.....	228

I 序 論

第1章 総合振興計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

本市は、昭和24年の市制施行以来、4次にわたる総合振興計画を策定し、明るく豊かな市民生活の実現に向けて、これまで諸施策を推進してきました。

しかしながら、近年の地方自治体を取り巻く社会経済情勢は、少子化の進行による人口減少や地球環境問題の深刻化などにより目まぐるしい変化を見せており、行政に求められる課題も高度化・多様化しています。

このような状況に的確に対応していくため、自主的・自立的な行政経営の確立と豊かな地域社会の創造に向けて、市民と行政がまちづくりの方向性と課題をともに認識し、協働*のもとに取り組むための新たな指針として「第5次行田市総合振興計画」を策定します。

2. 計画の特徴

(1) 市民とともに作り上げた計画

本計画の策定過程においては、市民意識調査、ぎょうだ夢づくり会議*、市民意見募集手続（パブリックコメント）などを通じて市民が計画策定に関わる機会を数多く設けるとともに、市民一人ひとりのニーズや意見を積み上げて策定したものです。本市を支えるだれもが力を合わせ、新たなまちづくりを推進していくための基本指針となる計画としています。

(2) だれもが共有する計画

本計画は、本市に関わるだれもが目標を共有し、ともにまちづくりを進めるための考え方や方針を、市民の視点に立ち、簡潔に分かりやすく示した計画としています。

(3) 実効性の高い計画

本計画は、目指すべき将来像を実現するために、各施策ごとに目標とする成果指標を掲げることと進行管理を明確にするとともに、実効性を高めた計画としています。

*は資料編の用語解説（P 228～）を参照してください。

3. 計画の構成と期間

第5次行田市総合振興計画は「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3部により構成します。それぞれの期間と役割は、次のようになっています。

(1) 基本構想

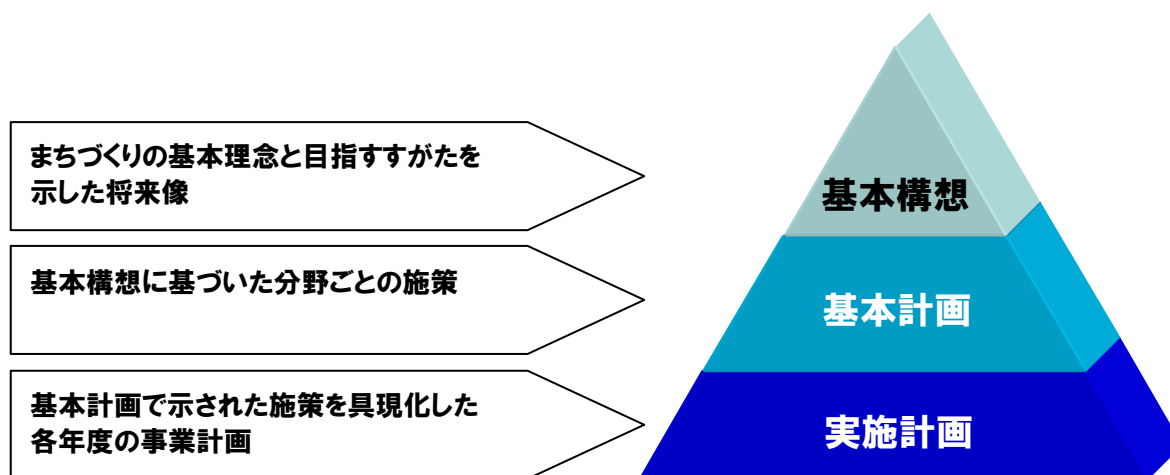
本市のまちづくりの基本的な考え方を示した基本理念とそれに基づいた将来像を定めています。また、将来像を実現するために必要な施策の大綱を掲げています。計画期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間とします。

(2) 基本計画

基本構想に基づき、各分野ごとに政策手段となる基幹的施策を体系的に示しています。計画期間は、平成32年度までの間で5年をひとつの区切りと考え、社会経済状況の変化に応じて見直しを行います。

(3) 実施計画

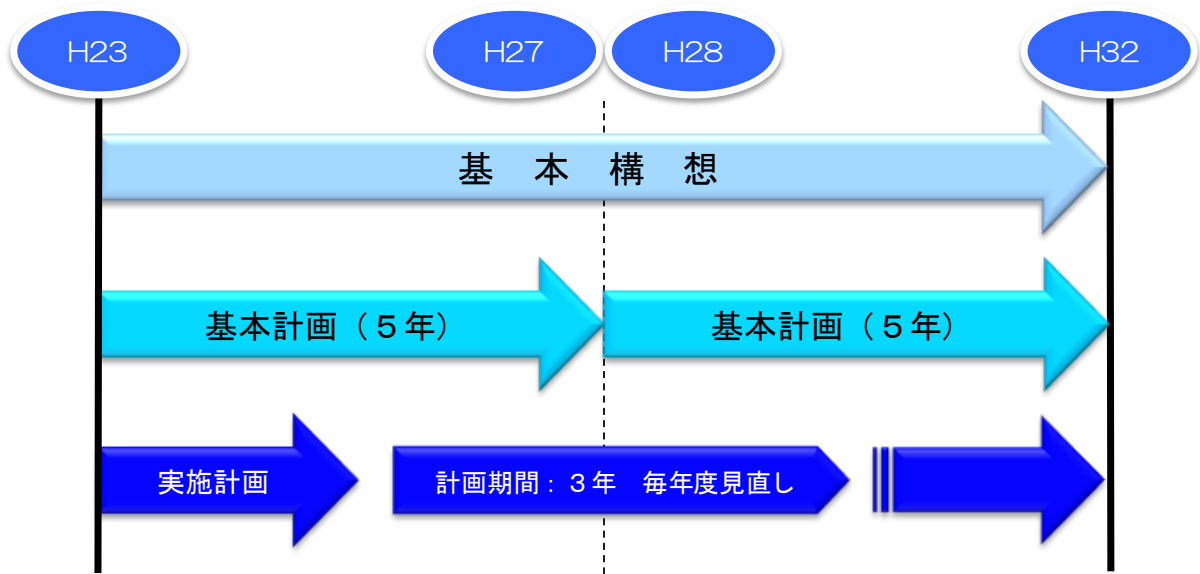
基本計画で示された各分野ごとの施策を具現化するため、毎年度の予算編成及び事業の指針となる計画を示しています。計画期間を3年間としながら、毎年度ローリング方式*により見直しを行います。



※ 本書は、基本構想と基本計画の2部により構成されています。

実施計画は、向こう3年間の財政状況を見据えながら、本書とは別に毎年度、作成します。

■計画の期間



第2章 行田市のすがた

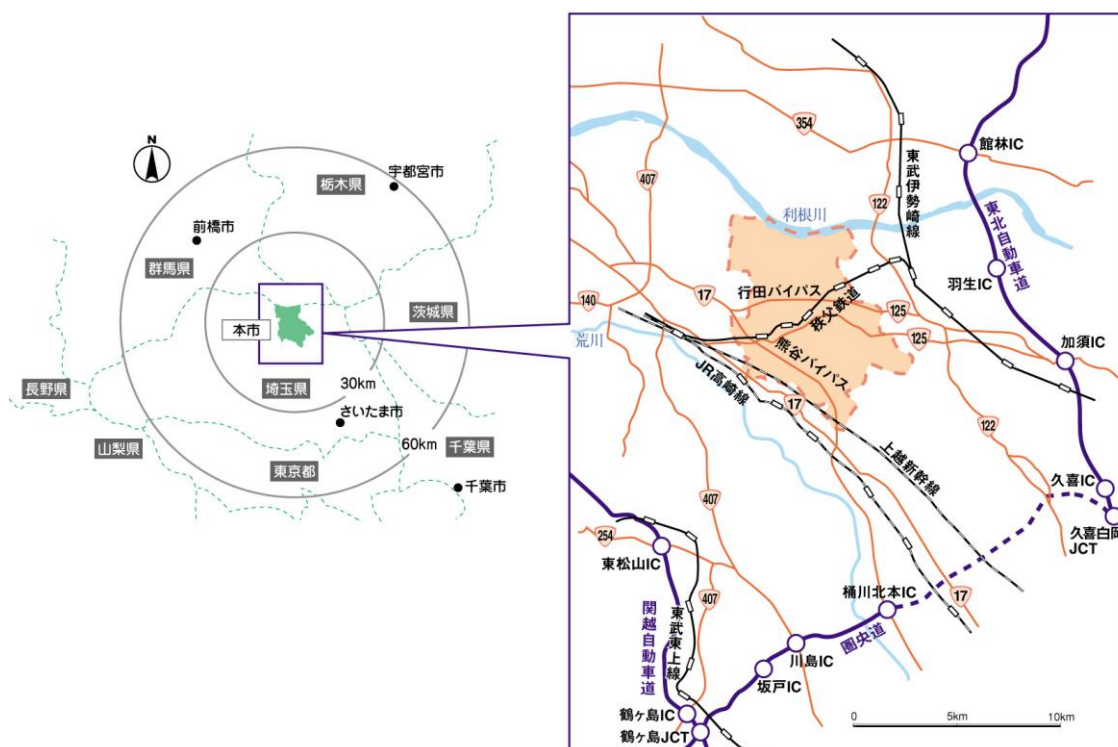
1. 位置・沿革

(1) 位置と地勢

本市は、秩父連峰を望む関東平野の中ほど、埼玉県北部に位置し、東京都心まで約60kmの距離にあります。市の北には利根川、南には荒川の大河川を抱え、その他多くの河川や水路が市内を縦横に流れる面積67.37km²のほぼ平坦な地形をしています。

交通面では、都心までを1時間程度で結ぶJR高崎線が市の南西部、秩父鉄道が市の中央部を東西に走り、市民の通勤・通学の足となっています。また幹線道路は、国道17号及び国道17号熊谷バイパスが市内南西部を南北に縦断するとともに、国道125号及び国道125号行田バイパスが市内を東西に横断しており、首都圏及び隣接する都市と連絡しているほか、東北自動車道、関越自動車道及び圏央道の各インターチェンジにも良好なアクセスが可能であることから、広域的な交通利便性にも富んでいます。

■位置図



(2) 沿革

本市は、利根川と荒川に挟まれた肥沃な沖積地にあります。両河川は古来より乱流を繰り返して自然堤防を形成し、その上に集落や交通路が開けてきました。水と緑に恵まれた県名発祥のこの地では、古くから人々が暮らしを営み、時代ごとにさまざまな文化が栄えてきました。

古墳時代には東日本最大の円墳である丸墓山古墳や稲荷山古墳をはじめ、数多くの古墳が造られました。そこからは国宝の金錯銘鉄剣や、大陸との文化交流を示す旗を立てた馬型埴輪など、日本の古代史を語る上で欠くことのできない貴重な資料が見つかっています。

平安時代後期になると武蔵武士の活躍の舞台となりました。忍氏や長野氏、河原氏などが登場し、鎌倉幕府が開かれると御家人として武士の世を切り開いていきました。

15世紀中ごろに関東地方で戦国の動乱が始まると、北武蔵の領主たちの中で次第に勢力を蓄えた成田氏は、自然の地形を巧みに生かして忍城を築きました。成田氏は忍城を拠点として、古河公方足利氏や関東管領上杉氏、戦国大名の北条氏や上杉謙信など関東で戦いを繰り広げた有力者たちの間を巧みに生き抜きましたが、北条氏の配下となったため、関東に出兵した豊臣秀吉の大軍と戦うことになりました。秀吉は忍城を攻めるため、石田三成を総大将とする二万の軍勢を派遣し、成田方は忍城に籠城してこれを迎え討ちました。三成は城の周囲に堤防を築き水攻めを仕掛けますが、小田原落城後まで持ちこたえました。この忍城攻防戦は戦国時代の関東における最後の戦いとして、現在まで語り継がれています。

近世になると忍城は譜代大名の居城となり、忍藩が成立しました。特に幕藩体制の安定に力を発揮した老中松平信綱や阿部忠秋が城主となったことから、忍城は「老中の城」としての地位を確立しました。石高も十万石となり城郭や城下町も整備され、忍城周辺の農村は関東有数の穀倉地帯として発展していきました。

明治になり廃藩置県を経て忍藩は埼玉県の一部となり、明治の合併によって市域は1町12村に編成されました。忍町には北埼玉郡役所が置かれ、北埼玉の政治や経済の中心となりました。江戸時代後半に始まった足袋産業は、明治中期になると需要の増加や社会資本の整備により大きく飛躍し、行田足袋の名声は全国に知れ渡りました。

戦後の混乱が落ち着きを見せ始めた昭和24年、忍町は市制を施行し、行田市となりました。昭和の合併により市域を拡大し、高度経済成長時代には国鉄駅の誘致、工業団地の造成、市街地の区画整理など大規模な開発事業が行われ、現在の発展の基盤を築いていきました。

さらに近年では、旧南河原村との合併を経て新たなスタートを切り、歴史と伝統に支えられた文化都市としての性格を基調としながら、現代の都市住民の多様な価値観にも対応できる機能を備えた“質の高い生活”を実現するまちへと着実に歩み続けています。

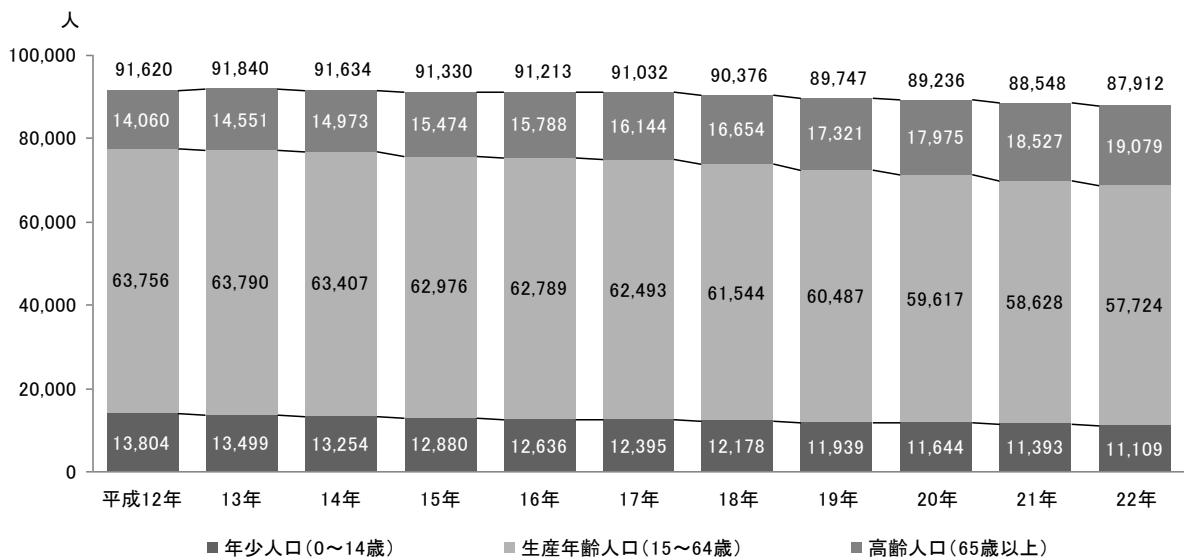
2. 人口・世帯の状況

(1) 総人口及び年齢3区分比率の推移

本市の総人口は、平成13年までは増加傾向にありましたが、それ以降は減少に転じ、平成22年1月1日現在で87,912人となっています。

また、年齢構成の推移を見ると、平成12年は年少人口（0～14歳）が15.1%、高齢人口（65歳以上）が15.3%だったものが、平成22年には年少人口（0～14歳）が12.6%、高齢人口（65歳以上）が21.7%と少子・高齢化が進行していることがうかがえます。

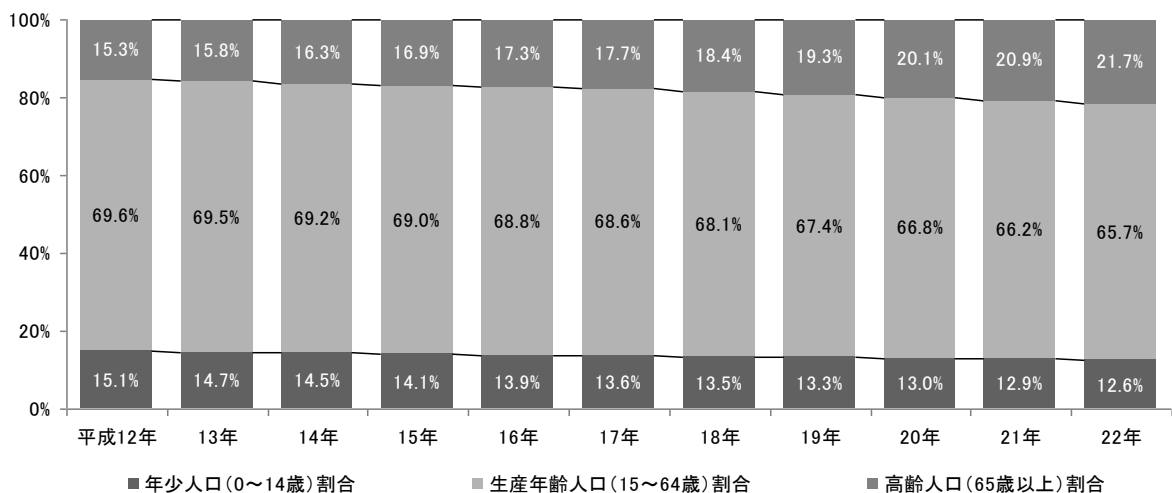
■総人口の推移



資料：埼玉県町（丁）字別人口調査結果報告概要（各年1月1日現在）

※平成17年までの数値は、旧南河原村を含む。

■年齢3区分比率の推移



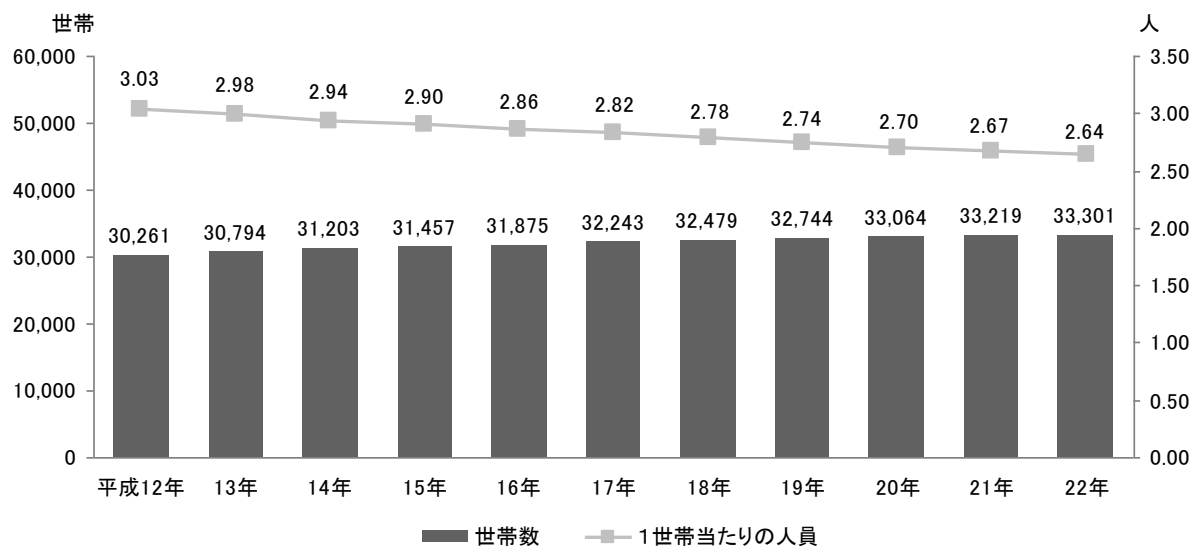
資料：埼玉県町（丁）字別人口調査結果報告概要（各年1月1日現在）

※平成17年までの数値は、旧南河原村を含む。

(2) 世帯数の推移

世帯数の推移を見ると、増加の一途をたどっており、平成22年では33,301世帯となっています。しかしながら、1世帯当たりの人員は、平成12年の3.03人から平成22年では2.64人となっており、世帯構成人員が減少していることがうかがえます。

■世帯数の推移



資料：埼玉県町（丁）字別人口調査結果報告概要（各年1月1日現在）

※平成17年までの数値は、旧南河原村を含む。

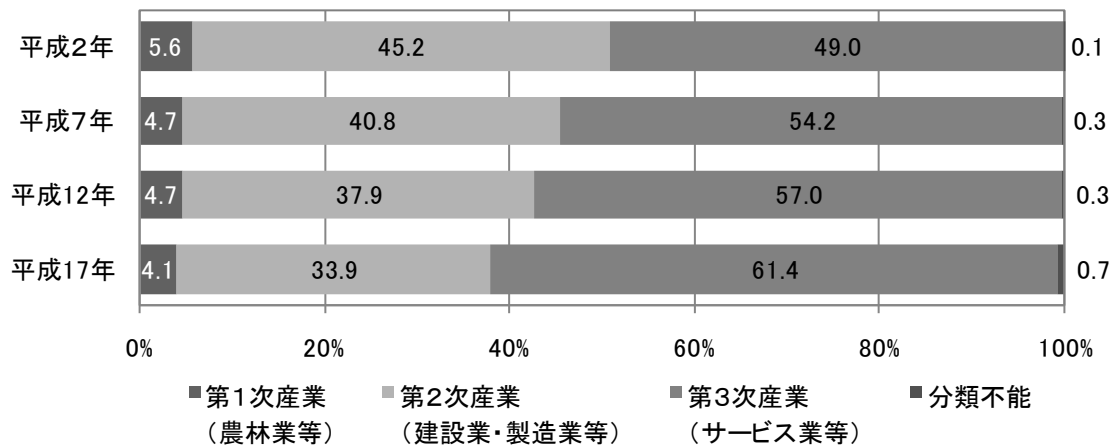
3. 産業の状況

(1) 産業別人口比率の推移

産業別人口比率の推移を見ると、第1次産業はあまり変化がありませんが、第2次産業が減少し、第3次産業が増加しています。

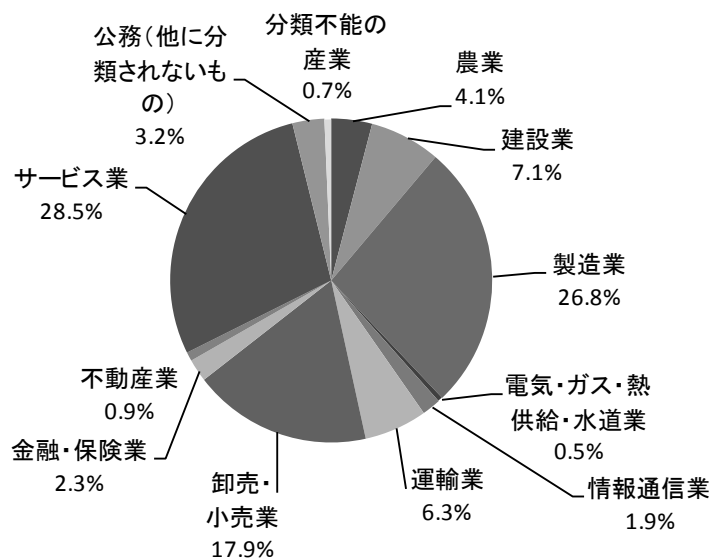
また、産業構造については「サービス業」が28.5%と最も高く、次いで「製造業」が26.8%、「卸売・小売業」が17.9%となっています。

■産業別人口比率の推移



資料：国勢調査

■産業構造の状況

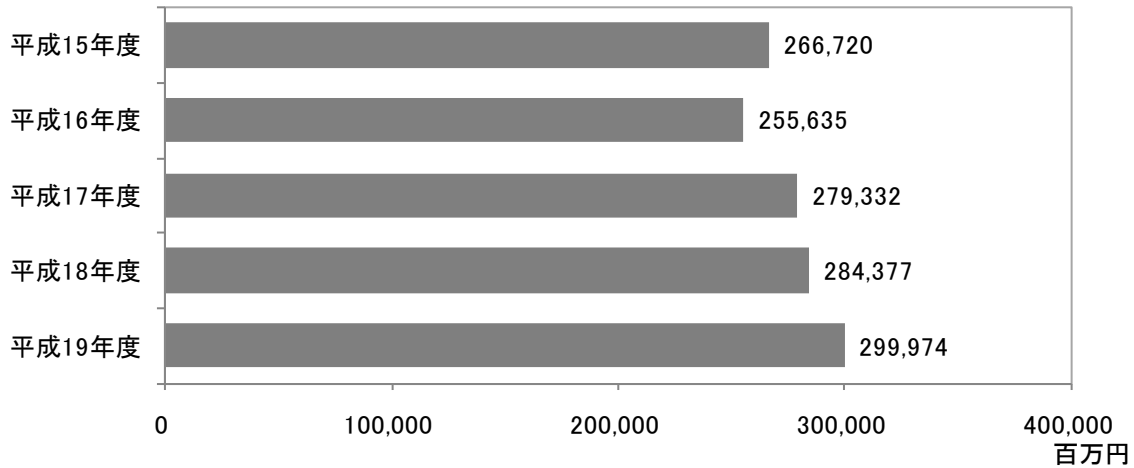


資料：国勢調査（平成17年）

(2) 市内総生産額の推移

市内総生産額の推移を見ると、年々増加傾向にあり、平成19年度では約3,000億円となっています。

■市内総生産額の推移



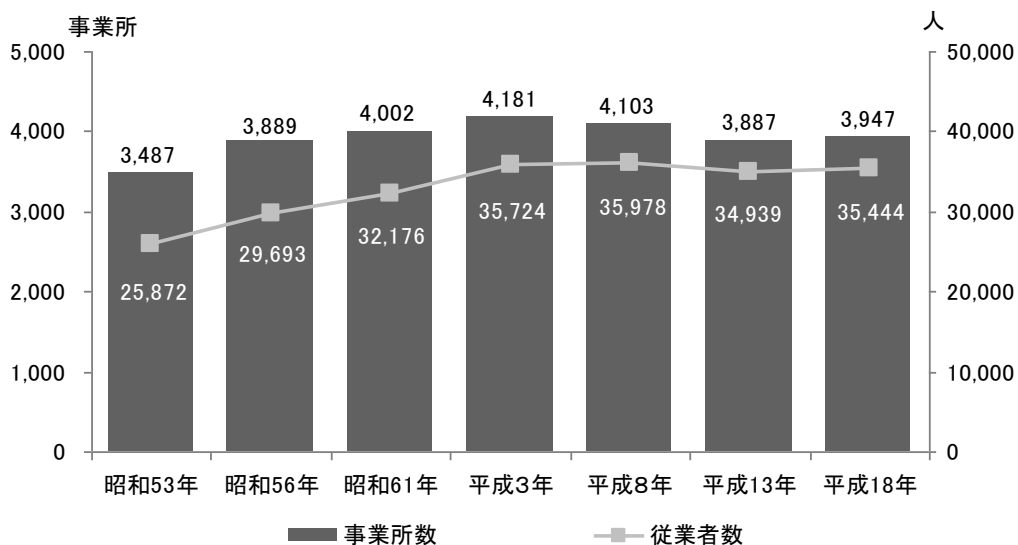
資料：埼玉の市町村民経済計算

(3) 事業所数・従業者数の推移

事業所数の推移を見ると、平成3年をピークに減少傾向にありましたが、平成18年にはやや増加しています。

また、従業者数の推移を見ると、平成8年をピークに減少しましたが、事業所数と同様に平成18年にはやや増加しています。

■事業所数・従業者数の推移



資料：事業所・企業統計調査

第3章 行田市を取り巻く社会状況

我が国の社会状況の大きな変化に伴い、地方自治体を取り巻く環境も大きな転換期にあると言えます。

本市のまちづくりの方向性を考える上で、こうした状況の変化を的確に把握していく必要があります。ここでは、特に重要と思われる以下の7点について現状を整理します。

1. 少子・高齢化の進行による人口減少及び人口構造の変化

現在、我が国は世界に類を見ない速さで少子・高齢化が進行しています。平成17年には総人口が初めて「自然減」に転じ、国が示した予想を上回る速さで人口減少が加速しています。合計特殊出生率*は平成17年に1.26という過去最低となる数値を記録し、その後はやや回復したものの平成21年で1.37と、人口を安定維持できるとされる2.08には程遠い数値となっています。

さらに、いわゆる「団塊の世代」が高齢期を迎え、高齢者の割合が急速に高まることから、人口減少と高齢化が同時に進行することになります。こうした人口構造の変化は、福祉・医療・労働など、まちづくり全般に大きな影響を与えることとなります。

2. 持続可能な循環型社会*の構築

地球温暖化*やオゾン層破壊*など、地球規模での環境問題が深刻化しています。こうした現象の背景には、大量生産・大量消費・大量廃棄といったこれまでの社会経済システムの弊害が挙げられ、資源の乱獲や乱開発の防止などが課題となってきました。

平成17年2月の京都議定書の発効に伴い、CO₂の削減をはじめとする地球温暖化対策を総合的に推進することが義務付けられており、資源を有効に利用する意味で循環型社会の構築がとりわけ重要です。

今後は、自然環境を意識した個人レベルの取り組みや、クリーンエネルギー*の活用といった組織的な取り組みなどにより、持続可能な循環型社会の構築を推進することが求められています。

3. 将来を担う人材を育てる教育と生涯学習の重要性の高まり

青少年による凶悪な犯罪や学校におけるいじめ、不登校、校内暴力などの社会問題は依然として解決に至っていないのが現状です。これらの現象の背景には、教育力の低下、人間関係の希薄化、社会体験の不足、生活習慣の乱れなど、青少年の健全な育成に必要な環境の悪化が原因と考えられます。また、若者を中心にニート*やフリーター*が増加しており、若者の「生きる力」をはぐくむことが求められていると言えます。

学校教育では、経済協力開発機構（OECD）による学力国際比較調査の結果において、学力低下が確認され、深刻な問題となっています。そのため、子どもを教え育てる立場にある親・教師の指導力・教育力を高めることが必要であると言われていています。そこで教育を取り巻くさまざまな課題に対応し、将来を担う人材の育成を図るための教育に取り組むことが求められています。

生涯学習では、社会環境が急激に変化していく中、市民が自己を見失うことなく、心豊かで充実した人生を送るためには、生涯の各時期に、必要に応じて、さまざまな学習内容や方法を自らの意思で選択して学習することが必要です。そこで生涯学習の環境を、市民が学習の成果を生かしながら行政と協働してつくり上げていくことが求められています。

4. 「安心・安全」への関心の高まりと地域の中のつながりの必要性

地震や風水害など自然災害への不安、子どもや高齢者など社会的弱者を狙った犯罪の増加などにより、さまざまな分野において安心・安全に対する関心が高まっています。

これらの被害を最小限に食い止めるには、個人や家庭での取組みとともに、隣近所や地域における人と人とのつながりが重要となっています。

また、今後は急激な高齢者の増加が見込まれる中で、公的なサービスだけでは対応しきれないケースが想定されることから、地域住民やボランティアなどによる地域における支え合い、いわゆる「地域福祉*」の概念も、その重要性が高まっています。

そのため、地域の中で互いに協力し合う共助の考え方を広めるとともに、コミュニティづくりへの支援に取り組むことが求められています。

5. グローバル化*による産業構造の変化

経済は、規制緩和等の拡大によりますますグローバル化し、これに伴い産業構造も大きく変化しています。

産業別に見ると、第1次産業・第2次産業が減少し、第3次産業が増加する傾向にあります。この要因は、低価格で大量仕入れが可能な海外からの食糧調達や、低コストでの生産が可能な海外へと多くの生産拠点が移転していることなどが挙げられます。農林業や製造業の衰退は、地域における雇用機会の減少など、まちの活力や魅力の低下につながることから、今後は、経済・産業の動向を見据えながら、地域固有の課題やニーズに対応し、地域に密着した産業の振興など、適切な対応が求められています。

6. 高度情報化の展開

携帯電話やインターネットなど、情報通信技術の飛躍的な進展により、だれもが必要な時に必要な情報を容易に得ることができる環境にあります。このことは、物理的な距離を短縮でき、自宅にいながらのさまざまな情報収集や買い物など、生活の利便性と快適性を向上させる一方、情報技術の手段を持たない人たちとの間に、格差が広がる恐れが指摘されています。

また、情報通信技術については、幅広い分野での活用が進められている一方で、個人情報の流出やコンピュータ犯罪などの防止、情報セキュリティ対策の強化も必要とされています。

今後は、これらの課題に対して的確な対応を図りながら、行政サービスを効率的に提供する手段として、高度情報化技術の積極的な活用が求められています。

7. 地方分権・規制緩和などまちづくりを取り巻く流れ

地方分権の進展により、地方公共団体の政策の自己決定権が拡大し、これまでに増して「自己決定・自己責任」のもとで地域の実情やニーズを踏まえた魅力あるまちづくりが可能となりました。しかし、国は、国庫補助負担金の削減、税源移譲、地方交付税の改革を一体で行う三位一体改革を推進しましたが、地方自治体の財政運営は依然厳しく、主体性・独自性を出した施策に取り組むことは、財政面からは困難な点があると言えます。

そこで、今後は、市民やボランティア・NPO*などと協働し、創意工夫をしながら個性あふれる魅力あるまちづくりを進める必要があります。

また、これまでは全国で市町村合併が進んできましたが、国では道州制の導入が検討されるなど、今後、本市を取り巻く枠組みも大きく変わる可能性が考えられます。

第4章 行田市の基本課題

市民の声や社会の潮流を踏まえ、本市の特色を生かしながら新たなまちづくりを進めるために、特に重要なものとして以下のような課題が挙げられます。

1. 人口減少社会への対応

全国的な傾向と同様、本市においても総人口が減少に転じています。この傾向に歯止めをかけ、まちの活力を維持していくためには、多様なライフスタイル*を求める市民の声に常に耳を傾けながら、計画的な生活環境の整備や交通利便性の向上などをはじめとする各種施策のさらなる充実により新たな定住を促進するなど、「住んでみたいまち」「住み続けたいまち」を実感できる取組みを推進していく必要があります。

2. 保健・医療・福祉環境の充実

健康福祉分野を重視する市民ニーズを踏まえるとともに、急速に進む少子・高齢化に対応するため、子どもから高齢者まで、すべての市民が健康で安心して暮らせるまちづくりを進めていくことが重要となっています。そのため、子育て環境の整備、予防に重点を置いた健康づくり体制の充実をはじめ、地域ぐるみの福祉体制の構築など、健康福祉社会の形成を図っていく必要があります。

3. 環境の保全と創造

現在及び将来の市民の潤いと安らぎのある生活を確保するためには、本市の豊かな自然環境を保全し、より良い環境を創造するための取組みが求められています。さらに、地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることから、地球規模での環境問題の解決に寄与するため、地域ぐるみの取組みを積極的に推進する必要があります。

4. 多様な主体による協働のまちづくりの推進

さまざまなニーズに応えながら効率的な行政運営を行うには、もはや行政の力だけでは限界にきています。今後は、市民の政策形成への参画、市民との協働による政策の実施が不可欠となっています。さらに、市民と行政との間の領域について「新しい公共*」の概念のもとに「協働」の確立を図り、互いの役割分担と責任を持って、市民サービスが充実したまちづくりを進めていく必要があります。

5. 地域資源の活用と連携による産業の振興

本市の活力を増進させる手段として、市内各所にある豊富な地域資源を発掘・保全し、それらを効果的に結び付け「行田らしさ」を感じることができる施策を創出することにより「交流人口」を増加させ、まちににぎわいをつくりだすことが求められています。また、農業・商業・工業などの各産業については、新たな起業機会の創出や付加価値をさらに高める取組みを図る必要があります。

6. 次代を担う人材の育成と生涯学習・文化活動の活性化

「まちづくりは人づくりから」という言葉があるように、次代の本市を担う子どもたちに対して、豊かな心とたくましく生きる力をはぐくむための学校教育環境の充実を図るとともに、自己実現の場や機会が充実した生涯学習・文化活動が盛んなまちづくりに向け、市民に開かれた総合的な学習の場を、より一層充実させるための取組みを進めていく必要があります。

7. 自立した自治体経営の推進

厳しい財政状況にあっても、行政には市民サービスの質の向上と維持により、市民福祉の向上に努める必要があります。本格的な地方分権社会を迎え、自主・自立の考え方に立って、効率的かつ効果的な事業を実施するとともに、戦略的な行財政経営の推進と、持続可能なシステムの構築を図っていく必要があります。

Ⅱ 基本構想

第1章 まちづくりの基本理念

市政のさまざまな分野において、市民の要望、社会の変化に的確に対応し、持続的に成長するまちを創造していくためには、まちづくりを構成するすべての要素に“元気”が必要です。

そこで、3つの“元気”を柱とした基本理念とそれぞれのキーワードを定め、目指すべきまちづくりの方向を市民と行政が共有し、互いの自主・自立のもと協働のまちづくりを進めます。

「ひとの元気・地域の元気・まちの元気」

ひとの“元気”

● 健康 【だれもが健やかに暮らせる元気なまち】

市民の元気の源となるものは、まず「健康」であると言えます。そのため、子どもからお年寄りまで、すべての世代にわたる健康と体力を増進させるための施策を推進し、市民が心身ともに健やかに、いつまでも元気に暮らせるまちづくりを進めます。

● 人材育成 【夢をはぐくみともに成長できる学びのまち】

「だれでも、いつでも、どこでも」生涯を通して学ぶことができる環境づくりを進めることにより、豊かな知性と創造力を兼ね備えた人材の育成を図るとともに、その人材を生かしたまちづくりを市民とともに進めます。

● 市民協働 【パートナーシップで未来をひらく協働のまち】

将来にわたり持続的に発展するまちを実現するためには、市民や企業をはじめだれもが協働し、連携してまちづくりを推進していくことが必要です。そのため、それぞれの役割分担のもとに自らが主体となり、ともに支え合い、責任を持ってまちづくりを進めることができるような体制の整備を図ります。

地域の“元気”

● 支え合い 【地域の力に支えられた安心・安全なまち】

本市には、そこに暮らす人々が互いに支え合い助け合う地域社会のつながり、昔ながらの「向こう三軒両隣」の考えが息づいています。少子高齢社会の進行に向け、だれもが安心して豊かな生活を送ることができるよう、あらゆる分野において「安心・安全」を基本的な視点としながら、地域全体でともに支え合える思いやりのまちを目指します。

まちの“元気”

● 継承と創造 【独自の資源を生かし新しい魅力を創造するまち】

本市には、古くから継承されてきた、ここにしかない貴重な歴史文化遺産と豊かな自然があります。それらを大切にし、学び、ふれあい、発信することにより、まちに誇りと自信を持ち、愛する心をはぐくむとともに、豊かな地域資源を活用した集客による交流人口の増加や産業の活性化により、にぎわいと活気あふれるまちを目指します。

● 環境との共生【自然環境と共生した快適でうるおいのあるまち】

本市の恵まれた自然環境を貴重な資源として守りはぐくみ、安全で快適な生活が営めるよう、環境に配慮した省資源・循環型社会の構築を図りながら、うるおいのあるまちづくりを進めます。

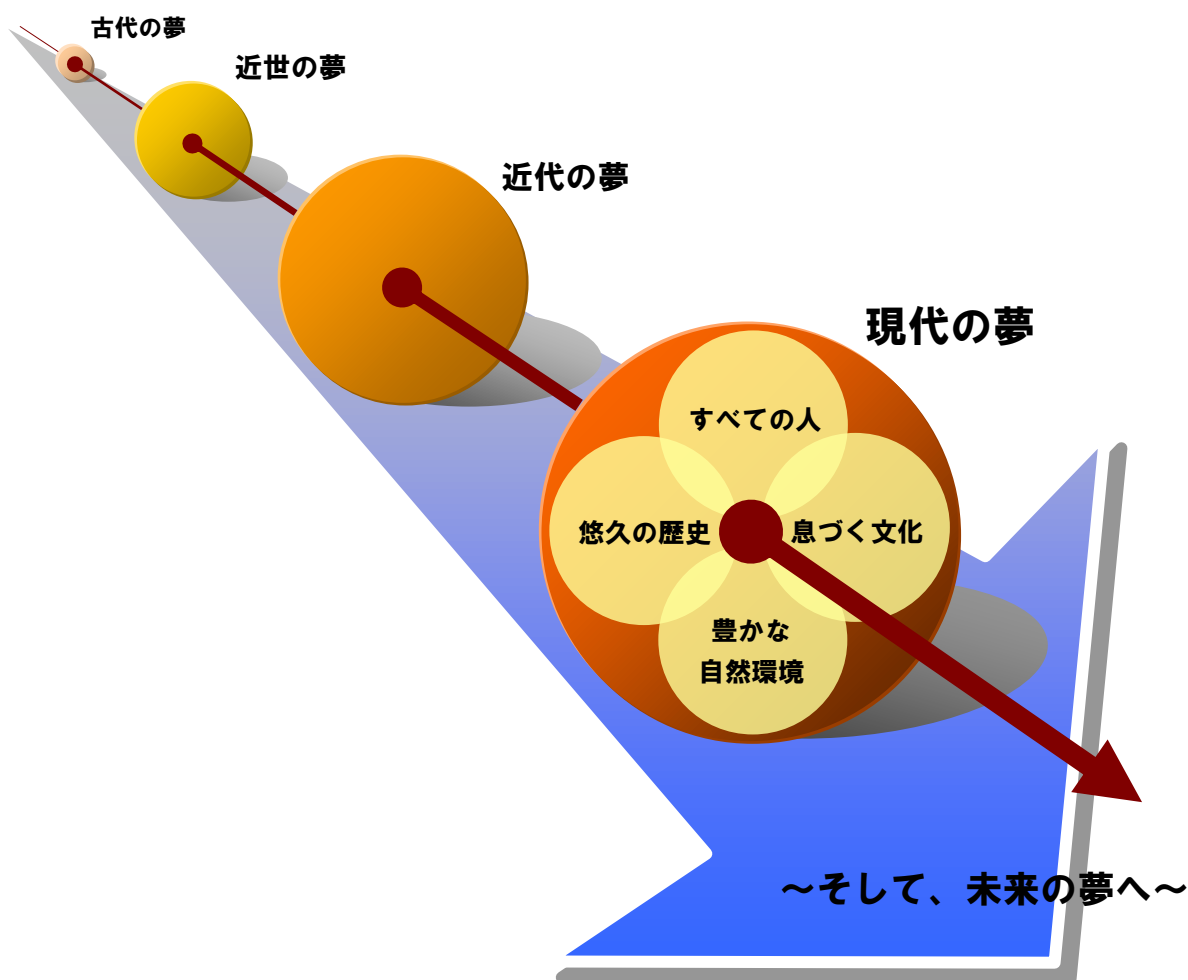
第2章 目指すべき将来像

まちづくりの基本理念に基づき、本市の将来像を次のとおり定めます。

「古代から未来へ 夢をつなぐまち ぎょうだ」

埼玉県名発祥の地である本市は、古代から続く悠久の時の流れとともに、豊かな自然と輝かしい歴史、薫り高い文化をはぐくんできました。

こうした先人から受け継いだまちの“財産”に誇りを持ち、守り、継承し、また、市民と行政との創意工夫によるまちづくりを進めることで、未来の市民へと夢をつなぎ、活力と希望に満ちたまちを目指します。



第3章 将来フレーム

1. 将来人口

(1) 定住人口

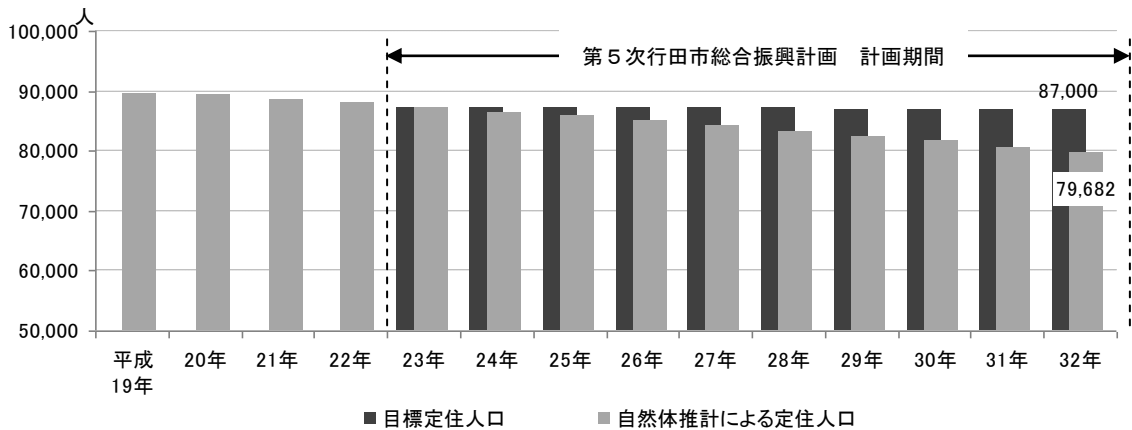
まちづくりにおいて、生活基盤整備などの面で「定住人口」は重要な指標となるものです。近年、出生率の低下などから全国の多くの市町村において、今後は人口の減少が予測されています。

これからの本市の将来人口を推計すると、人口は年々減少を続け、本計画の最終年度である平成32年度には、総人口は80,000人を下回ることが予測されます。しかし、今後のまちづくりを進めていく上で、一定の人口を維持していくことが、まちの活性化には必要不可欠です。このことから今後は、市政のあらゆる分野において、これまで以上に魅力ある施策を展開することにより人口減少の抑制に努め、平成32年度の定住人口（目標）を87,000人と設定します。

「平成32年度の定住人口」 = 87,000人

■計画年度内における定住人口推計

<コーホート変化率法による自然体推計と人口減少緩和施策実施との比較推計>



※コーホート変化率法…同じ年（または同じ期間）に生まれた人々の集団（コーホート）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。なお、実績人口は住民基本台帳及び外国人登録人口を基にしています。

(2) 交流人口

これからのまちづくりにおいては「定住人口」と併せ、人口指標の尺度として重要視されている「交流人口」の増加に向けて、にぎわいと活力あるまちづくりを進めていく必要があります。

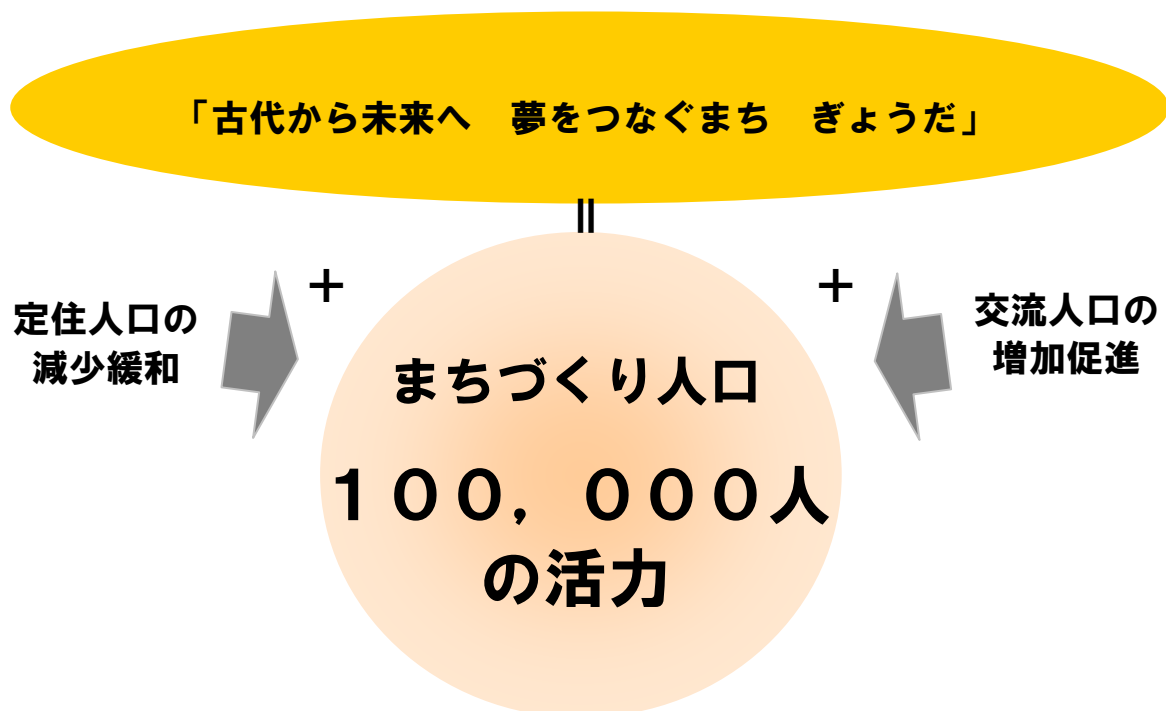
「交流人口」とは、観光、仕事、学習などさまざまな動機でまちを訪れる人口を意味しています。今後は観光施策の充実をはじめ、雇用機会の創出などの施策を総合的に推進することで交流人口のさらなる増加を図ります。

(3) まちづくり人口

本計画では、本市で活動するすべての人々をまちづくりの担い手とみなし「定住人口」と「交流人口」を合わせた「まちづくり人口」の目標を設定します。

本市に住む人だけでなく、本市を訪れ、働き、学ぶ人を含めて「まちづくり人口」と位置付け、本市のまちづくりに関わるすべての人が活躍できるまちづくりを進めることを目標に、まちづくり人口 100,000 人の達成を目指します。

■まちづくり人口の概念図



2. 土地利用

(1) 土地利用の基本的な考え方

土地は、市民のための限られた貴重な資源であり、「住み、働き、憩い、育て、ふれあう」といった諸活動にとって共通の基盤であるため、地域の発展や市民生活と深い関わりを持っています。

また、社会性・公共性を持った資源であることから、都市の均衡ある発展、自然との共生、安全で快適な環境の確保を図ることを基本として、有限な資源の保全に努めながら総合的に土地利用を進めていく必要があります。

(2) 土地利用の基本方針

新市建設計画*における基本方針を踏まえながら、地域ごとの特性に着目した適切な土地利用を通じて快適性と安全性を高めます。さらに、まちの活力の創出をはじめ、多様な市民ニーズに適切に対応できる土地利用を進めます。

① 都市的土地利用

本市の特色ある歴史や文化との調和を考慮しながら、資源を有効活用しつつ生活基盤や都市基盤の整備を進め、防災機能や生活環境の向上につながる快適な都市環境の創造を図ります。また、幹線道路や都市計画道路などの整備に伴う新たな土地利用形態の可能性について検討します。

② 農業的土地利用

本市の基幹産業である農業との調和を原則としながら、豊かな田園環境の保全に努めるとともに、ゆとりある生産活動の場として、都市近郊型の農業を積極的に推進します。

③ 自然的土地利用

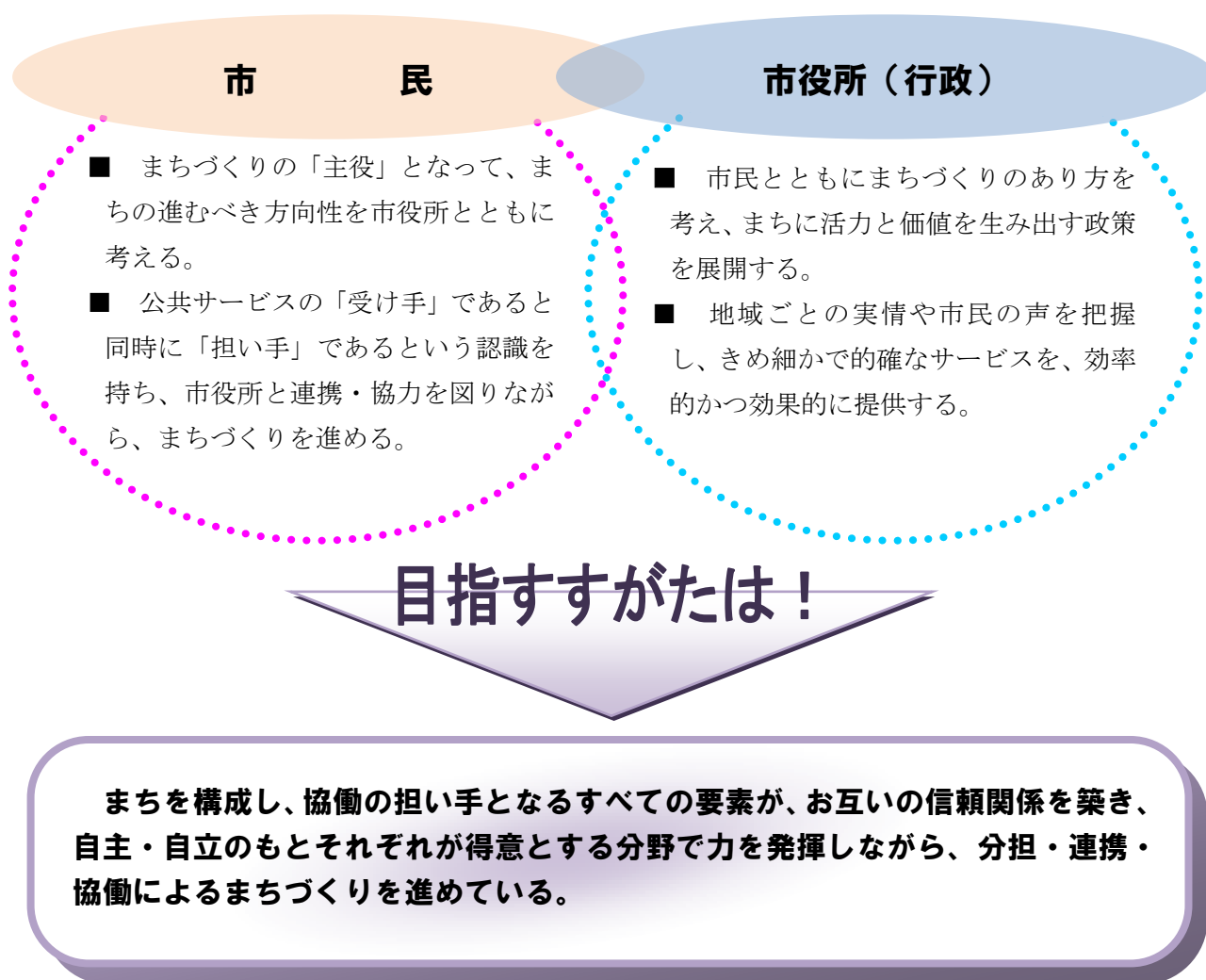
水と緑に恵まれた本市の豊かな自然環境を守り継承するために、適正な保全と管理に努めるとともに、生態系に対して十分に配慮した上で、自然とふれあえる空間づくりの整備を進め、憩いや健康づくりの場としての活用を図ります。

第4章 まちづくりの進め方

将来像の実現に向けたまちづくりを進めるためには、「自助・共助・公助*」の考え方による補完の原則に基づき、だれもがまちづくりに参画することが求められます。

このことから、市民と市役所（行政）は次のような役割分担のもとに、十分なコミュニケーションを確保しつつ、一人ひとりができることから行動を起こし、ともにまちづくりを進めていく必要があります。

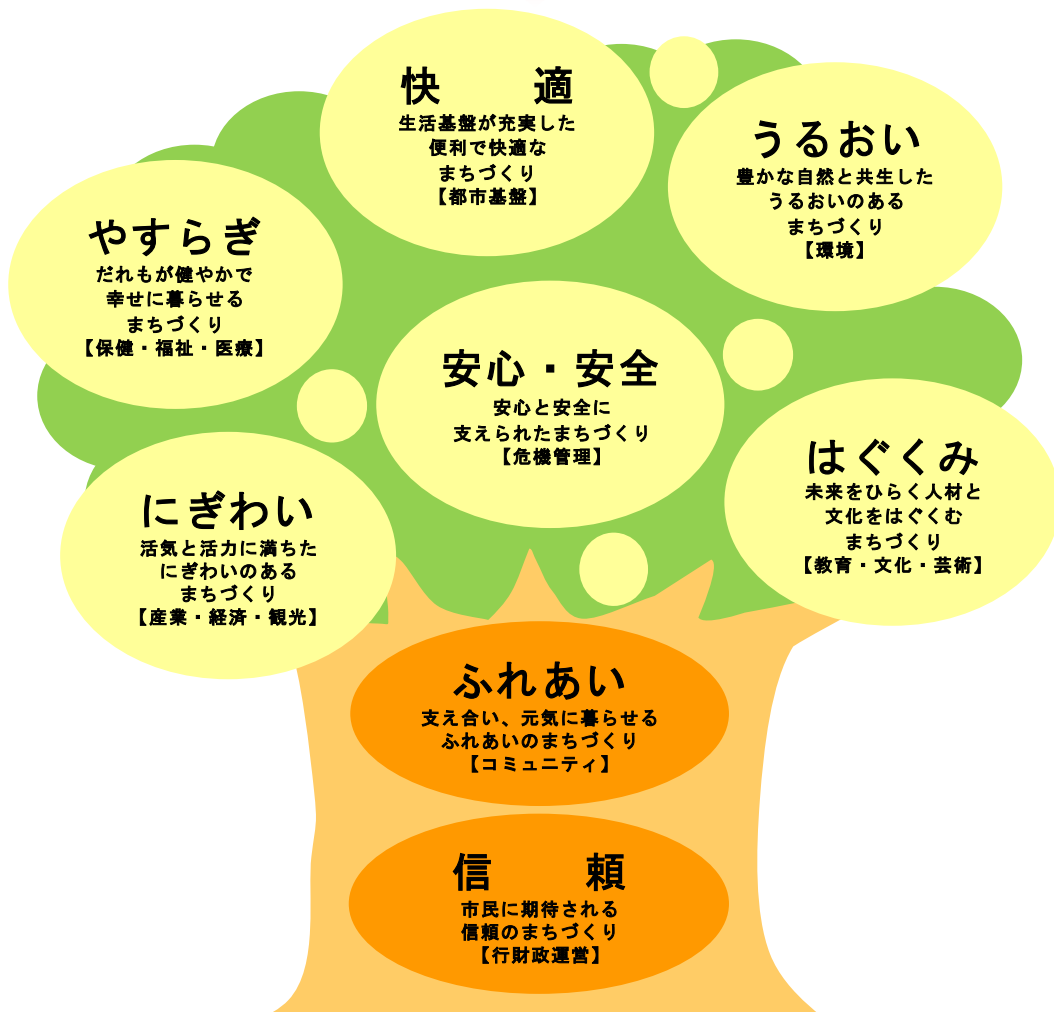
まちづくりにおける市民と市役所（行政）の役割



第5章 施策の大綱

将来像を実現するため、まちづくりの基本理念に基づいた8つの大綱を柱として各種施策に取り組み、まちの“元気”を創出します。

「古代から未来へ 夢をつなぐまち ぎょうだ」



まちづくりの基本理念 「ひとの元気・地域の元気・まちの元気」

【健康】	だれもが健やかに暮らせる元気なまち
【人材育成】	夢をはぐくみともに成長できる学びのまち
【市民協働】	パートナーシップで未来をひらく協働のまち
【支え合い】	地域の力に支えられた安心・安全なまち
【継承と創造】	独自の資源を生かし新しい魅力を創造するまち
【環境との共生】	自然環境と共生した快適でうるおいのあるまち

※まちづくりの基本理念である3つの“元気”を土壌として「ふれあい」と「信頼」の幹が育ち、「やすらぎ」「快適」「うるおい」「にぎわい」「安心・安全」「はぐくみ」の実をつけます。さらにすくすく育つことで、明るいまちの将来像に近づきます。

やすらぎ

だれもが健やかで幸せに暮らせるまちづくり【保健・福祉・医療】

(1) 健康に暮らせるまちをつくる

だれもが健やかで安心して満ちた暮らしを送り、生涯を通じて活動的な生活が送れるように市民の健康意識の向上に取り組みます。さらに市民一人ひとりが自分に合った健康づくりを実践し、健康寿命*の延伸に結びつく施策の推進と環境づくりを目指します。

(2) みんなで支え合うまちをつくる

住み慣れた家庭や地域で、すべての人がその人らしく自立し、安心した生活が送れるよう、地域全体で生活課題を解決していく取組みを進めます。

また、支援を必要とする家族や人を見守りながら、人々が積極的に支え合う福祉のまちづくりを目指します。

(3) 高齢者がいきいきと安心して暮らせるまちをつくる

高齢者が住み慣れた地域で元気に安心して暮らし続けられるよう、生活支援体制の強化を図るとともに、生きがいつくりと介護予防を推進します。また、人と人とのふれあいや、地域社会での助け合いによって、高齢者を支える地域ネットワークづくりの確立を図ります。

(4) 安心して子育てができるまちをつくる

子どもを生み、育てることに喜びを感じられるような地域社会づくりに向けて、子育て家庭への支援に努めるとともに、子どもたちが地域や自然とふれあい、健やかに成長できる子育て環境づくりを進めます。

(5) 障がい者が自立して暮らせるまちをつくる

障がい者が地域社会の中で自立した生活を確立できるよう、ノーマライゼーション*の理念を基本とし、障がい者のニーズを踏まえながら社会参加への機会の促進を図り、生活しやすい環境づくりに努めます。

また、市民が障がいへの理解を深めるため、啓発事業の充実や理念の普及を図り、心のバリアフリー*を目指します。

(6) いつでも必要な医療が受けられる安心なまちをつくる

市民がいつでも必要な医療が受けられるよう、関係機関との協力のもと、病院や診療所との連携体制をさらに強化し、地域医療体制の充実を図ります。

(7) だれもが安心して暮らせるまちをつくる

だれもが安心して生活するための基盤となる社会保障制度について、国民健康保険、国民年金などの制度に対する理解の促進と適正な運営に努めます。また、公平・公正な制度運営のもとに、自立支援の観点から生活者の支援を図ります。

快 適

生活基盤が充実した便利で快適なまちづくり【都市基盤】

（１）魅力あるまち並みをつくる

中心市街地にふさわしい活気と魅力あるまち並みを創出するため、行田らしい景観を生かした都市基盤整備を進めるとともに、市民、企業、NPOなどと連携したまちづくりに取り組みます。また、市内に残る多くの景観資源を保全するために、景観保全意識の向上を図ります。

（２）道路環境が快適なまちをつくる

市民の利便性の向上と安全で快適に通行できる交通ネットワークの充実を図るため、幹線道路、生活道路及び橋りょうの整備や維持管理を効率的かつ効果的に推進し、その効果を観光拠点や地域とのネットワークの構築に結び付け、快適な道路環境の創出を進めます。

（３）安全で快適に移動できるまちをつくる

鉄道、バス、タクシーなどの公共交通の利便性を高め、安全で快適に移動できるようにするため、バリアフリーをはじめとする利便性の向上について、関係機関に積極的に協力を求めています。また、移動の制約を受ける市民の日常生活を支える交通手段を確保するため、市内循環バスをはじめとして、市民ニーズに対応した公共交通の整備を進めます。

（４）豊かな緑と水辺環境に恵まれたまちをつくる

豊かな緑を身近で感じながら、心癒される環境の保全と形成を目指し、市民と協働し計画的な緑化を推進するとともに、地域の特性を生かした親しみやすく安心・安全な公園づくりと維持管理を行います。また、豊かな水辺環境に恵まれた本市の特徴を生かし、水とふれあい親しめる場としての有効活用を図りながら総合的な治水対策を進めます。

（５）安全で安定した水の供給と河川がきれいなまちをつくる

安心・安全でおいしい水道水を安定して供給していくために、水道施設及び設備の維持管理と充実に努めます。また、計画的な公共下水道整備を引き続き進め、快適な生活環境の確保に努めます。

（６）住環境が整った暮らしやすいまちをつくる

快適に暮らすことができる住環境を創出するため、住宅の安全対策をはじめ、市民との協力体制のもとに、良質で愛着が生まれる住環境の形成を図ります。

また、市営住宅の計画的な改修などによる住環境の整備や、地域特性に応じた良好な住宅建設の誘導などを進めます。

うるおい

豊かな自然と共生したうるおいのあるまちづくり【環境】

（１）資源循環型社会が形成されたまちをつくる

持続可能な循環型社会を目指すため、市民・事業者・行政の連携のもとに、ごみとなるものは持ち込まない（リフューズ）、ごみを減らす（リデュース）、繰り返し使う（リユース）、資源として再利用する（リサイクル）を推進するとともに、適正な廃棄物処理対策を推進します。

（２）自然環境とのふれあいに満ちたまちをつくる

本市に残る豊かな自然を次世代に受け継ぐとともに、いつでもふれあうことができるよう、市民・事業者・行政がそれぞれの役割分担に応じた環境保全活動に取り組み、人と自然が共生できるまちづくりを進めます。

（３）地球環境にやさしいまちをつくる

地球規模で進む環境問題に対応するため、環境教育や環境学習の充実による意識啓発を図るとともに、新エネルギー*の導入や省エネルギーの推進に努め、CO₂削減をはじめとした地球温暖化対策に積極的に取り組みます。

にぎわい

活気と活力に満ちたにぎわいのあるまちづくり【産業・経済・観光】

（１）地域の魅力にあふれたまちをつくる

本市は、埼玉古墳群をはじめ忍城址や市内に点在する足袋蔵などの歴史資源、古代蓮や利根川などの自然資源、フライやゼリーフライといった独自の食文化に代表される文化資源など、豊かな観光資源に恵まれています。こうした資源の有効活用を図り、独自の魅力と特色を創出するため、観光資源間のネットワーク化や観光イベントの充実に努めるとともに、積極的な情報発信により「訪れたいまち」を目指します。

（２）安心・安全な農産物を供給できるまちをつくる

食の安心・安全を重視する消費者ニーズに対応するため、特産品や農業生産物の付加価値向上に向けたブランドの確立を目指すとともに、地産地消*を基盤とする販路の充実、環境保全型農業など、新しい農業の展開を図ります。また、安定して農産物を供給できる農業を目指し、後継者の育成や生産基盤の整備に努め、農業生産の向上を図ります。

さらに、農業に対する消費者の理解を深めるために、市民が農業とふれあえる場の創出に努めます。

（３）商業活動が活発なまちをつくる

にぎわいのあるまちづくりを目指し、地域のまちづくり活動や観光資源等との連携を図りながら、事業者組織への支援などに努め、社会経済環境の変化や消費者の需要に柔軟に対応できる魅力と活力のある商店街づくりを進めるとともに、新たな起業機会の創出を支援することにより、商業の活性化を図ります。

（４）地域産業が盛んなまちをつくる

企業に対する経営支援の充実に努めるとともに、地域の伝統産業を守り育てるため、経営の近代化や技術の継承への支援を推進します。また、市民が安心して働き続けられるようにするため、新産業や優良企業の誘致に取り組み、活力ある産業の基盤づくりを進めます。

（５）安心して働けるまちをつくる

多様化する勤労者ニーズに対応するため、関係機関との連携のもとに職業能力開発の支援や相談機能の充実に努めながら、市民の就労機会の拡充を進めます。

安心・安全

安心と安全に支えられたまちづくり【危機管理】

（１）犯罪のない安心なまちをつくる

市民が安心して暮らせるまちを目指して、地域、ボランティア、関係機関との連携を図り、地域ぐるみの防犯活動を推進するとともに、防犯意識の啓発や防犯施設の充実を図り、犯罪のない地域環境の整備に努めます。

（２）災害に強いまちをつくる

災害に強いまちづくりを推進するため、市民の防災意識の向上を図り自主防災組織*の育成に努めるなど、地域と一体となった防災体制の強化を図ります。また、市有施設の耐震化を図るとともに、情報伝達体制や防災設備の整備を進め、災害時に迅速に対応できる体制づくりを図ります。

（３）交通事故のない安全なまちをつくる

市民一人ひとりの交通安全意識を高めるための啓発活動を推進するとともに、交通事故のない安全で快適な環境づくりを進めます。

（４）消防・救急体制が整った頼れるまちをつくる

市民の生命、身体及び財産を守るため、迅速かつ的確に対応できる消防・救急体制の充実と強化に努めます。また、地域や事業所に対する啓発活動を推進し、連携強化を図ることにより、地域の消防・救急力を向上させ、暮らしの安全性の向上を目指します。

（５）安心して消費生活が送れるまちをつくる

市民が安心・安全な消費生活を送ることができるよう、消費や商品に関する情報提供や相談体制を充実し、消費者意識の向上を図ります。

はぐくみ

未来をひらく人材と文化をはぐくむまちづくり【教育・文化・芸術】

（１）感受性豊かな子どもをはぐくむまちをつくる

就学前の子どもにとって家庭は最も身近な学びの場であり、教育の出発点であることから、家庭教育など子育てに関する情報の提供とともに、相談・支援体制の充実を図ります。

また、家庭・学校・地域との連携を図り、地域住民の協力を得ながら、子どもたちが基本的な生活習慣や社会性を身に付けられるよう、広く社会で子育てする環境整備に取り組みます。

（２）生きる力のある子どもをはぐくむまちをつくる

子どもの豊かな心とたくましく生きる力をはぐくむため、地域と連携した個性ある学校づくりを進め、一人ひとりの個性を伸ばすきめ細かな教育を推進します。

また、子どもたちが夢をはぐくみ安心して学ぶことができるよう、健全な心身の育成と教育環境の整備を進めます。

（３）学びの環境にあふれたまちをつくる

市民が自発的な生涯学習や文化活動に取り組み、健康で文化的な生活を送ることができるよう、学習環境の充実に努めます。

また、生涯学習の拠点となる公民館や図書館、郷土博物館などの施設について、だれもが使いやすく、さらに地域コミュニティの活性化につながるような機能の整備と充実を図ります。

（４）スポーツと文化・芸術活動が盛んなまちをつくる

市民一人ひとりがスポーツや文化・芸術に親しむことで、生涯にわたり明るく健康な生活を実現させるために、的確な情報提供や啓発活動の推進、指導者や団体の育成などの体制整備と環境の充実に努めます。

（５）歴史と文化を大切にすまちをつくる

市内に所在する各種文化財を市民とともに保存・活用するとともに、地域で受け継がれてきた伝統文化を継承・発展させ、市民と行政がともに手を携えて歴史・文化を生かしたまちづくりを進めます。

(6) 思いやりのある青少年を育てるまちをつくる

将来の地域社会を担う青少年を育成するため、青少年の自主的な体験活動を促進するとともに、家庭・地域・学校が連携して有害環境の浄化や問題の早期発見に努め、地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組みます。

(7) 知的資源を生かしたまちをつくる

ものづくり大学やテクノ・ホルティ園芸専門学校等の高等教育機関が有する情報や技術を活用し、未来を担う人材を育成するとともに、これらの教育機関を活用した個性あるまちづくりを推進するため、地域の知的資源である高等教育機関との交流・連携の充実に努めます。

ふれあい

支え合い、元気に暮らせるふれあいのまちづくり【コミュニティ】

（１）市民と行政が協働するまちをつくる

市民と行政が一体となった協働のまちづくりを進めていくために、市民意識の高揚を図るとともに、市民参画のシステムを確立し、お互いの役割分担のもと、ともに考え行動していく機会の拡充と体制の構築に努めます。さらに、積極的な情報提供により、パートナーとしての情報の共有と意見の反映に努めます。

（２）コミュニティ活動が活発なまちをつくる

活力ある地域社会の実現に向けて、自治会をはじめとする地域組織の育成を図るため、地域リーダーの発掘・育成や若年層の参加の促進を図るとともに、情報提供やコミュニティ活動への支援を積極的に進め、地域住民の連帯感の創出や活動団体間の連携強化を図ります。

（３）一人ひとりの人権が尊重されるまちをつくる

市民一人ひとりの基本的な人権が尊重され、それぞれの個性と能力を發揮することができる明るい社会の実現を目指して、人権教育・啓発をはじめとする各種施策を総合的に推進し、人権尊重の正しい理解と認識の普及に努めます。

（４）男女が互いに支え合い社会参画できるまちをつくる

男女がともに参画できる社会の確立に向けて、市民の意識啓発、協働による推進体制の整備・充実を図ります。

（５）交流活動が盛んなまちをつくる

他地域や異文化への理解を深め、広く豊かな視点と交流の輪が広がるよう、交流活動の拡大と積極的な推進を図ります。

信 頼

信頼のまちづくり【行財政運営】

市民に期待される信頼のまちづくり【行財政運営】

（１）経営感覚を備えた市役所（行政）をつくる

厳しさを増す財政状況の中で安定した行政サービスを継続して提供するために、事業の成果を重視し、経営感覚を備えた簡素で効率的な行財政運営を推進します。また、市民ニーズに的確に対応しながら、必要性和優先度を考慮した効率的な事業の展開を図ります。

（２）親しみと信頼が持てる市役所（行政）をつくる

親しみと信頼が持てる市役所は、市民とともにまちづくりを進めていく上で欠かせないものです。このため、開かれた市政を推進するために、窓口サービス等の充実をはじめ、分かりやすい情報の提供を図ります。また、職員研修の充実に努め、公務員としての自覚と意識の向上を図り、信頼される「人財*」の育成に努めます。

さらに、多様化する行政需要に対応するため、組織横断的な連携に努めるとともに、機動性に富んだ組織体制の整備を図ります。

Ⅲ 基本計画

基本計画のページ構成(基本計画の見かた)

基本計画は、基本構想における大綱を具体的に示すとともに、政策、施策を体系立てています。ここでは今後の社会経済状況に鑑み、政策展開における基本的な方向性を簡潔に示すこととしました。各項目の内容については、以下のとおりです。

【政策が目指すがた】

将来実現すべき状態、あるべきすがたを掲げています。

【政策の展開】

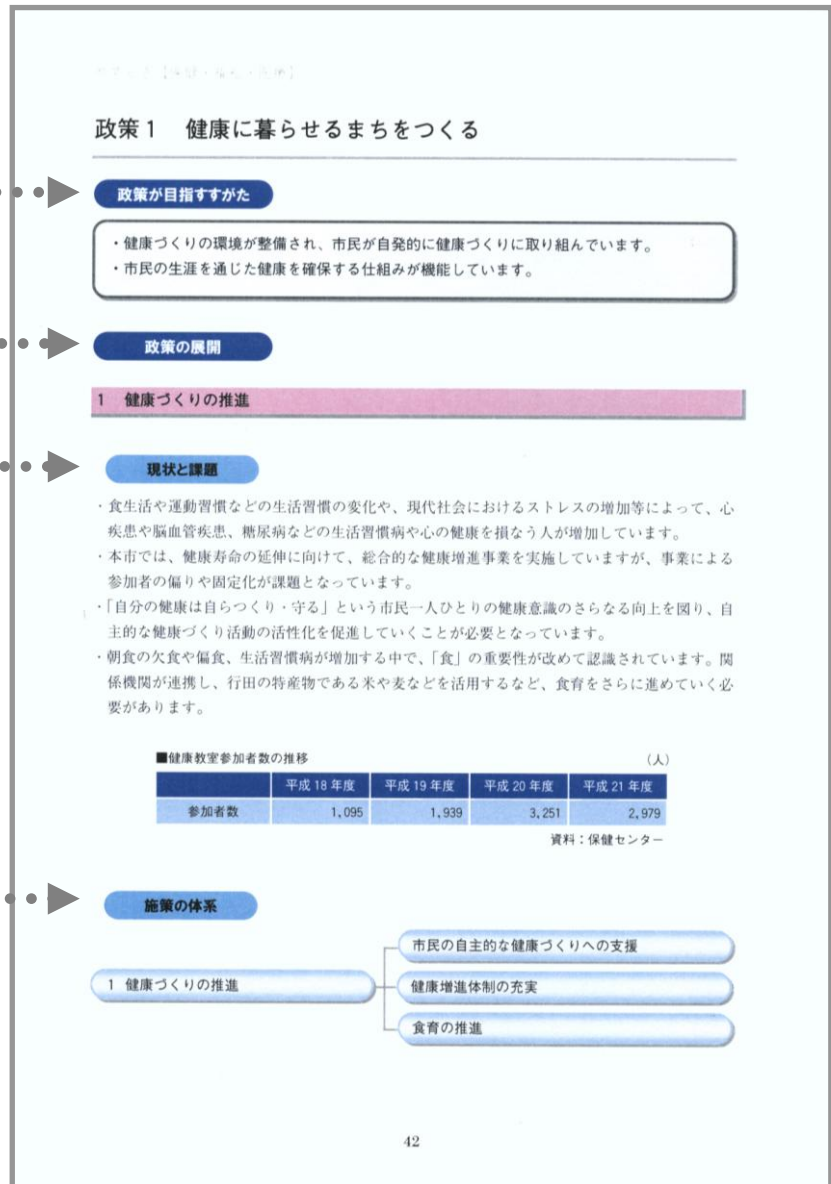
「政策が目指すがた」を実現するための取組みを政策として掲げ、それぞれ現状と課題を整理しています。そして課題解決に向けた具体的な施策を体系立て、主な施策として基本的な取組みの方向性を示しています。

<現状と課題>

時代の潮流や国の動向、本市を取り巻く状況から、基本的な問題点や課題を整理しています。併せて関連するデータを参考として掲載しています。

<施策の体系>

政策に基づく施策を体系立てて示しています。



<主な施策>

それぞれの施策に対する基本的な取組みの方向性と考え方を示しています。

やすらぎ【保健・福祉・医療】

主な施策

- ① 市民の自主的な健康づくりへの支援
・健康づくりに関する意識の普及・啓発活動を推進するとともに、継続して取り組めるよう支援することにより、市民の自主的な健康づくり活動を促進します。
- ② 健康増進体制の充実
・栄養・運動・休養のバランスのとれた生活習慣の定着が図られるよう、各種健康教育やさまざまな機会を捉えた相談体制の充実に努め、生涯を通じた健康づくりを推進します。
- ③ 食育の推進
・米や麦など行田の特産物を活用し、食育の普及・啓発活動に努めるとともに、「食」からはじめる健康づくりを推進することにより、「食」の重要性に対する市民の意識を高めます。
・ライフステージに合わせ、一人ひとりの健康状態に応じた食生活に関する相談・指導を行うなど、食生活改善推進員による活動を推進するとともに、相談・指導ができる人材の養成に努めます。

まちづくり指標

指標名	単位	現状値	目標値	
			5年後	10年後
健康教室への参加者数	人	2,979	4,000	5,000
自らが健康と思える市民の割合	%	76.0	80.0	85.0

市民ができること

- ・健康生活を充実させるため、自分の健康は自分で管理する。
- ・食に関する知識と食を選択する力を習得して、自ら健全な食生活や食習慣を実践する。

未来への提案

●地域の活力は健康から
・誰もが健康な生活を送ることができ、地域活動に積極的に参加することができるよう、市民一人ひとりが自ら行う健康づくりを支援するとともに、健康づくりの機会や場を充実させる。
～ぎょうだ夢づくり会議提言書より～

43

<まちづくり指標>

施策の達成状況を客観的に測っていくために、代表的な項目を「まちづくり指標」として掲げ、数値化したものです。

「行田市市民意識調査」から指標を引用した項目における現状値の捉え方については、判定項目5段階評価のうち、上位2段階評価（「良いと感じる・どちらかといえば良いと感じる」または「満足している・どちらかといえば満足している」）の合計値としています。

<市民ができること>

市民と行政がともにまちづくりを進めていくために、市民が取り組むことができる身近な例を示しています。

<未来への提案>

政策の実現と発展に向けて、「ぎょうだ夢づくり会議」からの提言を掲げています。

【保健・福祉・医療】 やすらぎ

第1章 だれもが健やかで幸せに暮らせるまちづくり

施策の体系





政策 1 健康に暮らせるまちをつくる

政策が目指すがた

- ・健康づくりの環境が整備され、市民が自発的に健康づくりに取り組んでいます。
- ・市民の生涯を通じた健康を確保する仕組みが機能しています。

政策の展開

1 健康づくりの推進

現状と課題

- ・食生活や運動習慣などの生活習慣の変化や、現代社会におけるストレスの増加等によって、心疾患や脳血管疾患、糖尿病などの生活習慣病や心の健康を損なう人が増加しています。
- ・本市では、健康寿命の延伸に向けて、総合的な健康増進事業を実施していますが、事業による参加者の偏りや固定化が課題となっています。
- ・「自分の健康は自らづくり・守る」という市民一人ひとりの健康意識のさらなる向上を図り、自主的な健康づくり活動の活性化を促進していくことが必要となっています。
- ・朝食の欠食や偏食、生活習慣病が増加する中で、「食」の重要性が改めて認識されています。関係機関が連携し、行田の特産物である米や麦などを活用するなど、食育*をさらに進めていく必要があります。

■健康教室参加者数の推移

(人)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
参加者数	1,095	1,939	3,251	2,979

資料：保健センター

施策の体系

1 健康づくりの推進

市民の自主的な健康づくりへの支援

健康増進体制の充実

食育の推進

主な施策

① 市民の自主的な健康づくりへの支援

- ・健康づくりに関する意識の普及・啓発活動を推進するとともに、継続して取り組めるよう支援することにより、市民の自主的な健康づくり活動を促進します。

② 健康増進体制の充実

- ・栄養・運動・休養のバランスのとれた生活習慣の定着が図られるよう、各種健康教育やさまざまな機会を捉えた相談体制の充実に努め、生涯を通じた健康づくりを推進します。

③ 食育の推進

- ・米や麦など行田の特産物を活用し、食育の普及・啓発活動に努めるとともに、「食」からはじめる健康づくりを推進することにより、「食」の重要性に対する市民の意識を高めます。
- ・ライフステージ*に合わせ、一人ひとりの健康状態に応じた食生活に関する相談・指導を行うなど、食生活改善推進員による活動を推進するとともに、相談・指導ができる人材の養成に努めます。

まちづくり指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値	
				5年後	10年後
1	健康教室への参加者数	人/年	2,979	4,000	5,000
2	自らが健康と思える市民の割合	%	76.0	80.0	85.0

市民ができること

- ・健康生活を充実させるため、自分の健康は自分で管理する。
- ・食に関する知識と食を選択する力を習得して、自ら健全な食生活や食習慣を実践する。

未来への提案



●地域の活力は健康から

- ・だれもが健康な生活を送ることができ、地域活動に積極的に参加することができるよう、市民一人ひとりが自ら行う健康づくりを支援するとともに、健康づくりの機会や場を充実させる。

～ぎょうだ夢づくり会議提言書より～

政策 1 健康に暮らせるまちをつくる

2 保健・予防対策の推進

現状と課題

- ・乳幼児健診や各種がん検診等を実施していますが、対象者に対するさらなる啓発や受けやすい環境づくりが必要となっています。
- ・親と子の健康生活を充実していくためには、妊娠中から乳幼児期にいたる親子の一貫した健康管理や育児支援を行っていくなど、長期的に継続した支援が重要です。
- ・生涯を通じた歯の健康を維持増進するため、子どもの頃から正しい歯の磨き方の指導に努めるとともに、適切な食生活を身に付けることが重要です。
- ・近年、新たな感染症が発症するケースも見られており、発生防止とまん延防止に向けて、さらなる情報提供の充実や予防接種等の対策が求められています。

■乳幼児健診受診率の推移

(%)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
4 か 月 児 健 診	97.9	96.0	95.7	96.6
1 歳 6 か 月 児 健 診	94.8	95.1	95.0	93.7
2 歳 児 歯 科 健 診	82.4	83.3	84.4	84.5
3 歳 児 健 診	87.2	93.7	94.3	90.3

資料：保健センター

■各種がん検診受診者数の推移

(人)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
肺 が ん 受 診	5,184	5,478	1,843	1,638
胃 が ん 受 診	613	858	961	1,107
乳 が ん 受 診	611	522	875	1,394
子 宮 が ん 受 診	941	947	957	1,425
大 腸 が ん 受 診	4,892	5,257	2,996	3,763

資料：保健センター

※肺がん受診者数（平成 19～20 年度）の減少は検診体制の変更によるもの

施策の体系

2 保健・予防対策の推進

健康診査の充実

予防接種等の推進

主な施策

① 健康診査の充実

- ・疾病の早期発見・早期治療の実現を図るため、ライフステージに応じた各種健（検）診などの充実と利用を促進するとともに、受診後の事後指導や健康相談の機会の充実を図ります。

② 予防接種等の推進

- ・感染のおそれのある疾病の発生及びまん延を防止するため、予防接種に関する正しい知識の普及や予防接種率の向上とともに、感染症の予防啓発に努めます。
- ・新たな感染症については、関係機関と連携し対策を講じるとともに、市民に対する情報提供を行います。

まちづくり指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値	
				5年後	10年後
3	健診などの保健活動が充実していると感じている市民の割合	%	22.3	30.0	50.0
4	乳幼児健診受診率	%	91.0	95.0	100.0
5	各種がん検診の受診者数	人/年	9,327	17,000	24,500

市民ができること

- ・自分の健康を守るため、積極的に健康診査等を受診する。

政策2 みんなで支え合うまちをつくる

政策が目指すすがた

- ・地域に助け合いの心がはぐくまれ、互いに支え合う仕組みによって、だれもが安心して暮らしています。

政策の展開

1 地域福祉意識の醸成

現状と課題

- ・地域のつながりを深めていくためには、隣近所との日常的なあいさつや声かけをはじめとして、世代間交流や地域住民同士の積極的な交流などを促進する必要があります。
- ・古くから息づく、地域で互いを思いやり、助け合う「向う三軒両隣」の考えを地域全体に浸透させ、相互扶助の意識を高めることが必要です。
- ・正しい福祉教育とお互いに思いやりの心をはぐくむ取組みをあらゆる機会をとらえて促進していくことが必要です。

施策の体系

1 地域福祉意識の醸成

意識啓発の推進

主な施策

① 意識啓発の推進

- ・市民一人ひとりが地域福祉の担い手としての自覚を持ち、すべての市民が地域連携の中で社会の構成員として充実した生活を送れるよう、福祉意識の啓発に努めます。
- ・地域の人と人とのふれあい、思いやりの心をはぐくむ機会となるさまざまな交流活動を促進するとともに、学校教育や生涯学習を通じた福祉教育を推進します。

まちづくり指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値	
				5年後	10年後
6	福祉ボランティア活動や支え合い活動への参加意向がある市民の割合	%	52.8	60.0	70.0

市民ができること

- ・ご近所づきあいを大切にし、普段からあいさつ・声かけをする。

未来への提案



●地域交流を活性化しよう

- ・市民に対して、地域活動に参加するよう促すとともに、自治会・子ども会・老人クラブなど既存の地域の組織を中心に、地域交流の輪を広げる仕組みをつくる。

～ぎょうだ夢づくり会議提言書より～

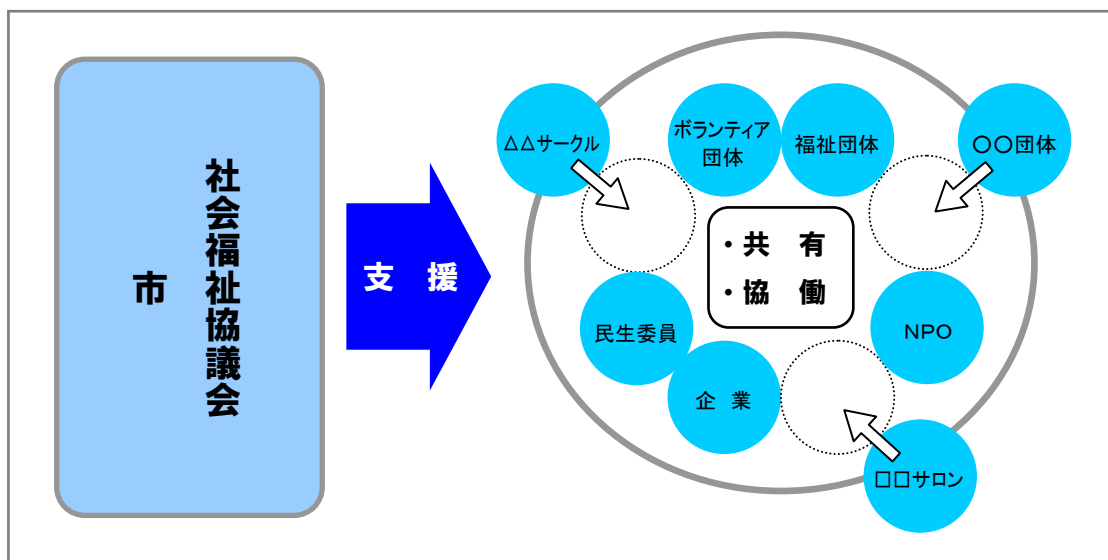
政策2 みんなで支え合うまちをつくる

2 地域福祉活動の充実

現状と課題

- ・本市では、地域のさまざまな生活課題に対して、市民一人ひとりの状況に応じた支援が提供できるよう、福祉全般の総合窓口を設置し、相談支援サービスを提供しています。
- ・地域においては、社会福祉協議会*や地域活動団体、ボランティア団体・NPOなどが福祉活動に取り組むとともに、それらの団体と地域住民が有機的に結びつき、高齢者や障がい者など、地域で支援を必要としている人に対して、総合的なサポート体制を構築しています。
- ・地域が抱える生活課題を解決していくためには、地域住民が主体的に課題解決に取り組む仕組みを確立することが必要です。
- ・今後は、これらの活動をより効率的・効果的なものとするため、活動拠点の整備と団体・組織間のより一層の連携が求められるとともに、フォーマルサービス*とインフォーマルサービス*が連携した重層的な支援を提供することが必要です。
- ・これらの支え合いの仕組みを市全域に普及させるためには、だれもが活動に参加しやすい環境づくりや新たな福祉の担い手の育成などに努める必要があります。

■サポートネットワークのイメージ図



施策の体系

2 地域福祉活動の充実

地域福祉活動団体等への支援と連携強化

地域福祉推進体制の充実

主な施策

① 地域福祉活動団体等への支援と連携強化

- ・地域における福祉活動を推進するため、その中心的な役割を担う社会福祉協議会の活動を支援するとともに、社会福祉協議会と連携して、各種ボランティア団体の育成・支援を図ります。
- ・一体的な地域福祉活動の推進が図られるよう、活動に取り組む各種団体・組織の連携を促進します。

② 地域福祉推進体制の充実

- ・だれもが気軽に地域福祉活動やボランティア活動に参加できる体制づくりに取り組むとともに、活動の拠点となる場の整備に努めます。
- ・地域で支援を必要としている人に対して、一人ひとりの状況に応じた相談支援を提供する福祉全般の総合窓口を充実するとともに、自治会や民生・児童委員、ボランティアなどとの連携による総合的なサポート体制を促進します。

まちづくり指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値	
				5年後	10年後
7	いきいき・元気サポーター*登録者数	人	112	300	600
8	ボランティアセンター登録者数	人	321	420	520

市民ができること

- ・一人ひとりがボランティア活動への関心を高める。
- ・市民活動の活性化を目指して、ボランティア同士のネットワーク化を進める。

未来への提案



●みんなでやろう見守りボランティア

- ・だれもがボランティアの担い手であり、受け手でもあることを意識し、見守り活動に取り組む。

●ボランティアに参加しやすい仕組みづくり

- ・ボランティア同士のネットワークを構築するとともに、行政等関係機関と連携し、気軽にボランティアに参加しやすい仕組みをつくる。

～ぎょうだ夢づくり会議提言書より～

政策3 高齢者がいきいきと安心して暮らせるまちをつくる

政策が目指すすがた

- ・高齢者が生きがいを持って明るく健康に暮らしています。
- ・住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、質の高い介護サービスや地域での支え合いの仕組みが整っています。

政策の展開

1 生きがいの場の充実

現状と課題

- ・高齢者が健康で生きがいを持って生活していくためには、さまざまな場面における社会参加の促進が重要となっています。
- ・生きがいづくりの場として、老人クラブ活動やボランティア活動がありますが、老人クラブについては、ここ数年、団体数や会員数が減少傾向にあります。高齢者が自らの経験や知識、技能を地域に還元できるよう、高齢者による自主的な活動への支援が必要となっています。
- ・高齢者の就業の機会を確保するシルバー人材センターについては、企業への積極的なPRを図るなど、さらなる就業の場の開拓が必要となっています。
- ・今後も増加する元気な高齢者の社会参加を促進するとともに、生きがいづくりを地域の活性化につなげられるよう、地域を支える担い手づくりと活躍できる場づくりが求められています。

■老人クラブ数の推移

(団体、人)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
団体数	79	85	84	82	80
人数	4,613	4,458	4,792	4,629	4,340

※各年4月1日現在

資料：高齢者福祉課

施策の体系

1 生きがいの場の充実

健康と生きがいづくりの支援

社会で活躍できる場の充実

主な施策

① 健康と生きがいのづくりの支援

- ・高齢者の生きがいのづくりに向けて、文化・スポーツ・世代間交流などさまざまな事業を実施するとともに、事業への参加を促進します。
- ・スポーツ・レクリエーション活動への参加を促し、年齢や体力に合わせた健康づくりを支援します。
- ・高齢者が地域でいきいきと生活できるよう、老人クラブ活動を積極的に支援するとともに、老人クラブへの加入促進に努めます。

② 社会で活躍できる場の充実

- ・シルバー人材センターの活動を支援することにより、高齢者の豊かな経験と知識を生かした就業の機会を提供します。
- ・地域活動やボランティア活動など、高齢者が社会で活躍できる場の創出と充実に努めます。

まちづくり指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値	
				5年後	10年後
9	老人クラブ加入率	%	14.3	15.0	16.0
10	シルバー人材センターの会員数	人	321	550	760

市民ができること

- ・加齢に伴って生じる心身の変化を自覚し、常に健康の保持増進に努める。
- ・長年の経験を生かしながら、地域活動に積極的に参加する。

政策3 高齢者がいきいきと安心して暮らせるまちをつくる

2 介護保険事業の充実

現状と課題

- ・高齢化が進行する中で、要介護・要支援認定者数は増加しており、それに伴い介護保険給付費も上昇しています。今後も増大していくことが予想されるため、高齢者が要介護・要支援状態になることを防止する取組みが求められています。
- ・本市では、介護予防のためのさまざまな取組みを実施していますが、参加者が少ない状況となっています。今後さらに、介護予防意識の啓発に努めるとともに、事業に参加しやすい環境づくりに努めることが必要となっています。
- ・高齢者が住み慣れた地域でいつまでも自分らしく暮らせるよう、介護保険制度の適正な運営に努めながら、質の高い体系的なサービスを提供するとともに、地域包括支援センター*を中心に、保健・福祉・医療等が連携した地域ケア体制の充実を図ることが必要です。

■介護保険要介護・要支援認定者数の推移（40～64歳までの第2号被保険者を含む）（人）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
要支援1	436	398	401	367
要支援2	293	383	385	389
要介護1	580	489	459	519
要介護2	493	530	506	599
要介護3	443	496	537	507
要介護4	387	391	411	415
要介護5	202	197	198	227
計	2,834	2,884	2,897	3,023

資料：高齢者福祉課

施策の体系

2 介護保険事業の充実

介護保険制度の適正な運営

介護予防の推進

介護保険サービスの充実

主な施策

① 介護保険制度の適正な運営

- ・高齢者が住み慣れた地域で自立して日常生活を送ることができるよう、地域包括支援センターを中心とした地域ケア体制の充実に努めます。
- ・介護保険制度の安定的な運営が行えるよう、介護給付の適正化に努めます。

② 介護予防の推進

- ・高齢者ができる限り要介護・要支援状態にならないよう、高齢者が参加しやすい各種介護予防事業を実施するとともに、介護予防意識の普及啓発を推進します。

③ 介護保険サービスの充実

- ・要介護状態になっても、住み慣れた家庭や地域で安心して生活できるよう、在宅介護サービスの質の向上に努めるとともに、施設及び地域密着型サービスの充実を図ります。

まちづくり指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値	
				5年後	10年後
11	高齢者（65歳以上）に占める要介護・要支援認定者の割合	%	15.1	15.0	15.5
12	介護予防事業への参加者数	人	555	1,000	1,500

市民ができること

- ・介護予防事業へ積極的に参加し、要介護にならないよう努める。
- ・介護保険サービスの適切な利用に努める。

政策3 高齢者がいきいきと安心して暮らせるまちをつくる

3 生活支援体制の充実

現状と課題

- ・ 少子・高齢化、核家族化が進行する中で、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加しています。
- ・ 本市では、地域で高齢者が孤立しないよう「見守り活動」を展開するとともに、閉じこもり防止等を目的とした「いきいきサロン」を実施しています。今後はさらに地域福祉活動の充実を図り、地域住民・事業者等と連携した地域ネットワークづくりを進めることが必要です。
- ・ 高齢者福祉サービスについては、必要な人に必要なサービスが行き届くよう提供体制の充実に努めるとともに、地域で展開されているさまざまな支え合い活動と連携し、支援体制の一層の強化に努めることが重要です。
- ・ 高齢者福祉施設については、需要に応じた計画的な整備を引き続き図ることが必要です。
- ・ 高齢者の尊厳を確保するため、成年後見制度をはじめ、高齢者の権利を擁護する取組みの周知・普及や利用促進を図ることが求められています。

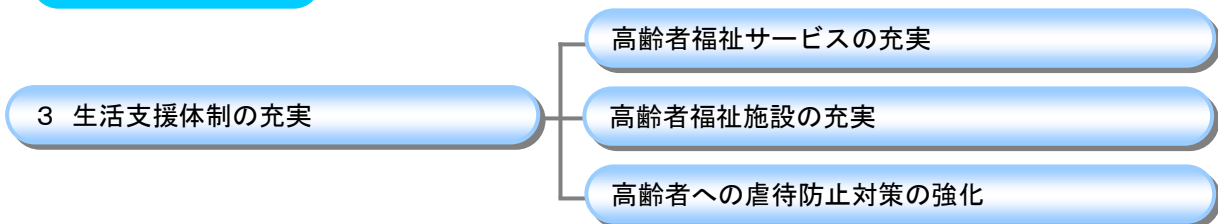
■いきいきサロン会員数等の推移 (クラブ、人)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
クラブ数	46	68	69	79	84
対象者数	920	1,413	1,465	1,657	1,730
協力員数	251	427	425	480	561
会員数	1,171	1,840	1,890	2,137	2,291

※各年年度末現在

資料：高齢者福祉課

施策の体系



主な施策

① 高齢者福祉サービスの充実

- ・必要な人に必要なサービスが行き届くよう提供体制の充実に努めるとともに、地域で展開されているさまざまな支え合い活動と連携し、支援体制の一層の強化に努めます。
- ・高齢者が地域の中で孤立することなく安心して暮らせるよう、「見守り活動」や「いきいきサロン」による地域福祉活動の充実を図ります。
- ・地域包括支援センターにおける相談機能の強化を図るとともに、高齢者権利擁護の取組みについて周知・啓発を図り、利用しやすい環境づくりを図ります。
- ・在宅の要介護高齢者等を抱える家庭のさまざまな負担を軽減するため、サービスの充実を図ります。

② 高齢者福祉施設の充実

- ・高齢者福祉施設については、利用者のニーズに応じて計画的な整備を図ります。

③ 高齢者への虐待防止対策の強化

- ・認知症対策をはじめとする高齢者虐待の発生予防と虐待の早期発見及び迅速な対応を図るため、関係機関との連携強化を進めます。

まちづくり指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値	
				5年後	10年後
13	高齢者福祉サービスについて満足している市民の割合	%	11.7	30.0	50.0
14	「いきいきサロン」利用者数	人/年	2,330	2,400	2,500

市民ができること

- ・ボランティア活動などにより、高齢者が安心できる暮らしをみんなで支える。

政策4 安心して子育てができるまちをつくる

政策が目指すがた

- ・安心して子どもを生み、楽しく子育てできる環境が整っています。
- ・子どもが家庭や地域に見守られながら、健やかに成長しています。

政策の展開

1 子育て支援の充実

現状と課題

- ・核家族化の進行やひとり親世帯の増加等により、子育てに対する不安や負担感が増大する傾向にあります。
- ・家庭児童相談室における相談件数は、ほぼ横ばいで推移していますが、その相談内容については、いじめなどの学校生活に関することや虐待などの家族関係に関することが特に多くなっています。
- ・子育て世帯を支援する拠点施設としては、子育て支援センターやつどいの広場等があり、相談指導や情報交換、親子の交流の場などとして利用されています。
- ・地域の子育て相互扶助組織としてはファミリー・サポート・センター*があり、登録会員数は増加傾向となっています。地域ぐるみでの子育て支援を推進するため、事業の普及促進を図るとともに、子育てボランティアの養成等に取り組むことが重要です。
- ・今後も、地域やNPO、事業者等が連携し、地域全体で子どもをはぐくむための支援体制の充実が必要となっています。
- ・安心して子どもを生み育てていくためには、経済的な安定が不可欠であり、子育てに伴う経済的負担の軽減を図ることが求められています。

施策の体系

1 子育て支援の充実

子育て家庭への支援

地域ぐるみの子育て支援

子どもへの虐待防止対策の強化

主な施策

① **子育て家庭への支援**

- ・各種手当や助成制度等の活用促進を図り、すべての子育て家庭を支援します。
- ・子育てや家庭での児童に関する不安や悩みを解消するため、家庭児童相談の充実・強化を図るとともに、関係機関と連携するなど、相談体制の充実を図ります。

② **地域ぐるみの子育て支援**

- ・ファミリー・サポート・センターの普及促進を図るとともに、子育てボランティアの養成等に取り組むことにより、地域ぐるみの子育て支援を推進します。
- ・子育て支援センターやつどいの広場等の子育て支援拠点施設を中心に、相談指導や情報交換、親子の交流を行うなど、地域における子育て支援の充実を図ります。

③ **子どもへの虐待防止対策の強化**

- ・児童虐待の発生予防と早期発見、被害児童への迅速な対応を図るため、関係機関との連携強化を進めます。

まちづくり指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値	
				5年後	10年後
15	ファミリー・サポート・センター登録者数	人	383	550	800
16	子育て支援センターの利用者数	人/年	14,794	16,500	18,500

市民ができること

- ・地域での子どもの見守りや、子育てボランティアなどに参加する。
- ・子育てに対する理解を深め、適切な協力や支援を行う。

未来への提案



●**地域での子どもの見守り**

- ・子どもの駆け込み寺のようなシェルターを地域ぐるみで確保する。

～ぎょうだ夢づくり会議提言書より～

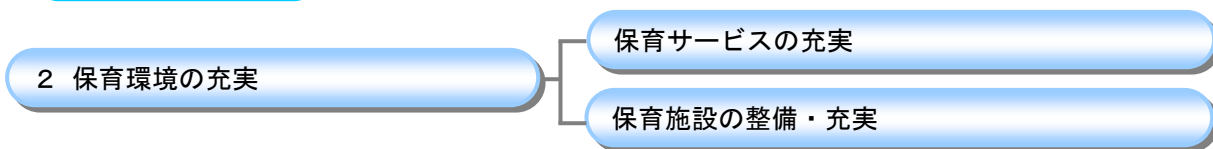
政策4 安心して子育てができるまちをつくる

2 保育環境の充実

現状と課題

- ・就労形態やライフスタイルの多様化が進む中、保育サービスに対する保護者のニーズも多様化しています。
- ・本市は、県下に先駆けて病児・病後児保育事業やトワイライトステイ事業*を導入するなど、地域の実情に応じた多様な保育サービスの充実を図っています。今後も市内のさまざまな保育サービスと連携し、個々の状況に応じた保育ニーズに対応していくことが求められています。
- ・通常保育事業については、入所児童数が定員数を上回る状況が続いています。さらなる定員枠の拡大をはじめ、幼保の一元化など、既存施設を生かした保育環境の充実を図ることが必要です。
- ・公立保育園の運営については、民間活力の導入を検討するなど、多角的な保育サービスの展開と経営の効率化を推進する必要があります。

施策の体系



主な施策

① 保育サービスの充実

- ・個々の保育ニーズを的確に捉え、市内で展開している民間の保育サービスとの連携や保育内容の拡充など、保育サービスの充実に努めます。
- ・公立保育園の整備・運営に民間活力の導入を検討するなど、経営の効率化を推進するとともに、多角的な保育サービスの提供により保育の質の向上を図ります。
- ・就労形態やライフスタイルの多様化に伴い増大する保育ニーズに対応するため、必要な人員の確保と保育士の資質向上を図ります。

② 保育施設の整備・充実

- ・保育施設の整備・活用を図り、多様化する需要に対応した保育環境を確保します。

まちづくり指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値	
				5年後	10年後
17	保育所サービスについて満足している市民の割合	%	9.3	30.0	50.0
18	保育所入所待機児童数	人	0	0	0

政策4 安心して子育てができるまちをつくる

3 児童の健全な育成

現状と課題

- ・児童の健全な育成の場として学童保育を実施していますが、今後はさらなる定員枠の拡大や施設整備の充実などが求められています。
- ・児童センターは子どもの健全育成の拠点として多くの人に利用されています。今後も利用者のニーズに応えるため、事業内容の充実や利便性の向上を図ることが必要となっています。
- ・乳・幼児期は、人間形成の基礎を培う大切な時期であることから、遊びや自然とのふれあいを通して、集団生活に必要な習慣や生きる力を主体的に身に付けていく経験・機会の充実が必要です。

■学童保育室入室児童数の推移 (人)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
入室児童数	491	542	579
(定員数)	(569)	(569)	(619)

※各年度4月1日現在

資料：子育て支援課

■児童センターの利用状況の推移 (人)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
幼児	3,695	4,307	5,453	6,634	5,458
小学生	11,946	6,172	5,499	6,117	5,327
中学生	834	599	517	780	855
高校生	74	53	38	70	42
大人	3,556	4,137	5,063	5,880	5,007
行事・クラブ・団体	1,820	1,742	1,932	2,128	1,993

資料：子育て支援課

施策の体系

3 児童の健全な育成

「子育て環境」の充実

主な施策

① 「子育て環境」の充実

- ・学童保育室の需要に応えるため、さらなる定員の拡大や既存施設を利用した施設整備を図ります。
- ・児童センターの施設の充実や利便性の向上を図るとともに、利用層の拡大に努めます。

まちづくり指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値	
				5年後	10年後
19	児童センターの利用者（児）数	人/年	18,682	22,000	26,000
20	学童保育室定員数	人	656	709	800

市民ができること

-
- ・児童センターが行う活動に積極的に参加・協力する。
-

政策5 障がい者が自立して暮らせるまちをつくる

政策が目指すすがた

- ・障がい者が地域社会の一員として、安心して自立した生活を送っています。
- ・就労の場、社会参加の場が確保されています。

政策の展開

1 ノーマライゼーション社会の推進

現状と課題

- ・本市の障がい者手帳交付者数は、身体・知的・精神ともに増加傾向にあります。
- ・本市では、関係機関等と連携し、さまざまな啓発活動や福祉教育を実施することで、ノーマライゼーション意識の浸透を図っています。
- ・障がい者が地域社会の中で自分らしく生活していくためには、地域の人々が障がいや障がい者を正しく理解するとともに、地域全体で見守り、支え合うことが不可欠となっています。

施策の体系

1 ノーマライゼーション社会の推進

ノーマライゼーション理念の普及

主な施策

① ノーマライゼーション理念の普及

- ・関係機関等と連携し、さまざまな啓発活動や福祉教育を実施することにより、ノーマライゼーション意識の浸透を図ります。
- ・学校・地域等さまざまな場における交流を通じ、障がいや障がい者に対する理解を促進します。

まちづくり指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値	
				5年後	10年後
21	障がい者施設へのボランティア参加者数	人/年	46	70	100
22	ガイドヘルパー*登録者数	人	127	210	300

市民ができること

-
- ・だれもが安心して生活できるよう、障がい者（児）に対する理解を深める。
-

政策5 障がい者が自立して暮らせるまちをつくる

2 自立支援と社会参加の促進

現状と課題

- ・障がい者が地域社会の中で安定して生活を送るためには、各人の能力や個性に応じたサポートのもと、主体的な社会参画を通じた社会的・経済的な自立を図ることが重要です。
- ・一般就労を希望する障がい者に対しては、関係機関や事業者等が連携を図り、就労の場の確保や職場への定着を促進することが重要です。また、一般就労が困難な障がい者についても、福祉的就労を継続的に支援することが必要です。
- ・就学については、個々の障がいの特性に配慮した教育が受けられるよう、就学や進路相談体制の充実を図る必要があります。
- ・障がい者の自己実現を促すため、スポーツ・文化活動等の社会参加の機会を拡充するとともに、社会参加を促進するための支援の充実が必要です。

施策の体系

2 自立支援と社会参加の促進

就労・就学支援の充実

社会参加活動への支援

主な施策

① 就労・就学支援の充実

- ・障がい者が働くことに生きがいを感じ、生活の向上につながるよう、障害者福祉センターの充実と合わせて、企業への働きかけなどを行い、就労の支援を図ります。
- ・個々の障がいの特性に配慮した教育が受けられるよう、就学や進路相談体制の充実を図ります。

② 社会参加活動への支援

- ・障がいのある人もない人も一緒に活動できるスポーツの普及や、障がい者が参加しやすいスポーツ・文化活動の機会の充実に努めます。
- ・円滑な社会参加を促すため、障がい者が外出しやすい環境整備やサービスの充実に努めます。

まちづくり指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値	
				5年後	10年後
23	障がい者雇用率*（ハローワーク行田管内）	%	1.52	1.65	1.80

市民ができること

- ・障がい者の地域生活、就労、社会参加に対する支援や協力に取り組む。

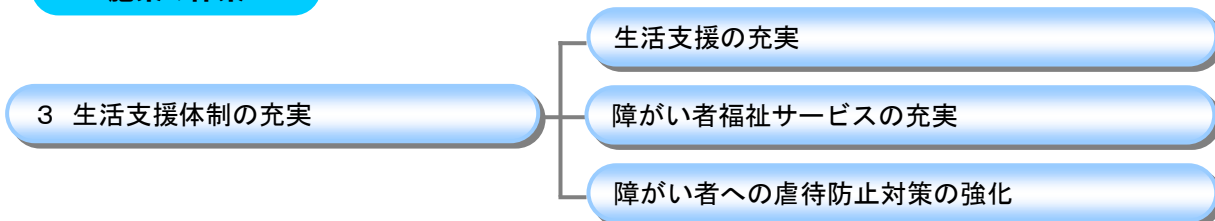
政策5 障がい者が自立して暮らせるまちをつくる

3 生活支援体制の充実

現状と課題

- ・障がい者数の増加や、高齢化等による障がいの重度化・重複化に伴い、障がい者への福祉サービスは年々増加しています。また、核家族化等により、家族だけでの介助が困難になっている状況が見受けられます。
- ・障がい者が地域社会の中で安心して生活することができるよう、多様な福祉サービスの充実と気軽に相談できる体制づくりが必要です。
- ・障がいや発達の遅れについては、早期発見・早期対応が重要であるため、乳幼児健診での発見やきめ細やかな相談・指導、保護者等に対する精神的な支援も含めた体系的な療育・相談機能の向上が求められています。
- ・今後も、障がいの早期発見・早期対応に努めるため、保健・福祉・医療等の連携のもと、子どもから高齢者まですべてのライフステージに応じた支援体制の充実が必要となっています。

施策の体系



主な施策

① 生活支援の充実

- ・障がい者やその介助者が気軽に相談できるよう、相談窓口の周知を図るとともに、各種相談窓口の連携体制の強化を図ります。
- ・それぞれの障がいの状況に応じて、障がい者が利用しやすい媒体を通じた多様な情報提供体制の充実に努めます。
- ・障がい者が安心して地域で生活できるよう、保健・福祉・医療等の各分野において、個人の生活ニーズに合わせた複数のサービスを適切に結び付けながら、ライフステージに応じた生活支援体制の充実に努めます。

② 障がい者福祉サービスの充実

- ・障がい者の日常生活上の自立を支援するため、必要なサービスを自らの意思で選択し、利用できるよう、各種サービスの充実に努めます。

③ 障がい者への虐待防止対策の強化

- ・障がい者の虐待防止のためのネットワーク構築に努め、虐待の防止、早期発見・早期対応を推進します。

まちづくり指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値	
				5年後	10年後
24	障がい者に対する福祉について満足している市民の割合	%	8.0	30.0	50.0

政策6 いつでも必要な医療が受けられる安心なまちをつくる

政策が目指すがた

- ・休日や夜間であっても、だれもが安心して医療を受けられる体制が整っています。

政策の展開

1 医療体制の充実と強化

現状と課題

- ・高齢化社会の進行に伴い、医療サービスや救急医療に対する関心が高まっているため、多様化する医療ニーズに対応できる施設・設備の確保や県及び近隣市との広域的な連携を図ることが必要です。
- ・本市では、熊谷・深谷地区第二次救急医療*体制により、休日夜間の救急対応を行っていますが、子どもが急病になった場合にかかれる小児救急医療体制の充実が求められています。
- ・身近な地域で、日常的な診療や健康管理などを受け持つかかりつけ医の定着に向けて、さらに啓発を進める必要があります。
- ・関係機関の協力のもと、病院や診療所等の連携体制を強化し、地域医療体制をさらに充実することが必要です。

施策の体系

1 医療体制の充実と強化

地域医療体制の充実

救急医療体制の充実

主な施策

① 地域医療体制の充実

- ・地域に必要な医療の確保を図るため、関係機関の協力のもと、病院や診療所等の連携体制を強化し、地域医療体制の充実を図ります。
- ・日常の健康維持や疾病について、かかりつけ医を持つことを推進します。

② 救急医療体制の充実

- ・市民がいつでも適切な医療サービスを受けられるよう、熊谷・深谷地区第二次救急医療体制により、休日・夜間における救急医療体制の充実を促進します。

まちづくり指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値	
				5年後	10年後
25	医療機関・医療体制について満足している市民の割合	%	17.6	30.0	50.0
26	夜間・休日などの救急医療体制について満足している市民の割合	%	14.0	30.0	50.0

市民ができること

- ・市民一人ひとりが地域にかかりつけ医を持つ。

未来への提案



●かかりつけ医づくりを進める

- ・市民一人ひとりが信頼できるかかりつけ医を持つ。

～ぎょうだ夢づくり会議提言書より～

政策7 だれもが安心して暮らせるまちをつくる

政策が目指すすがた

- ・各種社会保障制度が市民に理解され、適正に運用されることにより、市民の生活基盤の充実が図られています。
- ・生活支援を必要とする人が、適切な援助により地域で自立した生活を送っています。

政策の展開

1 保険および年金制度の円滑な推進

現状と課題

- ・国民健康保険や国民年金などの公的制度は、市民の健康や将来の安心を確保する重要な役割を担っています。
- ・少子・高齢化の進行や産業構造の変化に加え、近年の経済情勢の低迷などの影響を受け、国民健康保険を取り巻く状況は厳しくなっています。特に急速な高齢化や医療の高度化に伴い、医療費が増大する一方、保険税収納率の低下や被保険者の所得水準の低下など、多くの問題を抱えています。
- ・75歳以上の高齢者を対象に、県内市町村で構成する広域連合が運営主体となり、後期高齢者医療制度が実施されています。今後の制度変更を見据えつつ、制度の周知と理解の促進が必要となっています。
- ・国民年金については、世代間での負担の不公平感が強く指摘されるなど、制度に対する不信感から年金離れの意識が進みつつあります。制度に対する市民の理解と認識を深めるため、相談業務の充実や制度の周知促進を図ることが必要です。

施策の体系

1 保険および年金制度の円滑な推進

国民健康保険制度の充実

高齢者医療制度の運営

国民年金制度の円滑な推進

主な施策

① 国民健康保険制度の充実

- ・市民の理解促進による国民健康保険税の収納率の向上、特定健康診査・特定保健指導*等の健康づくり事業との連携により、医療費の適正化を図り、国民健康保険事業の円滑な運営に努めます。

② 高齢者医療制度の運営

- ・後期高齢者医療制度の安定した制度運営を図るとともに、今後の制度変更を見据えつつ、制度の周知と理解の促進に努めます。

③ 国民年金制度の円滑な推進

- ・国民年金制度に対する市民の理解と認識を深めるため、相談業務の充実や制度の周知促進を図ります。

まちづくり指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値	
				5年後	10年後
27	国民健康保険税収納率	%	85.8	88.0	91.0
28	特定健康診査受診率	%	23.3	65.0	80.0

市民ができること

- ・年金制度を正しく理解する。
- ・保険税（料）を納期限内に納付する。

政策7 だれもが安心して暮らせるまちをつくる

2 生活援護の適正な推進

現状と課題

- ・生活保護制度は、さまざまな事情から最低限度の生活の維持が困難な世帯に対する生活保障制度として、重要な役割を果たしています。
- ・近年の経済情勢の悪化に伴い、生活保護世帯が増加傾向となっています。今後も増加が見込まれるため、生活実態に応じた経済的支援の充実や法定援護の適正な運用を進める必要があります。
- ・生活保護世帯の自立に向けて、関係機関が連携し、経済的支援のみならず、生活や就学・就労などの相談支援体制の充実を図ることが必要です。

■生活保護状況の推移

(世帯、人)

	保護世帯	人数	扶助別内容					
			生活扶助	住宅扶助	教育扶助	医療扶助	介護扶助	その他
平成17年度	257	384	324	264	26	335	39	4
平成18年度	297	443	377	315	29	378	46	4
平成19年度	343	507	423	358	35	452	72	6
平成20年度	374	552	473	410	37	490	63	13
平成21年度	443	651	582	508	47	597	71	7

※各年度末現在

資料：福祉課

施策の体系

2 生活援護の適正な推進

低所得者の自立支援

生活保護制度の適正な運用

主な施策

① 低所得者の自立支援

- ・生活支援が必要な世帯の自立を支援するため、民生・児童委員や関係機関と連携し、経済的支援の充実や法定援護の適正な運用を進めるとともに、個々の世帯に即した助言・指導を行います。
- ・経済的支援のみならず、関係機関との連携のもと、生活や就学・就労などの相談支援体制の充実を図ります。

② 生活保護制度の適正な運用

- ・生活保護法に基づいた生活を保障するとともに、自立に向けた支援を図ります。
- ・受給申請の厳格な審査を行い、不正受給の防止を図ります。

まちづくり指標

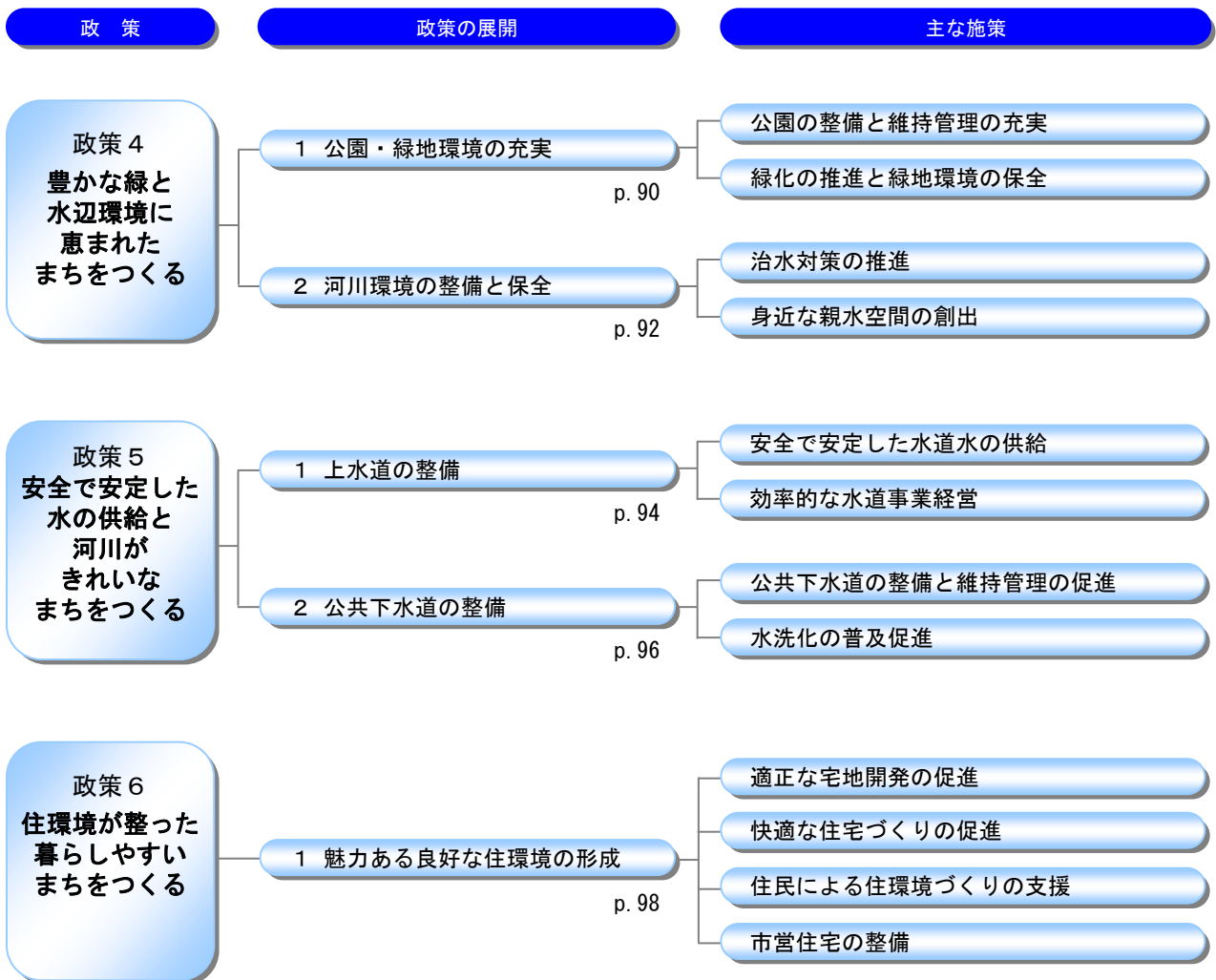
No.	指標名	単位	現状値	目標値	
				5年後	10年後
29	自立率*	%	15.0	25.0	30.0



第2章 生活基盤が充実した便利で快適なまちづくり

施策の体系





政策 1 魅力あるまち並みをつくる

政策が目指すがた

- ・歴史、文化、伝統などの地域資源を生かしながら、市民と行政が一体となってまちづくりに取り組んでいます。
- ・市内各地に人が集まり、市街地としてのにぎわいを見せています。

政策の展開

1 地域特性を生かしたまちづくり

現状と課題

- ・だれもが住み慣れた環境で、いつまでも快適に暮らしていくためには、まちの個性を生かした良好な生活環境を維持・向上させることが必要です。そのためには、土地利用を適正に誘導するとともに、計画的なまちづくりを推進していく必要があります。
- ・美しく、優れた景観は、まち全体のイメージを向上させ、市民のまちへの愛着をはぐくむものです。良好な景観資源の保全や活用に向けて、市民の景観に対する意識の高揚を図っています。
- ・市民がいつまでも住み続けたい、住んでみたいと思える生活環境を整備するためには、本市の特色である自然環境や歴史文化を生かした景観形成を、市民や企業、NPO等と協働して推進する必要があります。

施策の体系

1 地域特性を生かしたまちづくり

計画的なまちづくりの推進

行田らしい景観の形成

主な施策

① 計画的なまちづくりの推進

- ・長期的な都市計画の基本方針である都市計画マスタープラン*を策定し、将来像の形成を図ります。
- ・市民のニーズに対応した都市基盤整備を進めるとともに、地域の特性を生かした土地利用を図ります。

② 行田らしい景観の形成

- ・寺社林、屋敷林等の豊かな自然環境と調和を図りながら、一体的な都市景観づくりに努めます。
- ・神社仏閣、足袋蔵、路地が入り組んだ界わいなどの歴史・文化的資源の活用を図ります。
- ・まちの景観づくりに関する市民の意識向上を図るため、市民の主体的な景観まちづくり活動を支援します。
- ・地域や関係団体等と協力体制を強化し、行田らしい景観にあったまちづくりを進めます。

まちづくり指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値	
				5年後	10年後
30	歴史や文化との調和を感じている市民の割合	%	32.0	40.0	45.0
31	住みよい行田をつくるための地域活動に参加したいと考えている市民の割合	%	48.1	60.0	70.0

市民ができること

- ・都市計画に関する住民説明会や公聴会へ積極的に参加する。
- ・まちづくりに対する意識を高め、良好なまち並みの形成及び維持保全に努める。

未来への提案



●足袋蔵等の保存に向けた支援の充実

- ・景観条例等の整備や足袋のまちをモチーフにした伝統的まち並みの再生を図る。

～ぎょうだ夢づくり会議提言書より～

政策 1 魅力あるまち並みをつくる

2 活力ある市街地の形成

現状と課題

- ・近年、「まちの顔」ともいえる市街地の空洞化が問題となっている中、生活基盤を確立するためのさまざまな機能を有する市街地の役割が求められています。
- ・本市においても市外の郊外型大型店舗への買い物客の集中に加え、既存商店街における後継者不足や経営者の高齢化等が進み、市街地における活力低下が課題となっています。
- ・既存の市街地には、神社仏閣や足袋蔵の残るまち並みなど、本市特有の歴史的景観が残されています。市街地の活性化を図るため、これら歴史的景観を生かしながら、市民と協働した取組みをさらに充実することが必要です。
- ・今後は、本市の地域特性を生かしたまちづくりとして、より身近な地域で歩いて暮らせる環境整備やその拠点づくりが重要となっています。

施策の体系

2 活力ある市街地の形成

既存市街地の充実

地域拠点の創出

主な施策

① 既存市街地の充実

- ・ 市民との協働によりまちの歴史や文化、自然を生かした市街地の整備を行い、人が住み、人が行き交うまちづくりを推進します。
- ・ 商業拠点と居住空間、観光資源を結ぶことで市民や観光客の回遊性を高め、にぎわいと魅力のある市街地の活性化に努めます。

② 地域拠点の創出

- ・ 本市の地域特性を生かし、身近な地域で歩いて暮らせる環境整備やその拠点づくりに努めます。
- ・ 既存の市街地のみならず、市内各地ににぎわいと発展の基盤となる新たな地域拠点の創出を図ります。

まちづくり指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値	
				5年後	10年後
32	日用品などの買い物の便利さについて満足している市民の割合	%	30.1	32.0	35.0

政策 2 道路環境が快適なまちをつくる

政策が目指すすがた

- ・ 幹線道路の整備が進み、市内及び他市との円滑な交通が確保されています。
- ・ 生活に密着した道路・橋りょうが整備され、市民が安心して暮らしています。

政策の展開

1 幹線道路の整備

現状と課題

- ・ 本市の広域的な道路網は、国道 17 号、国道 17 号熊谷バイパス、国道 125 号及び国道 125 号行田バイパスを軸として整備が進められていますが、これらの路線を結ぶ県道等の整備が不十分であり、中心市街地における渋滞や交通障害を引き起こしています。
- ・ 都市計画道路については、都市における交通体系を確立するため、早期の整備が望まれています。
- ・ 幹線市道の整備については、用地の確保が前提であるため、整備効果等の検討と沿線住民の理解や協力が必要となっています。
- ・ 総合的・長期的な視野に立った道路整備方針の確立が重要であり、地域の状況に応じた道路網の整備や環境対策も視野に入れた新たな取組みなどが求められています。

施策の体系

1 幹線道路の整備

国道・県道の整備促進

都市計画道路の整備

幹線市道の整備

主な施策

① 国道・県道の整備促進

- ・快適で安全な道路環境の確保に向け、広域圏と結ばれる国道17号熊谷バイパス、国道125号、国道125号行田バイパスの3路線及び国道17号の整備促進や国道を結ぶ各県道の拡幅整備等について、関係機関に積極的に働きかけます。

② 都市計画道路の整備

- ・都市基盤の骨格となる都市計画道路は、実施効率や整備効果等を検討しながら、計画的な整備を図ります。また、長期にわたり未整備の都市計画道路については、社会状況の変化を踏まえながら見直しを図ります。

③ 幹線市道の整備

- ・計画的な道路網の整備が図られるよう、幹線市道の用地取得にあたっては沿線住民の理解と協力を得ながら、整備効果等を慎重に検証します。

まちづくり指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値	
				5年後	10年後
33	今後整備する幹線道路（市道）の延長	km	79.6 *平成21年度末 整備済延長	現状値+2.0	現状値+4.0

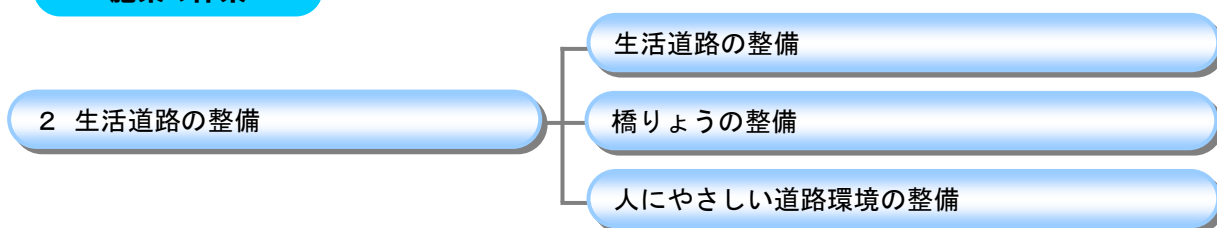
政策 2 道路環境が快適なまちをつくる

2 生活道路の整備

現状と課題

- ・安全に人や車が歩行・通行できる道路を整備するため、バリアフリーを念頭に置いた計画的な歩道整備や拡幅整備を行っています。
- ・道路は、市民の日常生活や経済活動を支える重要な社会基盤であることから、市民生活の利便性の向上を図るとともに、子どもや高齢者、障がい者を含む「すべての人にやさしい道路づくり」が重要です。
- ・道路愛護活動の一環として、市民ボランティアに清掃美化活動等の管理を委ねる里親制度を導入し、地域に根ざした道路づくりを進めていますが、さらなる活動の充実・拡大を図る必要があります。
- ・老朽化した橋りょうについては、道路や河川の整備に合わせながら、必要に応じて修繕を実施しています。今後も橋りょうの新設や延命化について検討を図りながら、計画的な整備を実施していく必要があります。

施策の体系



主な施策

① 生活道路の整備

- ・市民生活の利便性と安全性の向上に向け、沿線住民の理解と協力のもと、計画的な整備に努めます。

② 橋りょうの整備

- ・老朽化した橋りょうの修繕を引き続き行うとともに、新設・延命化整備や車両の大型化・重量化に対応した整備等の実施を検討します。

③ 人にやさしい道路環境の整備

- ・歩行者の快適で安全な歩行空間を確保するため、交通情勢に応じ、拡幅整備やバリアフリー化を念頭に置いた歩道の整備に努めます。
- ・交通上の安全性のみならず、防災や景観等にも配慮した整備を促進します。
- ・道路等里親制度をさらに推進し、道路愛護意識の向上を進め、快適な道路環境を守ります。

まちづくり指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値	
				5年後	10年後
34	生活道路の整備に満足している市民の割合	%	24.7	30.0	35.0
35	今後整備する生活道路の延長	km	306.4 *平成21年度末 整備済延長	現状値+12.5	現状値+25.0

市民ができること

-
- ・道路清掃などの道路環境保全活動へ参加し、道路愛護の意識を持つ。
-

政策3 安全で快適に移動できるまちをつくる

政策が目指すすがた

- ・公共交通ネットワークが機能し、だれもが気軽に移動できる環境が整備されています。

政策の展開

1 鉄道輸送の充実

現状と課題

- ・鉄道は通勤や通学などの生活交通や観光利用の交通手段として、地域の活性化に大きく寄与します。
- ・市内には、JR高崎線と秩父鉄道が運行しています。沿線市町の参画により協議会を組織し、輸送力の増強などの要望活動や利用啓発活動を行っています。
- ・今後の人口減少社会の中で、利用者数の増加を図るため、鉄道利用のさらなる利便性の向上を図ることが求められています。
- ・駅舎については、バリアフリー化をはじめとした利便性の向上を促進するとともに、まちの特性を取り入れるなど、市民に親しまれる駅づくりを働きかけることが重要です。

■ 駅別乗客数の推移

(人)

	JR行田駅	秩父線 行田市駅	秩父線 持田駅	秩父線 東行田駅	秩父線 武州荒木駅
平成16年度	2,597,495	333,390	192,534	495,713	81,782
平成17年度	2,604,217	337,949	182,692	467,111	80,087
平成18年度	2,616,458	328,758	180,646	438,683	76,082
平成19年度	2,621,222	330,070	187,740	435,279	80,337
平成20年度	2,560,694	350,170	193,584	443,076	79,347
平成21年度	2,480,640	332,180	187,959	437,654	73,813

※それぞれ駅から乗車する人だけを計上したもの

資料：東日本旅客鉄道(株)高崎支社、秩父鉄道(株)

施策の体系

1 鉄道輸送の充実

特色を生かした鉄道輸送の充実

親しまれる駅づくりの促進

主な施策

① **特色を生かした鉄道輸送の充実**

- ・沿線自治体で組織する協議会との連携を図りながら、鉄道利用客の利便性増進と駅利用の付加価値向上に向けた要望活動を展開します。
- ・各路線の特色を生かした鉄道利用促進への支援に努めます。

② **親しまれる駅づくりの促進**

- ・駅舎のバリアフリー化等による利便性の確保を鉄道事業者に働きかけるとともに、まちの玄関口として、市民や観光客に親しみやすい駅づくりを促進します。

まちづくり指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値	
				5年後	10年後
36	鉄道の便について満足している市民の割合	%	12.2	20.0	25.0

市民ができること

- ・マイカーの使用を控え、鉄道の利用に努める。

政策3 安全で快適に移動できるまちをつくる

2 バス輸送の充実

現状と課題

- ・市内には民間路線バスと循環バスが運行し、市全域を網羅しています。
- ・民間路線バスについては、利用者からの利便性の向上を求める声が多くなっています。鉄道との有機的な連携やバリアフリー化の導入など、関係機関と連携したバス運行の活性化を図る必要があります。
- ・循環バスについては、利用者数は増加傾向にありますが、引き続き市民の気軽な足として、利用者のニーズに応じたサービスの提供を検討する必要があります。
- ・今後も市民生活の利便性の向上のみならず、環境保護、渋滞緩和などの観点からのバス利用を促進することが必要です。

■市内循環バス乗客数の推移

(人)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
西循環	37,690	37,522	39,394	39,568
東循環	11,000	11,139	10,767	11,084
北西循環	11,399	12,095	11,045	12,475
北東循環	17,358	17,959	17,810	17,923
計	77,447	78,715	79,016	81,050

資料：生活課

施策の体系

2 バス輸送の充実

路線バスの整備促進

市内循環バスの充実

主な施策

① 路線バスの整備促進

- ・市民の身近な交通手段である路線バスの活性化に向け、バリアフリー化、鉄道との円滑な連絡等の利便性向上など、バス運行の維持強化について事業者への働きかけに努めます。

② 市内循環バスの充実

- ・市民ニーズや道路状況の変化に応じた路線網の整備を行い、利便性向上に努めるとともに、効率的な運営を推進します。

まちづくり指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値	
				5年後	10年後
37	バスの便と路線網について満足している市民の割合	%	11.7	20.0	30.0
38	循環バスの利用者数	人/年	81,050	160,000	240,000

市民ができること

- ・路線バスや循環バスを積極的に利用する。

政策3 安全で快適に移動できるまちをつくる

3 公共交通体系のさらなる充実

現状と課題

- ・高齢化社会の進行などにより、自家用車に代わる公共交通手段へのニーズが高まるものと見込まれています。
- ・交通に関する市民ニーズが多様化し、現行の公共交通サービスだけでは十分対応しきれていない状況にあるため、本市の実情にあった新たな公共交通体系を検討するなど、きめの細かい交通サービスの確保が求められています。

施策の体系

3 公共交通体系のさらなる充実

新たな公共交通体系の形成

主な施策

① 新たな公共交通体系の形成

- ・ 地域の実情や市民の多様化する生活スタイル・ニーズを考慮し、新たな公共交通体系の構築を検討します。

まちづくり指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値	
				5年後	10年後
39	交通の便がよいと感じている市民の割合	%	12.3	20.0	30.0

未来への提案



●交通インフラの再整備

- ・ 公共交通機関を整備し、移動手段を確保するとともに、環境負荷の軽減のため、公共交通機関を利用する。

～ぎょうだ夢づくり会議提言書より～

政策 4 豊かな緑と水辺環境に恵まれたまちをつくる

政策が目指すすがた

- ・公園や河川が整備され、憩いや交流の場として、だれもが親しみを持って利用しています。

政策の展開

1 公園・緑地環境の充実

現状と課題

- ・良質で快適な生活環境の創出には、ゆとりや安らぎをもたらす公園・緑地は欠かすことのできないものです。
- ・本市には、恵まれた自然環境を生かしたさきたま古墳公園や水城公園、古代蓮の里等の広域型の公園が存在するとともに、地域にはコミュニティの場としての身近な公園が数多く存在しています。
- ・本市は、学校教育や生涯学習と連携して市民の緑化意識の高揚を図りながら、公園や公共施設等の緑化を推進しています。
- ・一体的な魅力ある公園づくりを進めるため、特に広域型の公園については、それぞれの利用目的や特色を生かす公園相互のネットワークの形成が必要です。
- ・地域の特性を生かした安心・安全で利用しやすい公園にするため、地域や高等教育機関等と協働した公園づくりや維持・管理を行うとともに、計画的な施設の更新等を図る必要があります。
- ・公園の整備にあたっては、市民意見を反映するとともに、社会状況に応じた公園の機能等の見直しを図る必要があります。
- ・今後も、市民と協働して、景観と市民生活に配慮した緑化を行うとともに、緑地環境を保全する必要があります。

施策の体系

1 公園・緑地環境の充実

公園の整備と維持管理の充実

緑化の推進と緑地環境の保全

主な施策

① **公園の整備と維持管理の充実**

- ・広域型の公園については、市民や観光客の憩いの場としてそれぞれの特色を生かしながら、親しみと魅力ある公園づくりを進めます。
- ・身近な公園については、市民参画・協働によるリニューアルと施設の計画的な維持管理を推進し、地域コミュニティの場として、だれもが安心・安全に利用できる公園づくりを進めます。

② **緑化の推進と緑地環境の保全**

- ・植栽・植樹活動を積極的に進め、緑化の推進と緑地環境の保全に努めます。
- ・市民参加による植栽・緑化活動を通じて、緑化意識の高揚と普及啓発に努めます。

まちづくり指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値	
				5年後	10年後
40	自然環境及び公園・緑地について満足している市民の割合	%	28.8	35.0	40.0
41	公園施設更新率	%	35.0	74.0	98.0
42	市民参加による緑化公園率	%	10.0	32.0	50.0

市民ができること

- ・公園・緑地の清掃活動や、緑化活動に進んで参加する。
- ・緑化意識を高めるとともに、地域の拠点や身の回りに花や木を植える。

未来への提案



● **うるおい・ふれあいのある公園づくり**

- ・マナーを守って、気持ちよく利用できるうるおい・ふれあいのある公園づくりを行う。

～ぎょうだ夢づくり会議提言書より～

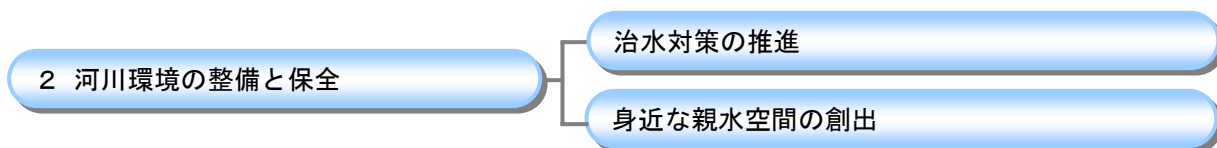
政策 4 豊かな緑と水辺環境に恵まれたまちをつくる

2 河川環境の整備と保全

現状と課題

- ・市内には、利根川や忍川等、幾重もの河川が流れ、豊かな水辺環境に恵まれています。
- ・集中豪雨や台風等による水災害からの被害を防ぐため、効率的な維持・管理・改良を行いながら、総合的な治水対策を図ることが必要です。
- ・忍川や旧忍川、酒巻導水路等では、県や関係機関が事業主体となり、市民が身近に感じる憩いの水辺空間が創出されています。
- ・今後も、県や関係機関、地域等と連携し、市民が親しみやすい水辺空間の保全と活用に努める必要があります。

施策の体系



主な施策

① 治水対策の推進

- ・河川の状況を把握し適切な整備や改修を図るなど、計画的な河川環境の維持管理及び治水機能の向上に努めます。
- ・局地的な豪雨や台風等による浸水や冠水などの水災害を防ぐため、排水路の改良をはじめとした排水機能の向上に努めます。

② 身近な親水空間の創出

- ・県や関係機関等との連携のもと、市民との協働により、水辺の多様な自然生態系に配慮した、水辺環境に親しむための親水空間の創出に努めます。

まちづくり指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値	
				5年後	10年後
43	河川等の整備について満足している市民の割合	%	13.4	20.0	25.0

市民ができること

- ・河川や水路の美化活動に積極的に参加する。

未来への提案



●川の美化

- ・清掃活動等を通して、川の環境美化を進める。

～ぎょうだ夢づくり会議提言書より～

政策5 安全で安定した水の供給と河川がきれいなまちをつくる

政策が目指すすがた

- ・健全な経営体制の下で、安全でおいしい水の供給が図られています。
- ・下水道の整備が計画どおりに進められ、より快適な市民生活と河川の水質が守られています。

政策の展開

1 上水道の整備

現状と課題

- ・本市では、人口減少や社会経済の影響などにより、水需要の伸びが減少し、水道料金の収入も減少傾向にあります。
- ・水の安定供給を行うため、老朽管や老朽施設の改良、更新工事を計画的に進めるとともに、災害に備え、浄・配水場等の基幹施設における耐震化等を行う必要があります。
- ・市民の水道事業に対する理解を深めるとともに、水の大切さをさらに認識してもらうため、広報活動を継続して行うことが重要となっています。
- ・今後も合理的・効率的な事業を展開し、健全で安定した水道経営を図ることが必要です。

■水道給水状況の推移

(人、戸)

		平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
給水人口	行田市水道事業	83,101	82,142	81,081	80,441
	南河原地区 簡易水道事業	3,329	3,304	3,241	3,230
給水戸数	行田市水道事業	31,217	31,320	31,285	31,372
	南河原地区 簡易水道事業	1,129	1,144	1,149	1,164

※各年度末現在

資料：水道課

施策の体系

1 上水道の整備

安全で安定した水道水の供給

効率的な水道事業経営

主な施策

① 安全で安定した水道水の供給

- ・老朽施設・設備の計画的な改良・更新工事や適切な維持管理、災害時に備えた基幹施設の耐震化により、安定した水道水の供給を図ります。
- ・水道管理体制の充実を図り、安全でおいしい水道水の供給に努めます。

② 効率的な水道事業経営

- ・安定した事業運営の持続に向け、利用者ニーズの把握や職員の技術力の向上、コストの縮減に努め、効率的で健全な水道事業の運営を推進します。
- ・市民の水道事業に対する理解を深めるとともに、水の大切さについての意識高揚を図ります。

まちづくり指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値	
				5年後	10年後
44	配水管の耐震化率	%	13.6	23.0	33.0
45	老朽管*の更新率	%	78.2	100.0	100.0

(※ここでは石綿セメント管をいう)

市民ができること

- ・水の大切さを理解する。
- ・水道料金を期限内に納付する。
- ・宅地内水道配管の維持管理に努める。

政策5 安全で安定した水の供給と河川がきれいなまちをつくる

2 公共下水道の整備

現状と課題

- ・本市では、市街化区域を中心に公共下水道の整備と普及促進に努めていますが、下水道普及率*は県平均よりも下回っているため、計画的に整備促進を図る必要があります。
- ・公共下水道処理区域内では、下水道普及率向上に向けた市民への啓発活動に加え、公共下水道施設の計画的な改築・更新や維持管理により延命化を図る必要があります。
- ・合流式下水道*では、近年多発している局地的な集中豪雨や台風により、汚水が河川に流出するケースが見られています。合流式下水道の改善により、河川の水質改善を図ることが必要です。
- ・さらなる経営の健全化、合理化を図り、より効率的な下水道整備を実施するため、下水道全体計画の見直しを図ることが求められています。

■下水道の状況の推移

	下水道 全体計画 面積 ha	下水道管 総延長 m	認可面積 ha	処理面積 ha	処理人口 人	処理戸数 戸	普及率 %
平成17年度	2,855	204,467	1,050	836	45,369	16,596	51.2
平成18年度	2,855	207,111	1,050	847	45,275	17,078	51.4
平成19年度	2,855	209,538	1,050	854	45,321	17,514	51.8
平成20年度	2,855	211,772	1,050	861	45,365	17,854	52.2
平成21年度	2,885	214,311	1,050	869	46,851	18,389	54.3

資料：下水道課

施策の体系

2 公共下水道の整備

公共下水道の整備と維持管理の促進

水洗化の普及促進

主な施策

① 公共下水道の整備と維持管理の促進

- ・計画的な下水道整備を進め、下水道の普及促進を目指すとともに、施設の延命化を図るため、適切な維持管理に努めます。
- ・より効率的な下水道整備を実施するため、経営の効率化・合理化を図り、健全経営の確保に努めます。

② 水洗化の普及促進

- ・生活環境の改善と公共用水域の保全を図るため、水洗化を促進します。

まちづくり指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値	
				5年後	10年後
46	下水道整備率*	%	82.8	88.3	93.0
47	下水道普及率	%	54.3	56.1	57.8

市民ができること

- ・公共下水道供用開始区域においては、公共下水道に接続する。
- ・下水道使用料を期限内に納付する。

政策6 住環境が整った暮らしやすいまちをつくる

政策が目指すがた

- ・良好な住環境が整備され、市民が快適に暮らしています。
- ・住宅のバリアフリー化や耐震化が進み、だれもが安心して安全な生活を送っています。

政策の展開

1 魅力ある良好な住環境の形成

現状と課題

- ・少子・高齢化の進行や、価値観の変化に伴うライフスタイルの多様化により、住宅や住環境を取り巻く状況は大きく変化しています。
- ・無秩序な宅地開発を防止するとともに質の高い開発を誘導し、開発区域の良好な住環境の整備を図る必要があります。
- ・高齢化が進行する中、本市においては旧耐震基準の木造建築物も多数存在しており、だれもが安心・安全に暮らすためには、住宅のバリアフリー化や耐震化を進めることが求められています。
- ・多様化するライフスタイルや循環型社会に対応するため、環境負荷の少ない住宅の普及が必要とされています。
- ・安心して快適な生活を送るためには、個々の住宅が良質であるだけでなく、住宅周辺においても住民主体の良好な住環境の形成が重要です。
- ・市営住宅への入居申込者は、一人暮らしの高齢者や母子世帯で増加傾向にあります。
- ・市営住宅の施設や設備の老朽化が進んでいることから、改修や更新を計画的に推進し、住環境の整備を図る必要があります。

施策の体系

1 魅力ある良好な住環境の形成

適正な宅地開発の促進

快適な住宅づくりの促進

住民による住環境づくりの支援

市営住宅の整備

主な施策

① 適正な宅地開発の促進

- ・居住水準の維持向上が図られるよう、関係法令・開発指導要綱に基づき、良好な宅地を供給するための計画的かつ適正な宅地開発を促進します。

② 快適な住宅づくりの促進

- ・耐震性に関する市民の関心を高め、耐震診断や耐震改修工事を誘導し、災害に強い住まいづくりを促進します。
- ・関係機関等との連携・協力のもと、安心・安全な住まいづくりを促進します。
- ・完了検査受検率の向上を図ります。
- ・高齢化社会に対応するため、バリアフリー住宅の普及を促進するとともに、住宅におけるユニバーサルデザイン*化への誘導に努めます。
- ・住宅の整備・設置等にあたっては、省資源・省エネルギーに配慮した環境負荷の少ない住宅の普及促進を図ります。

③ 住民による住環境づくりの支援

- ・ゆとりある質の高い住環境の実現に向け、市民主体の住環境づくりを支援します。

④ 市営住宅の整備

- ・入居者の高齢化に対応したバリアフリー化や安全性の確保のための改善を行い、だれもが安心して暮らせる住まいづくりに努めます。

まちづくり指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値	
				5年後	10年後
48	長期優良住宅*認定件数	件/年	45	70	100
49	市営住宅（中層住宅）の改修化率	%	32.0	58.0	84.0
50	一般住宅の耐震化率	%	68.0	90.0	95.0

市民ができること

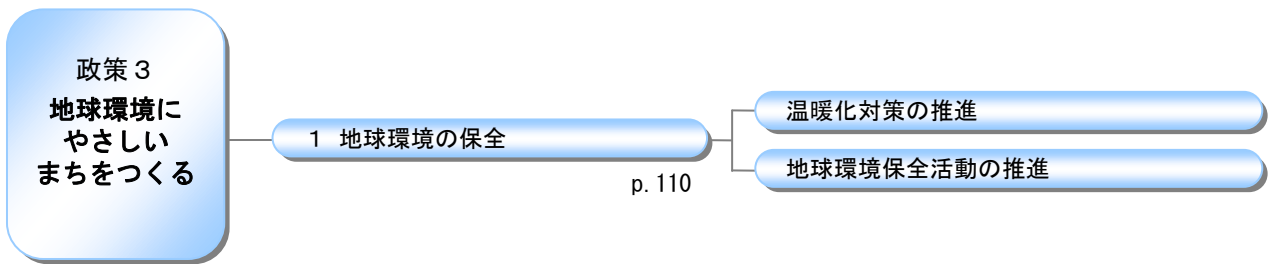
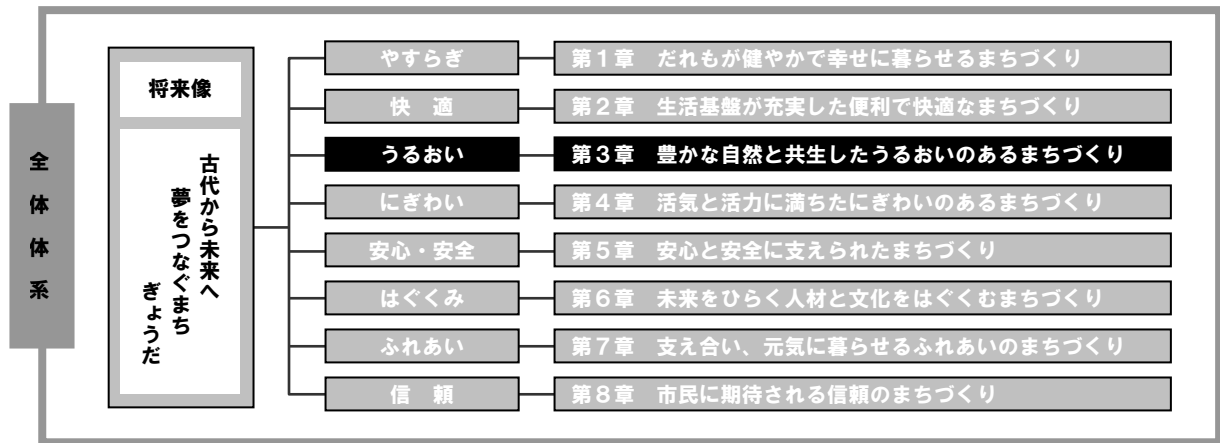
- ・住環境の保持に努める。
- ・住宅のバリアフリー化や耐震化に努める。



第3章 豊かな自然と共生したうるおいのあるまちづくり

施策の体系





政策 1 資源循環型社会が形成されたまちをつくる

政策が目指すすがた

- ・ 地域全体で、ごみの減量化や資源の有効活用を進めています。
- ・ 4 R活動が浸透し、一人ひとりが資源の大切さを理解しています。

政策の展開

1 ごみ減量とリサイクルの推進

現状と課題

- ・ 本市のごみの排出量は人口の減少等に伴い減少傾向となっておりますが、一人あたりの排出量についてはほぼ横ばいの状況となっております。
- ・ これまでの大量消費型社会は地球環境の悪化を招いており、今後、持続可能なまちづくりを推進していく観点から、資源循環型社会への転換を図る必要性が高まっています。
- ・ 市民のリサイクル意識の向上を図るため、地域が主体となる資源リサイクル運動の推進に取り組んでいます。市民や事業者等に4 R*を実践するための定期的な啓発を進め、さらなる活動の促進を図ることが必要です。

施策の体系

1 ごみ減量とリサイクルの推進

4 Rの推進

主な施策

① 4Rの推進

- ・ごみとなるものは持ち込まない（リフューズ）、ごみを減らす（リデュース）、繰り返し使う（リユース）、資源として再利用する（リサイクル）の4R活動を普及促進するため、市民や事業者に対し情報提供や助成などの働きかけを行うとともに、学校教育や生涯学習等を通じて市民一人ひとりの意識の高揚を図ります。
- ・集団回収による効率的な収集を促すため、地域が主体となる資源リサイクル活動の促進を行うとともに、事業所における資源リサイクルの推進を図ります。

まちづくり指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値	
				5年後	10年後
51	リサイクル回収率（紙類・びん・缶等）	%	11.0	20.0	25.0
52	ごみ排出量（1人あたり）	kg/年	350	318	301

市民ができること

- ・4R運動を理解し、家庭や職場でごみの排出抑制とリサイクルを実践していく。

未来への提案



●まちじゅうをきれいにする

- ・一人ひとりがまちをきれいにする、という意識を持って、清掃活動等に取り組む。

●家庭ごみの分別マナーと4R

- ・一人ひとりがごみの分別マナーを守り、資源のリサイクル活動を推進するとともに、ごみを減らす意識を持つ。

●エコ活動の推進

- ・エコバック等を持参し、買い物袋をもらわないなど、エコ活動を推進する。また、エコ活動の推進に向けて、市民と行政等が話し合う場を持ち、アイデアを出し合う。

～ぎょうだ夢づくり会議提言書より～

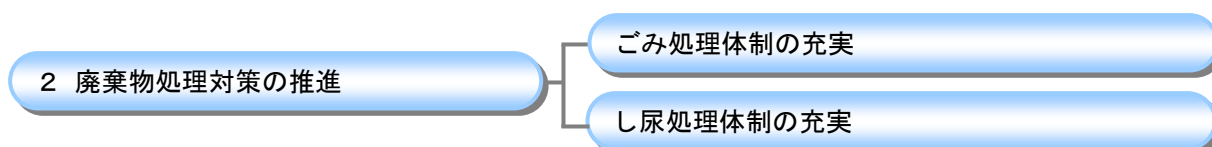
政策 1 資源循環型社会が形成されたまちをつくる

2 廃棄物処理対策の推進

現状と課題

- ・ごみ処理対策については、処理施設の計画的な維持・更新等による延命化や適正な運転管理を図る必要があります。また、収集体制を充実し、リサイクルシステムの整備を行うとともに、不法投棄防止対策を充実することが求められています。
- ・し尿処理対策については、し尿及び浄化槽汚泥の処理を行っている環境センターの適正な維持・管理を図ることが求められています。

施策の体系



主な施策

① ごみ処理体制の充実

- ・ごみ処理施設の適正な運転管理を図るとともに、維持・更新等による延命化や再整備等について、近隣市等とも連携し検討していきます。
- ・市民ニーズを踏まえた効率的なごみ収集体制の構築を図ります。
- ・監視活動・機能を強化し、不法投棄の防止に努めます。

② し尿処理体制の充実

- ・し尿処理施設の機能状況を点検し、適正な維持・管理を図ります。

まちづくり指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値	
				5年後	10年後
53	ごみ収集処理について満足している市民の割合	%	47.9	55.0	60.0

市民ができること

-
- ・ごみ収集体制に基づいたごみ出しルールや、分別マナーを実践していく。
-

政策 2 自然環境とのふれあいに満ちたまちをつくる

政策が目指すすがた

- ・市民・事業者・行政が一体となって自然を守る意識が高まり、自然環境の保全が図られています。
- ・環境への配慮が高まり、公害の未然防止が図られ、市民の良好な生活環境が守られています。

政策の展開

1 自然環境の保全

現状と課題

- ・本市には、豊かな水辺環境や緑地環境、多様な動植物の生態系など、水と緑に恵まれた豊かな自然が残っています。これらの自然環境を守るため、市民・事業者・行政が連携して、さまざまな保全活動を実践しています。
- ・古来より守り継いできた豊かな自然を市民が身近に感じられるよう、日常的に自然とふれあう機会の創出を図ることが重要です。
- ・自然環境の保全のために、環境に配慮し調和のとれた開発・整備を行う必要があります。
- ・今後も市民・事業者・行政が連携して、市民にとって貴重な財産である自然環境の保全に努めることが求められています。

施策の体系

1 自然環境の保全

市民との連携による環境保全

主な施策

① 市民との連携による環境保全

- ・本市の豊かな生態系を保全・継承するため、生物生息空間の創出を図るとともに、地域の特徴に応じて貴重な動植物の実態把握と保護に努めます。
- ・市民やNPO等の主体的な環境保全活動を支援するとともに、協働による事業展開を実施します。

まちづくり指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値	
				5年後	10年後
54	環境配慮の意識が高いと感じている市民の割合	%	12.2	20.0	25.0

市民ができること

- ・ごみを捨てない、ごみを片付けるなど自主的な清掃活動を実践し、環境美化意識やモラルの向上に努める。
- ・地域などで行う環境保全活動に積極的に参加する。

未来への提案



●緑を豊かにする

- ・個人の家や地域に花や緑を植えて、緑豊かな地域をつくる。

●アートを取り入れる

- ・自然を活用したアートを推進する。

～ぎょうだ夢づくり会議提言書より～

政策 2 自然環境とのふれあいに満ちたまちをつくる

2 生活環境の向上

現状と課題

- ・工場などを発生源とする産業型の公害だけでなく、近隣騒音や生活排水による河川の汚濁、野焼きといった都市生活型の公害が増加するなど、公害問題は多様化しています。
- ・大気汚染や水質汚濁、騒音・振動については、関係機関との連携により工場や事業所への立入検査を実施し、関係法令遵守の徹底を図っています。
- ・良好な生活環境を守るためには、市民一人ひとりのモラルの向上が不可欠であり、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で生活環境の保全に向けた取組みを進める必要があります。

■公害苦情件数の推移

(件)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
大 気	1	4	13	10	46
水 質	7	4	10	5	16
騒 音	4	14	8	5	16
振 動	1	1	0	2	2
悪 臭	16	14	3	5	8
土壌汚染	1	0	0	0	1
地盤沈下	0	0	0	0	0
そ の 他	44	23	5	9	3
合 計	74	60	39	36	92

資料：環境課

施策の体系

2 生活環境の向上

公害対策の推進

生活排水対策の推進

主な施策

① 公害対策の推進

- ・ 大気汚染や水質汚濁、悪臭、騒音・振動などの公害発生源に対して、調査・指導・監視の強化を図るとともに、市民のマナー向上に向けて意識啓発を図ります。

② 生活排水対策の推進

- ・ 合併処理浄化槽の設置を推進するとともに、浄化槽の適正管理の指導を図ります。
- ・ 公共下水道の整備や適切な維持管理を図ります。

まちづくり指標

指標名	単位	現状値	目標値	
			5年後	10年後
55 悪臭・騒音・振動等への公害対策に満足している市民の割合	%	17.2	25.0	30.0

市民ができること

- ・ 悪臭、騒音・振動等をはじめとする近隣公害を出さないように努める。
- ・ 合併処理浄化槽の設置と適正な維持管理に努める。

未来への提案



●あらゆるマナーの向上

- ・ 環境・喫煙・交通等における、あらゆるマナーの向上を進める。

～ぎょうだ夢づくり会議提言書より～

政策3 地球環境にやさしいまちをつくる

政策が目指すすがた

- ・市民一人ひとりが、地球環境問題に関する理解と認識を深め、日常生活から問題解決に向けた取組みを実践しています。

政策の展開

1 地球環境の保全

現状と課題

- ・地球温暖化の防止対策は、人類が取り組むべき重要な課題です。環境への負荷をできる限り低減していくため、一人ひとりが率先してCO₂の削減に向けた行動を起こすことが必要です。
- ・限りある資源を守るため、市民・事業者・行政が一体となって新エネルギーの導入や省エネルギーの推進を図る必要があります。
- ・地球環境の保全に向けて、市民や事業者、NPOと連携したイベントの開催や環境に配慮した身近な取組みを進めています。
- ・市民が環境問題を身近なものとして捉え、家庭や地域、学校、職場などのあらゆる場で、生涯にわたって環境に関して学ぶことができるよう、環境教育や環境学習の充実を図る必要があります。

■温室効果ガス総排出量の推移

(t)

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
排出量	8,343.8	8,640.5	8,767.3	8,470.4	8,754.4

資料：環境課

施策の体系

1 地球環境の保全

温暖化対策の推進

地球環境保全活動の推進

主な施策

① 温暖化対策の推進

- ・市が率先して省エネルギー対策を推進し、二酸化炭素排出量の削減に努めるとともに、家庭や事業所による省エネルギー設備や屋上緑化の導入促進を支援します。
- ・太陽光発電などの新エネルギーの導入・普及を図ります。

② 地球環境保全活動の推進

- ・学校教育を通じた子どもたちへの環境教育を推進するとともに、環境出前講座の充実を図り、市民の積極的な環境学習活動を支援します。
- ・地球環境問題をはじめ、環境ホルモン*等の環境汚染物質について、市民への情報提供を行い発生防止に努めます。
- ・今後も引き続き地球環境の保全に向けて、市民や事業者、NPOと連携したイベントの開催や市民による環境配慮活動の促進を図ります。

まちづくり指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値	
				5年後	10年後
56	資源・エネルギーを有効に活用していると感じている市民の割合	%	9.0	15.0	20.0
57	温室効果ガスの総排出量	t/年	8,754	8,316	7,878

市民ができること

- ・省資源・省エネルギーの生活を実践するとともに、家庭での目標値を設定し、温室効果ガスの削減に努める。
- ・ごみ問題をはじめとする地域内のことから、地球温暖化やオゾン層破壊などの地球規模の環境問題に常に関心を持ち、環境学習等へ積極的に参加する。

未来への提案



●地球温暖化防止への取組み

- ・エコや省エネを心がけて、地球温暖化防止に向けて一人ひとりが取り組む。

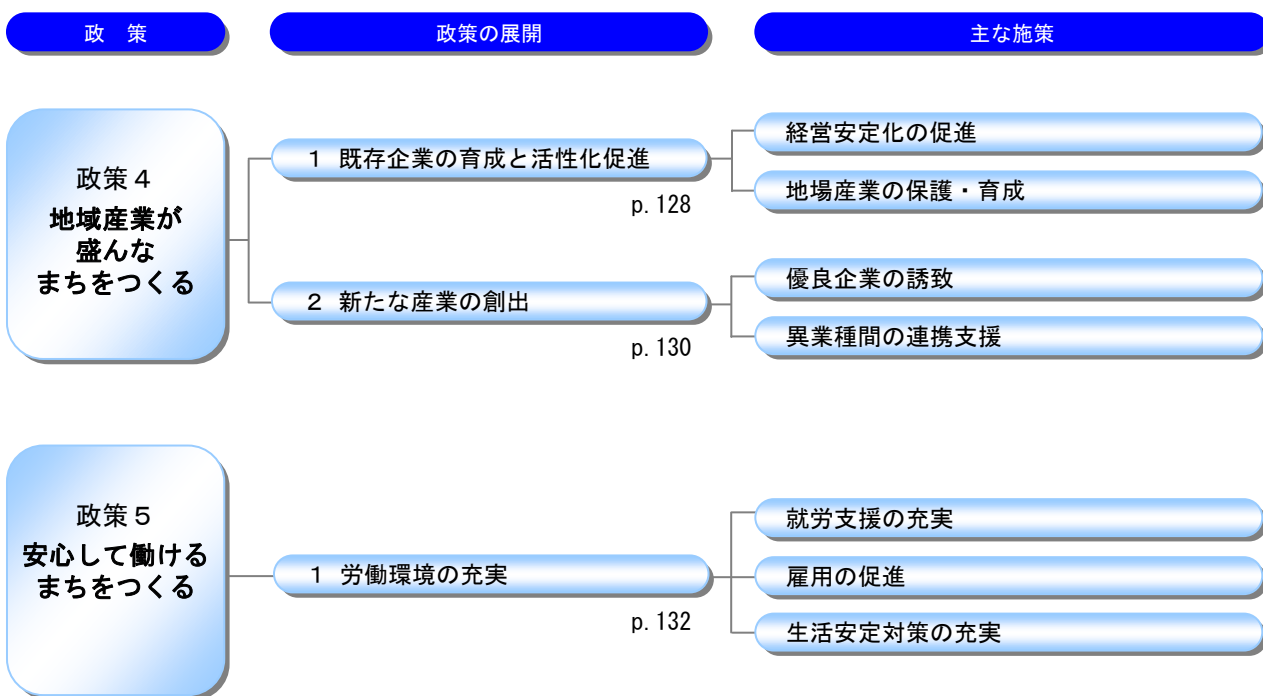
～ぎょうだ夢づくり会議提言書より～

【産業・経済・観光】 にぎわい

第4章 活気と活力に満ちたにぎわいのあるまちづくり

施策の体系





政策 1 地域の魅力にあふれたまちをつくる

政策が目指すすがた

- ・観光資源の整備・活用が図られ、「訪れてみたい」「また訪れたい」と思える魅力がまちにあふれています。
- ・市民に「おもてなしの心」が醸成されています。

政策の展開

1 観光資源の整備・充実

現状と課題

- ・近年、観光の目的や旅行の形態などのニーズが変化する中、時間をかけて地域を観て、地域の人と交流してもらう「観光まちづくり」の推進が求められています。
- ・本市は、埼玉古墳群や忍城址などの歴史資源や古代蓮などの自然資源、フライやゼリーフライなどの食文化に代表される文化資源など、豊かな観光資源に恵まれています。
- ・市内に点在する観光資源の魅力を高めるとともに、これらの資源を有機的に結び付け、観光地としての行田の魅力を確立することが必要です。

施策の体系

1 観光資源の整備・充実

観光資源の発掘と活用

観光資源のネットワークの確立

主な施策

① 観光資源の発掘と活用

- ・既存の観光資源を整備するとともに、市内に埋もれている豊かな観光資源を発掘し活用することで、魅力的な観光地づくりを推進します。

② 観光資源のネットワークの確立

- ・市内に点在する観光資源のネットワーク化を図り、観光客の周遊性を高めます。

まちづくり指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値	
				5年後	10年後
58	観光施設について満足している市民の割合	%	13.3	25.0	65.0
59	観光協会ホームページへのアクセス件数	件/年	—	100,000	200,000

未来への提案



● 埼玉古墳群の活用

- ・県と連携し、埼玉古墳群の整備と古代蓮の里公園とのタイアップ*やリンク化を図り、観光客を増加させる。

～ぎょうだ夢づくり会議提言書より～

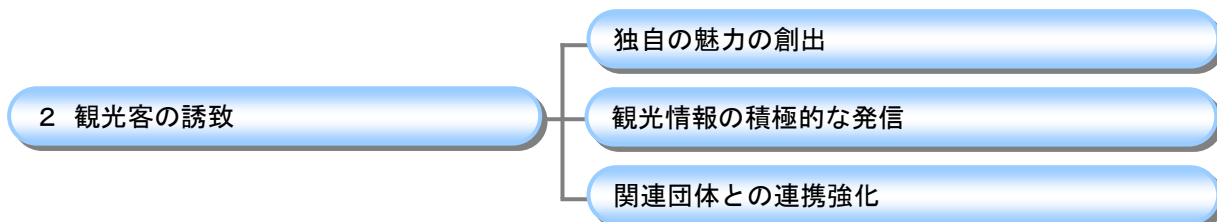
政策 1 地域の魅力にあふれたまちをつくる

2 観光客の誘致

現状と課題

- ・観光客の動向については、時代の風潮や社会現象に左右されやすい傾向があるため、関連団体と連携した、安定的な誘客を図る仕掛けづくりが重要となっています。
- ・本市では、まちの魅力を市内外に発信するため、市民主催の祭りやイベントが多数開催されていますが、今後はさまざまなメディアを活用した効果的なPRをより一層行い、さらなる観光客の誘致を図る必要があります。
- ・近年の観光客のニーズが、消費型の「観る」観光から、自然や文化志向の体験型の「行動する」観光へと変化しているため、本市の豊かな観光資源を活用した体験型交流を一層推進することが必要です。

施策の体系



主な施策

① 独自の魅力の創出

- ・自然、産業、文化などの地域特性を生かし、行田独自の魅力を創出することができるイベントの開催・支援を推進します。

② 観光情報の積極的な発信

- ・多様な情報媒体を効果的に活用し、分かりやすい情報提供を目指すとともに、市・観光協会のホームページをより一層充実させるなど、積極的な観光情報の提供に努めます。

③ 関連団体との連携強化

- ・観光客のニーズに応える多様なサービスを提供するため、関連する団体等との連携を強化し、観光客の誘致を図ります。

まちづくり指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値	
				5年後	10年後
60	観光客入込数	人/年	1,010,600	1,500,000	2,000,000

市民ができること

- ・行田の良さを認識し、内外に広める。

未来への提案



●PR活動の充実

- ・市民の観光意識の醸成や観光ボランティアの養成を図るとともに、インターネットやガイドブックなど多様なメディアを活用し、行田市内外へのPR活動を充実する。

～ぎょうだ夢づくり会議提言書より～

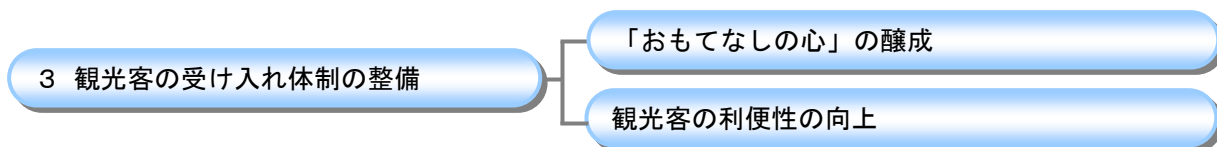
政策 1 地域の魅力にあふれたまちをつくる

3 観光客の受け入れ体制の整備

現状と課題

- ・観光客をはじめ、訪れる人々に対して市民が「おもてなしの心」を持って接することは、「訪れてみたい」「また訪れたい」と感じてもらえる観光地づくりには不可欠です。
- ・本市では、市内各地の観光スポットにおいてNPOやボランティア等による主体的な交流が行われていますが、今後はより多くの市民を巻き込み、まちの魅力を紹介・案内できる人材の育成・確保が重要となっています。
- ・観光客の利便性のさらなる向上を図るため、観光サイン・観光マップ等による観光情報の提供や、魅力ある観光ルートの設定等を行うことが必要です。

施策の体系



主な施策

① 「おもてなしの心」の醸成

- ・市民一人ひとりが「おもてなしの心」を持って観光客をあたたかく迎えられるよう、意識の高揚を図ります。
- ・すべての市民が行田の歴史や文化に誇りを持つとともに、まちを訪れる人々に対して広く伝えることができるよう、知識習得機会の充実を図ります。
- ・観光ボランティア*をはじめ、まちの魅力を紹介・案内できる人材の育成・確保に努めるとともに、地域一体となった観光客の受け入れ体制の整備促進を進めます。

② 観光客の利便性の向上

- ・観光客の周遊性を高められるよう、市内の観光スポットを結ぶ公共交通機関の充実や、レンタサイクルの設置拡大を推進します。
- ・観光サイン・観光マップ等による幅広い情報提供、魅力的な観光ルートの設定など、観光客のさらなる利便性の向上に努めます。

まちづくり指標

指標名	単位	現状値	目標値	
			5年後	10年後
61 観光ボランティア数	人	24	50	60
62 観光サポーター*数	人	19	30	50

市民ができること

- ・観光客に対する「おもてなし」の意識を持つ。
- ・行田の歴史に関心を持ち、観光ガイドとしての知識を身に付ける。
- ・観光ボランティア等に参加する。

未来への提案



●観光拠点の設立

- ・行田市の観光案内だけでなく、特産品・土産物の販売等の機能を有した観光拠点を整備するとともに、市内各地に観光客の利便性や景観に配慮した案内板を整備・充実する。

●質の高い観光モデルコースをつくる

- ・交通手段の確保等も念頭に入れた、魅力があり、分かりやすい観光モデルコースを作成する。

●観光案内（コース設定）の見直し

- ・市民が積極的に参加し、観光コースの設定やイベントの企画等に携わることができる体制を整備する。

●交通手段の充実

- ・市内外の人が行田市の観光地やイベントに参加できるよう、多様な交通手段を確保する。

～ぎょうだ夢づくり会議提言書より～

政策2 安心・安全な農産物を供給できるまちをつくる

政策が目指すすがた

- ・安全で付加価値の高い農作物が生産され、行田市の特徴を生かした農業が展開されています。
- ・将来を担う若い農業従事者が育ち、農業で安定した収入を得られる環境となっています。

政策の展開

1 特色ある地域農業の推進

現状と課題

- ・近年、食の安全性に問題が生じるなど、消費者の食の安心・安全志向が高まっています。
- ・消費者ニーズに対応するため、地産地消を基盤とする販路の充実や環境保全型農業への取組みを進めるとともに、農業生産物の付加価値向上に向けて、行田産ブランドの開発や確立を図る必要があります。
- ・市民や観光客が農業とふれあえる体験型農業や観光農業など、都市近郊型農業を確立していく必要があります。

施策の体系

1 特色ある地域農業の推進

地産地消の推進

農産物のブランド化の推進

都市近郊型農業の展開

主な施策

① 地産地消の推進

- ・学校給食などにおける地元産食材の利用拡大や、小売店との連携による販路の拡大により、地産地消を積極的に推進します。

② 農産物のブランド化の推進

- ・環境に負荷の少ない「特別栽培」による米や野菜、新たな特産品である行田在来青大豆等を産地ブランドとして推進し、農産物の付加価値向上を図ります。

③ 都市近郊型農業の展開

- ・市民や観光客が農業とふれあえる体験型農業や観光農業を中心に、都市近郊型農業を展開することで、地域と共生する農業の確立を目指します。

まちづくり指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値	
				5年後	10年後
63	農業産出額	億円/年	48.4	49	50
64	ブランド化推進品目数	件	0	2	3

市民ができること

- ・地元農産物を積極的に購入するなど地産地消に努める。
- ・農業ボランティアに参加する。

未来への提案



- 休耕地の有効利用**
 - ・休耕地の活用方法について検討し、有効利用できるようにする。
- 耕作地の活性化・農業との共生**
 - ・休耕地を農地として貸し出し等を行い、耕作地を活性化するとともに、ボランティアやイベント等を通して農業との共生を進める。
- 農業収入をアップさせる**
 - ・農作物の販売拠点やルートの多様化を図り、農業収入を増加させる。
- 農業生産品を生かす**
 - ・農作物の調理方法を周知し、地元農作物の利用方法を充実させる。
- スローライフ*の推進**
 - ・地元の良質な農作物がいつでも手に入る体制を整え、地産地消によるスローライフを推進する。

～ぎょうだ夢づくり会議提言書より～

政策2 安心・安全な農産物を供給できるまちをつくる

2 農業経営の基盤強化

現状と課題

- ・農地の分散化による生産性の低下や農業従事者の高齢化や後継者不足、休耕地の増大など、本市の農業は極めて厳しい状況が続いています。
- ・本市の農家数及び農家人口、経営耕地面積の推移は減少傾向にあるものの、農業産出額についてはほぼ横ばいの状況となっています。
- ・農業を取り巻く状況の変化に対応していくため、農地の集約化による生産基盤の強化と、新たな農業従事者の育成・確保による経営基盤の安定化を一体的に取り組むことが求められています。
- ・やりがいのある産業として農業の魅力を高めていくため、農業従事者のための支援策を充実していくとともに、ほ場、農道、用排水路等の整備促進を図ることで、生産性の高い農業を目指す必要があります。
- ・今後さらに、農業従事者の育成を図りながら、集落営農方式*や法人化を確立し、持続可能な農業経営を図ることが必要です。

■農家数及び農家人口の推移

	農家数（戸）					農家人口（人）			
	総数	専業農家	兼業農家		自給的農家	農家世帯人口	農業就業人口		
			第1種兼業農家	第2種兼業農家			計	男	女
昭和55年	3,167	198	953	2,016	-	15,737	4,456	1,740	2,716
昭和60年	2,964	231	624	2,109	-	14,329	3,856	1,515	2,341
平成2年	2,638	197	401	2,040	-	12,697	3,745	1,407	2,338
平成7年	2,359	169	279	1,911	-	11,163	2,989	1,169	1,820
平成12年	2,232	206	200	1,487	339	10,000	2,924	1,225	1,699
平成17年	2,431	275	331	1,191	634	7,704	2,823	1,287	1,536

※各年2月1日現在

資料：農林業センサス

※平成12年の農業就業人口は販売農家の数値

施策の体系

2 農業経営の基盤強化

農業の担い手の確保・育成

農業経営基盤の整備

農業生産基盤の整備

主な施策

① 農業の担い手の確保・育成

- ・農業を持続的な産業とするため、農業後継者の育成・確保を図るとともに、新たな担い手の育成に向けた支援体制の整備・確立に努めます。

② 農業経営基盤の整備

- ・農地の有効利用による集落営農方式の確立、農業制度資金の活用を通じて経営基盤の強化を図ります。
- ・国、県の補助事業を活用し、農業経営の法人化を推進します。

③ 農業生産基盤の整備

- ・ほ場、農道、用排水路等の整備促進を図ることで、生産性の高い農業を目指します。

まちづくり指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値	
				5年後	10年後
65	認定農業者*数	戸	107	125	150
66	大区画ほ場整備率（30 a 以上）	%	29.0	30.0	31.0

未来への提案



●農業希望者を増やす

- ・農業に興味がある人に農地と住まいを提供し、農業人口を増やす。

～ぎょうだ夢づくり会議提言書より～

政策3 商業活動が活発なまちをつくる

政策が目指すすがた

- ・市内各地に魅力ある商店等が展開され、市民が地元で買い物を楽しんでいます。
- ・やる気のある店主や新たな起業者の力により、商店街に活気やにぎわいがあふれています。

政策の展開

1 活力ある商業活動の振興

現状と課題

- ・近年の商業を取り巻く状況は、規制緩和や流通構造の変化、消費者ニーズの多様化などを背景に、大きな転換期を迎えています。
- ・本市においても市外の郊外型大型店舗への買い物客の集中に加え、既存商店街では後継者不足や経営者の高齢化が進み、地域商業の活力低下が課題となっています。
- ・商店街では、集客の固定化に向けたさまざまな活性化事業に取り組むとともに、市内各地の商店等では地域に密着した魅力ある店舗づくりが求められています。
- ・中心市街地を中心として、空き店舗が増加しているため、情報提供により、空き店舗を活用した新たな起業機会の創出に引き続き取り組むことが必要です。
- ・行田を訪れる観光客を中心市街地まで誘導し、商店街の活性化を促進するためのネットワークづくりを検討することが必要となっています。

■商業の推移（卸売業と小売業を含む）

	平成9年	平成11年	平成14年	平成16年	平成19年
商店数（店）	1,077	1,098	1,001	906	929
従業者数（人）	5,644	6,186	6,061	6,133	6,399
年間商品販売額（万円）	16,564,696	15,886,848	15,683,450	14,302,905	21,774,041

※各年6月1日現在（平成11年のみ7月1日現在）

資料：商業統計調査

施策の体系

1 活力ある商業活動の振興

商店街活性化の促進

地域商業の均衡ある発展

新たな商業活動への支援

主な施策

① 商店街活性化の促進

・関連団体との連携のもと、商店街の活性化に向けたさまざまな取組みを支援します。

② 地域商業の均衡ある発展

・多様な消費者ニーズに対応するため、地域に密着した商店街と郊外の大規模店舗との機能分担と相互連携を図り、地域商業の均衡ある発展を目指します。

③ 新たな商業活動への支援

・新たな商業活動の創出による市街地の活性化を図るため、空き店舗の有効活用と結び付けた起業の支援に努めます。

まちづくり指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値	
				5年後	10年後
67	起業家支援助成店舗数	件	17	37	57
68	年間商品販売額	億円	2,177	2,188	2,199

市民ができること

・市内の商店街を積極的に利用する。

未来への提案



●商店街を活性化する

・名物や特産品等を用いるとともに、ポイント制度の導入等を行い、商店街の活性化を目指す。

～ぎょうだ夢づくり会議提言書より～

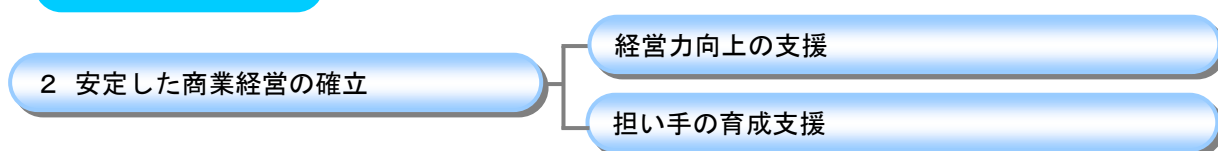
政策3 商業活動が活発なまちをつくる

2 安定した商業経営の確立

現状と課題

- ・事業者の経営基盤の強化を図るため、関係機関と連携した経営指導・相談事業の充実や各種金融資産制度の活用を促進する必要があります。

施策の体系



主な施策

① 経営力向上の支援

- ・ 関連団体と連携し、各種資金融資制度や経営相談の充実に努め、経営の改善・安定化を支援します。

② 担い手の育成支援

- ・ 事業者の健全な発展と経営基盤の強化に向け、優れた経営感覚を持つ人材の育成と意欲的な取組みをする企業経営者を支援します。

まちづくり指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値	
				5年後	10年後
69	融資申込件数	件/年	88	93	98

政策4 地域産業が盛んなまちをつくる

政策が目指すすがた

- ・ 地域産業の基盤が強化され、地域の活性化に貢献しています。

政策の展開

1 既存企業の育成と活性化促進

現状と課題

- ・ 本市の製造品出荷額等の推移については増加傾向となっておりますが、事業所数や従業者数についてはほぼ横ばいの状況となっております。
- ・ 足袋産業をはじめとした伝統産業の保護に向け、関係機関と連携した経営の活性化や伝統技術の継承を支援する必要があります。
- ・ 地域産業の付加価値を高めるため、新たな特産品・加工品の開発や人材育成の強化を支援することが重要です。

■工業の推移

	事業所数 (箇所)	従業者数(人)			製造品出荷額等 (万円)
		総数	男	女	
平成16年	243	8,862	6,220	2,642	25,561,391
平成17年	237	8,464	5,852	2,612	27,916,145
平成17年 (南河原村)	9	133	60	73	187,292
平成18年	264	9,773	6,749	3,024	31,568,801
平成19年	254	9,804	6,796	3,008	32,817,513
平成20年	262	9,483	6,677	2,806	30,564,046

※各年12月31日現在

資料：工業統計調査

※平成19年調査で調査項目を変更したため、「製造品出荷額等」は前年の数値と接続しない。

施策の体系

1 既存企業の育成と活性化促進

経営安定化の促進

地場産業の保護・育成

主な施策

① 経営安定化の促進

- ・経営基盤の安定化を図るため、事業資金の融資斡旋等による中小事業者への支援に努めます。

② 地場産業の保護・育成

- ・技術を次代へ継承していくため、地場産業の保護と育成に努めます。

まちづくり指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値	
				5年後	10年後
70	事業所数	箇所	262	264	267
71	製造品出荷額等	億円	2,403	3,087	3,118

市民ができること

- ・地域産業や伝統産業への理解を深める。

未来への提案



●新たな展開による産業の振興

- ・足袋の生地を活用した袋物等の生産など、新たな展開による地場産業の振興を図る。

～ぎょうだ夢づくり会議提言書より～

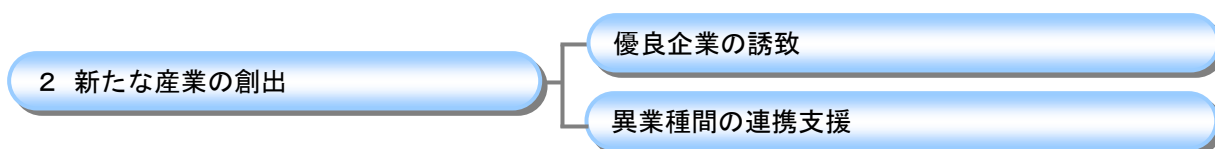
政策4 地域産業が盛んなまちをつくる

2 新たな産業の創出

現状と課題

- ・市民の雇用を創出し、地域産業の活性化を図るためには、県や関係機関と連携した優良企業の誘致や、時代の流れに対応した起業への支援を図る必要があります。
- ・本市の経済活動への新たな波及効果を期待し、情報の収集・提供など、農商工を軸とした各種産業や産官学との交流・連携を深め、複合的産業や新たな産業の基盤形成を図るとともに、小規模ではあっても優れた企業の誘致を促す優遇措置の検討が求められています。

施策の体系



主な施策

① 優良企業の誘致

- ・地域産業の活性化に向け、県や関係機関等との連携のもと、優良企業の誘致に向けた取り組みを促進します。

② 異業種間の連携支援

- ・産業間交流や産官学の連携促進により、製品の開発や技術力の向上等、新たな産業の展開・創出を促進します。

まちづくり指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値	
				5年後	10年後
72	立地企業数	件	104	109	114

政策5 安心して働けるまちをつくる

政策が目指すがた

- ・すべての勤労者が意欲を持ちながら、健康で安心して働ける環境が整備されています。

政策の展開

1 労働環境の充実

現状と課題

- ・雇用情勢の急激な変化により、求人数は大きく減少しています。
- ・若年層では、ニートやフリーターが増加しており、就労意識の醸成など、若者の社会的な自立に向けた支援が必要となっています。
- ・厳しい経済情勢が続く中、企業における福利厚生制度の水準低下が懸念されています。また、職場における福利厚生制度が整っていない中小企業に対する制度の周知と啓発が必要となっています。
- ・県や関係機関との連携のもと、就労意欲はあるものの定職に就けない人々に対しては、職業能力開発や相談支援をはじめとした多様な支援が必要であるとともに、事業者側に対しては、雇用の促進を図る講座の開催などの啓発活動が求められています。
- ・労働者の生活安定と福祉の向上を図るための制度の周知と活用促進を図る必要があります。

施策の体系

1 労働環境の充実

就労支援の充実

雇用の促進

生活安定対策の充実

主な施策

① 就労支援の充実

- ・公共職業安定所等の関係機関と連携し、職業能力開発への支援や就業に関する相談・情報提供体制の充実に努めます。
- ・働く喜びを実感してもらうために、インターンシップ*体験を通じ、職業体験機会の充実に努めます。

② 雇用の促進

- ・老若男女、障がいの有無にかかわらず、だれもが安心して働くことのできる労働環境づくりに向けて、企業に積極的な働きかけを行います。

③ 生活安定対策の充実

- ・勤労者の生活安定と福祉の向上が図られるよう、各種制度の周知及び活用促進を図ります。
- ・勤労者の老後生活の安定を図るため、企業の中小企業退職金共済制度への加入促進に努めます。

まちづくり指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値	
				5年後	10年後
73	労働関係セミナー等受講者数	人/年	44	66	88

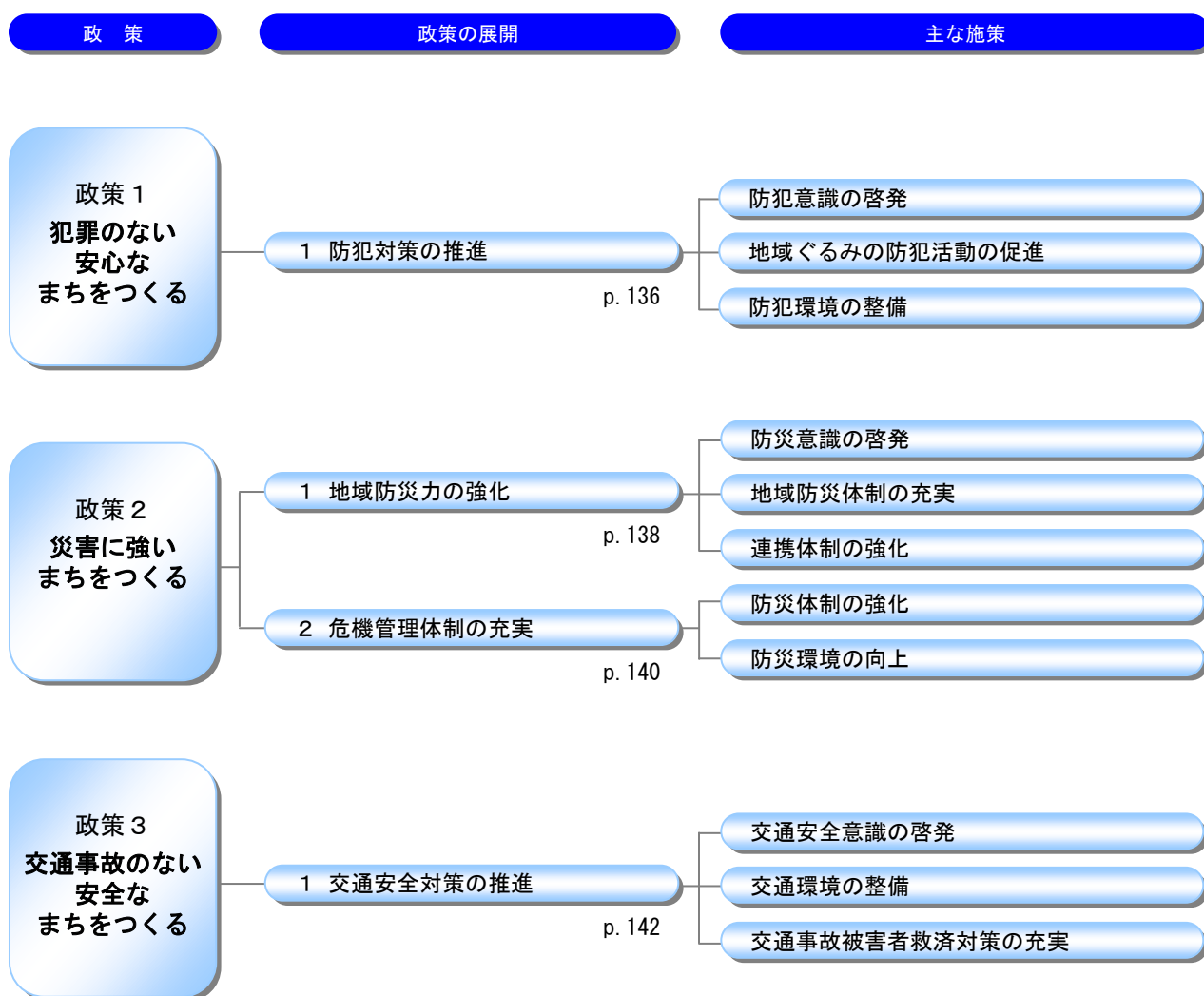
市民ができること

- ・職業能力の向上に努める。
- ・各事業者においては、福利厚生を充実させる。

【危機管理】 安心・安全

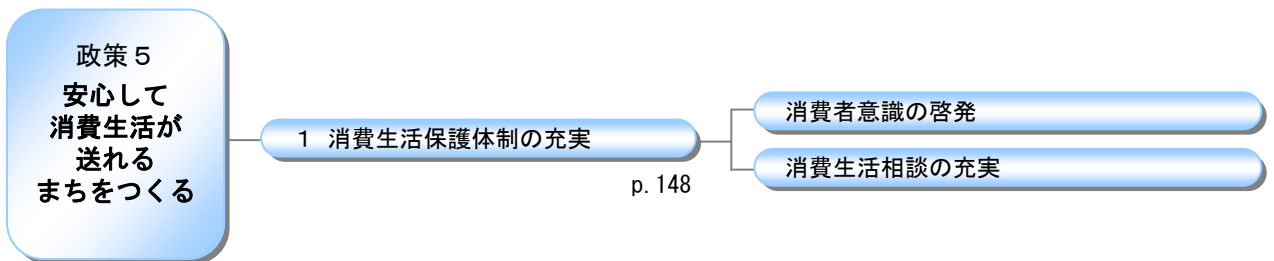
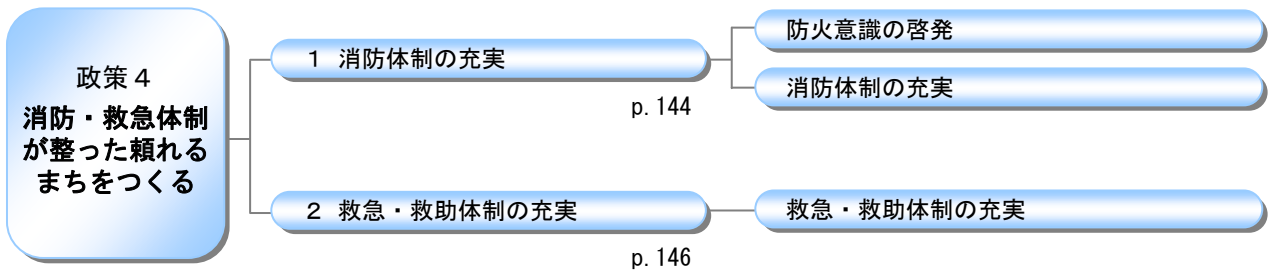
第5章 安心と安全に支えられたまちづくり

施策の体系





政策 政策の展開 主な施策



政策 1 犯罪のない安心なまちをつくる

政策が目指すすがた

- ・犯罪のない地域環境の中で、市民が安心して暮らしています。

政策の展開

1 防犯対策の推進

現状と課題

- ・市民が安心して生活していくためには、行政や関係機関が中心となった安全確保のための取り組みはもちろん、市民一人ひとりや地域が一体となった防犯環境づくりが大切です。
- ・行田警察署管内の犯罪発生件数は減少傾向にあるものの、全国的には子どもや高齢者を狙った犯罪の増加や犯罪の凶悪化等が見受けられます。このことから市民の犯罪被害に対する不安感を解消する取り組みが必要です。
- ・地域防犯推進員や自治会等の自主的な防犯活動が展開されており、活動団体数は年々増加しています。今後のさらなる活性化に向け、団体間の連携・協力体制の充実が必要です。
- ・市内の保育園や幼稚園、小・中学校等では、各年代に応じた防犯教室が活発に開催されています。防犯教室のさらなる充実を図り、幼児、児童・生徒の防犯意識の高揚に努める必要があります。
- ・少子・高齢化や核家族化、地域のつながりの希薄化などに伴い、地域の犯罪防止機能の低下を防ぐために、今後一層、防犯意識を高め、地域防犯力の向上を図ることが必要です。
- ・犯罪の起こりそうな危険な箇所に対して、防犯灯などの防犯施設設置を支援しています。

■自主防犯団体数の推移

(団体)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
団体数	72	91	103	115

資料：防災安全課

施策の体系

1 防犯対策の推進

防犯意識の啓発

地域ぐるみの防犯活動の促進

防犯環境の整備

主な施策

① 防犯意識の啓発

- ・地域における防犯意識の向上を図るため、警察や地域、関係機関・団体とのさらなる連携の充実を図るとともに、情報提供や広報啓発活動を推進します。
- ・子どもや高齢者を主な対象とした防犯教室を開催します。

② 地域ぐるみの防犯活動の促進

- ・地域住民と連携し、地域防犯推進員を中心とした防犯活動を促進します。
- ・地域における防犯活動の充実を図るために、住民が主体的に行う防犯活動の育成と支援を推進します。

③ 防犯環境の整備

- ・地域の判断により実施される防犯灯の設置と管理について、引き続き支援を行います。
- ・道路・公園等の樹木を管理し、死角をつくらないなど、防犯に配慮していきます。

まちづくり指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値	
				5年後	10年後
74	防犯体制について満足している市民の割合	%	11.2	30.0	50.0
75	自主防犯活動団体数	団体	120	140	160

市民ができること

- ・自分の身は自分で守る、自分たちの地域は自分たちで守るという自助・共助の精神を持ち、積極的に地域の防犯パトロールに参加するなど、地域コミュニティの復興に努める。

未来への提案



●犯罪のないまちづくりをする

- ・市民の防犯意識の向上を徹底し、地域ぐるみで防犯体制を充実させる。
～ぎょうだ夢づくり会議提言書より～

政策2 災害に強いまちをつくる

政策が目指すすがた

- ・ 地域での防災活動が活発に行われ、市民の防災意識が高まっています。
- ・ 災害に強い都市基盤が整備され、市民の安全な生活が守られています。

政策の展開

1 地域防災力の強化

現状と課題

- ・ 災害時や緊急時には、だれもが連帯して救援や援護にあたらなければなりません。そのためには、日常的な地域でのふれあいを通じた、コミュニティ意識の醸成が必要です。
- ・ 本市は自然災害が比較的少ない地域ですが、災害時の被害を最小限に抑えて市民の生命と身体、財産を守るため、災害に強いまちづくりを推進する必要があります。
- ・ 災害時における応援協力体制の充実を図るため、近隣市町や友好都市、民間企業との応援協定を締結し協力関係を結んでいます。より一層の防災体制の強化に向けて、継続した推進が求められています。
- ・ 自主防災組織の設立は年々増加しています。今後はさらに、市民の防災意識の向上を図り市内全域での自主防災組織の設立を促進するとともに、組織の活性化を支援していく必要があります。
- ・ 市民一人ひとりによる「自助」、地域社会や自主防災組織などによる「共助」、行政による「公助」を適切に機能させることにより、地域の防災力を高め、安心・安全に暮らせるまちづくりを実現することが必要です。

施策の体系

1 地域防災力の強化

防災意識の啓発

地域防災体制の充実

連携体制の強化

主な施策

① 防災意識の啓発

- ・市民一人ひとりが災害発生時に冷静かつ的確な対応ができるよう、学校教育や生涯学習における防災教育を推進するとともに、市民が参加しやすい防災訓練の実施や出前講座の開催により、防災意識の高揚に努めます。
- ・広報やホームページ等により、住宅の耐震化や家具の転倒防止策、家庭での食料備蓄目標などの情報提供を行い、防災に関する知識の浸透を図ります。

② 地域防災体制の充実

- ・地域における防災力の充実を図るため、自主防災組織の設立やその活動に対する支援を行うとともに、事業所の地域防災活動への参加促進を図ります。
- ・災害時要援護者*が円滑に避難できるよう、地域が一体となった支援体制づくりを推進します。

③ 連携体制の強化

- ・近隣市町や友好都市、民間企業との応援協定を拡充し、災害時の物資・資材の提供、人員派遣等で連携・協力できる体制の充実を図ります。

まちづくり指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値	
				5年後	10年後
76	災害時の避難体制について満足している市民の割合	%	12.8	50.0	80.0
77	自主防災組織の組織率	%	24.6	65.0	85.0

市民ができること

- ・日頃から防災に対する関心を高める。
- ・災害時に自分ができることを確認し、地域の防災活動に積極的に参加する。
- ・防災用品を備蓄する。
- ・地震に備えての家具固定や、消火器・火災報知器の設置を進める。

未来への提案



●災害に強いまちづくりをする

- ・市民の防災意識の向上を徹底し、日頃から防災訓練等を通して、災害に備える。

～ぎょうだ夢づくり会議提言書より～

政策2 災害に強いまちをつくる

2 危機管理体制の充実

現状と課題

- ・災害発生時に備え、避難場所や避難路の確保、建築物の耐震化等を進めるとともに、備蓄資機材等の充実を図るなど、防災環境の向上に努める必要があります。
- ・行政には、国・県との緊密な連携をもとに、情報の伝達・収集体制の強化、医療・衛生体制の充実など、総合的な災害対策を行うことが求められています。
- ・いつ起きるかわからない災害に対して、常に迅速な対応が図れるよう、実践的な防災体制の確立に努める必要があります。

■公共施設の耐震化率の推移

(%)

	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
耐震化率	56.6	59.2	60.5	63.2	65.8

資料：建築課

施策の体系

2 危機管理体制の充実

防災体制の強化

防災環境の向上

主な施策

① 防災体制の強化

- ・災害情報や避難情報をより迅速かつ的確に伝達できるよう、防災行政無線等の情報伝達体制の整備・充実に努めます。
- ・ハザードマップや防災ガイドブックの配布を通じて、避難場所や避難路の周知徹底を図ります。

② 防災環境の向上

- ・災害時に地域の実情に応じた避難ができるよう、避難場所や避難路の確保に努めます。
- ・公共施設の耐震化に向けて、耐震診断や耐震改修の実施を図ります。
- ・防災資機材や非常用備蓄食糧などの備蓄を充実し、災害支援活動が円滑に行えるよう努めます。

まちづくり指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値	
				5年後	10年後
78	公共施設の耐震化率	%	65.8	85.0	100.0

市民ができること

- ・日頃から避難場所や避難路等を把握しておく。
- ・地域内で情報を共有し、互いの安否確認や救助に努める。

政策3 交通事故のない安全なまちをつくる

政策が目指すすがた

- ・ 市民一人ひとりが交通ルールを守り、思いやりのある交通マナーを実践しています。
- ・ 交通事故発生件数、死者数、負傷者数が減少しています。

政策の展開

1 交通安全対策の推進

現状と課題

- ・ 行田警察署管内の交通事故発生件数は年々減少していますが、子どもや高齢者が交通事故に巻き込まれるケースが依然多くなっています。
- ・ 学校教育や生涯学習等と連携した参加体験型の交通安全教育や、関係機関・団体と連携した交通安全運動を実施し、交通安全意識の啓発に取り組んでいます。
- ・ 市民に対する交通安全意識の啓発は交通安全施策の基本であるため、さらなる意識啓発が求められます。
- ・ 歩行者と自転車の交通事故は増加傾向にあり、自転車利用者のマナーの向上が求められています。
- ・ 交通事故により、災害を受けた方を対象に、救済を目的とした交通災害共済事業を行っています。万一の交通事故災害に備えて、今後も引き続き、制度の周知・啓発を図り、加入促進に努める必要があります。

■交通事故発生件数及び交通事故死者数の推移（行田警察署管内） （件・人）

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
発生件数	706	671	641	557	544
交通事故死者数	5	6	3	3	3

※各年12月31日現在

資料：行田警察署

施策の体系

1 交通安全対策の推進

交通安全意識の啓発

交通環境の整備

交通事故被害者救済対策の充実

主な施策

① 交通安全意識の啓発

- ・警察や事業所、地域と連携して、交通安全運動を展開し、交通ルールの遵守徹底など交通安全意識の啓発に努めます。
- ・子どもや高齢者が交通事故に巻き込まれるケースが多くなっているため、ライフステージに応じた交通安全教育に努めます。
- ・シートベルト着用を促す街頭活動や交通指導員の協力による通学路の安全確保など、市民や地域が一体となった交通安全活動を推進します。

② 交通環境の整備

- ・道路反射鏡や道路照明等の交通安全施設の整備を図るとともに、適正な管理を行い、事故防止に努めます。
- ・交通情勢の変化に応じて、必要な箇所については交通規制の実施を関係機関へ要望していきます。

③ 交通事故被害者救済対策の充実

- ・万一の交通事故災害に備えて、各種制度の周知・啓発を図るとともに、交通災害共済事業の加入促進に努めます。

まちづくり指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値	
				5年後	10年後
79	交通安全対策について満足している市民の割合	%	12.0	40.0	70.0
80	交通事故発生件数（行田警察署管内）	件/年	544	440	350

市民ができること

- ・交通ルールとマナーを熟知し、交通事故の防止に努める。
- ・交通安全教室に積極的に参加する。

政策4 消防・救急体制が整った頼れるまちをつくる

政策が目指すがた

- ・緊急時においても速やかに対応できる消防・救急体制が確立され、市民が安心して暮らしています。

政策の展開

1 消防体制の充実

現状と課題

- ・生活様式の変化や都市化の進展、防火対象物の複雑化などにより、火災の形態や被害の状況は多様化しています。
- ・火災を未然に防止し被害を最小限に抑えるため、住宅用火災警報器の設置を促し、市民の防火意識の向上に努める必要があります。
- ・消防車両や消防水利などの施設・設備の計画的な更新を行い、消防力の維持・強化を図っています。
- ・地域の消防団や自主防災組織との連携を強化し、地域消防力を向上させることが求められています。

■消防職員数及び消防団員数の推移

(人)

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
消防職員数	92	95	94	94	100
消防団員数	250	249	248	252	254

※各年4月1日現在

資料：消防本部

施策の体系

1 消防体制の充実

防火意識の啓発

消防体制の充実

主な施策

① 防火意識の啓発

- ・地域の火災予防力を高めるため、広報紙等による情報提供や市民参加の消火・避難訓練の取組みを進め、防火意識の啓発を推進します。
- ・高齢者などの災害弱者をはじめすべての市民を火災から守るため、住宅用火災警報器の普及促進に努め、家庭における防火対策を促進します。

② 消防体制の充実

- ・火災などによる被害を軽減するため、災害時の応急対策等が迅速かつ的確に行えるよう、市民・事業者・関係団体及び行政の連携による総合的な消防体制の充実を図ります。
- ・計画的な消防職員の育成と資質向上を図るとともに、消防団員の確保と組織強化に努めます。
- ・火災などの発生に際し、确实、迅速な出動と適切な消防活動を行うため、消防施設や車両・資機材の整備、防火水槽の増設による消防水利の充実に努めます。

まちづくり指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値	
				5年後	10年後
81	住宅用火災警報器の設置率	%	40.0	100.0	100.0

市民ができること

- ・全世帯が住宅用火災警報器を設置する。
- ・火災を出さぬよう「火の用心」を心がける。

政策4 消防・救急体制が整った頼れるまちをつくる

2 救急・救助体制の充実

現状と課題

- ・高齢化の進行など社会環境、生活環境の変化により、救急需要は多様化・拡大化しています。
- ・熊谷・深谷地区第二次救急医療体制により、休日夜間の救急対応を行っています。
- ・市民の生命や身体を守るため、計画的な救急救命士や救急隊員の養成を実施するなど、救急体制の整備や救急業務の高度化を図る必要があります。
- ・市民や事業所に対して応急手当などの知識や技術の普及を図りながら、自主救護能力の向上に取り組んでいます。

■救急救命士数と緊急出動件数の推移

	救急救命士(人)	緊急出動件数(件)		
		救急出動	火災出動	救助出動
平成15年	9	2,654	47	77
平成16年	9	2,763	42	70
平成17年	9	3,091	34	68
平成18年	10	2,987	44	76
平成19年	11	3,176	30	54
平成20年	12	2,983	28	42
平成21年	13	2,978	23	50

資料：消防本部

施策の体系

2 救急・救助体制の充実

救急・救助体制の充実

主な施策

① 救急・救助体制の充実

- ・救急救命士や救急隊員及び救助隊員の計画的な育成及び資質の向上を図るとともに、救急・救助資機材の整備に努めます。
- ・医療機関など、関係機関との協力体制の強化を推進します。
- ・多様化・拡大化する救急需要に対応するため、救急車の利用のあり方について、周知・啓発活動を強化するとともに、救急隊到着までの間に市民等が適切な処置を行えるよう講習会の実施により応急手当の普及啓発を図ります。

まちづくり指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値	
				5年後	10年後
82	救急救命士数	人	15	22	24
83	普通救命講習修了者数	人	4,503	6,700	8,700

市民ができること

- ・救命講習会や地域で行う消防訓練などに積極的に参加する。
- ・救急車の利用のあり方を理解し、適正利用に努める。

政策5 安心して消費生活が送れるまちをつくる

政策が目指すすがた

- ・自ら考え行動する消費者が増え、消費生活に関するトラブルが減少しています。

政策の展開

1 消費生活保護体制の充実

現状と課題

- ・インターネットを利用した商取引の普及など、流通システムの多様化等により、消費者を取り巻く消費生活環境はますます複雑化しています。
- ・消費者と事業者では情報量や交渉力等において大きな格差があります。消費者トラブルを未然に防ぐためには、消費者への適切な情報提供を行うことが重要です。
- ・氾濫する情報の中から必要な情報を自らが選択し、賢い消費生活を送ることができるよう、市民への啓発活動や学習機会の充実に努める必要があります。
- ・市民が安心して消費生活を送ることができるよう、消費生活相談体制の充実や消費者団体、関係機関との連携を強化することが必要です。

■消費生活相談件数の推移

(件)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
相談件数	236	170	118	154	187

資料：生活課

施策の体系

1 消費生活保護体制の充実

消費者意識の啓発

消費生活相談の充実

主な施策

① 消費者意識の啓発

- ・消費生活に必要な知識やトラブルの対処法、頻発している問題事例などの情報提供を通して、消費者意識の啓発に努めます。
- ・消費者が自ら必要な情報を選択できるよう、消費生活に関する講座を開催し、学習機会の充実に努めます。

② 消費生活相談の充実

- ・多様化・複雑化した消費者トラブルにも迅速かつ的確に対応できるよう、関係機関と連携した相談体制の充実に努めます。
- ・消費生活相談を市民の身近な相談窓口としてPRに努めるとともに、研修を通じて消費生活相談員の資質の向上を図ります。

まちづくり指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値	
				5年後	10年後
84	消費生活相談開催日数	日/週	4	5	5

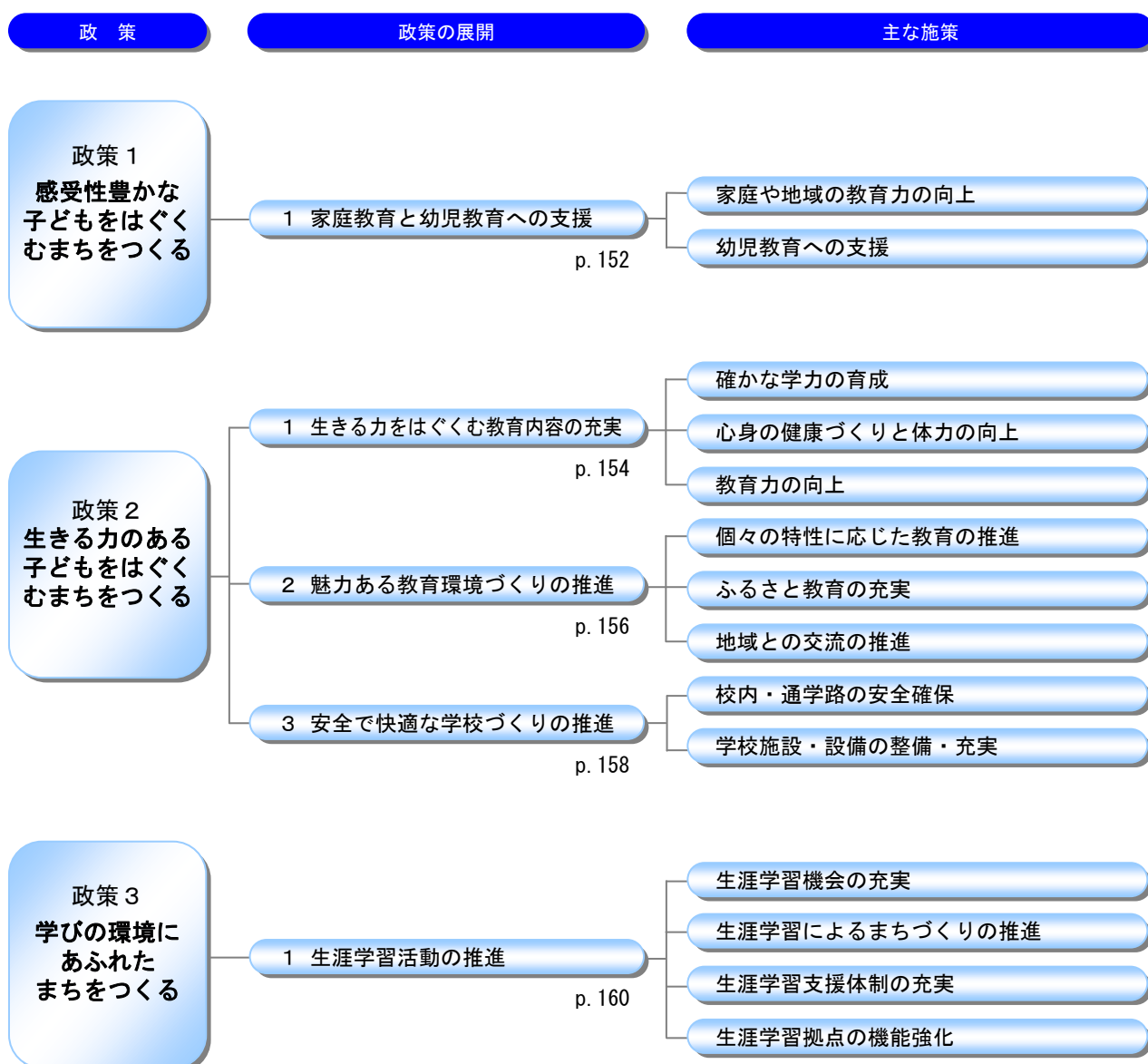
市民ができること

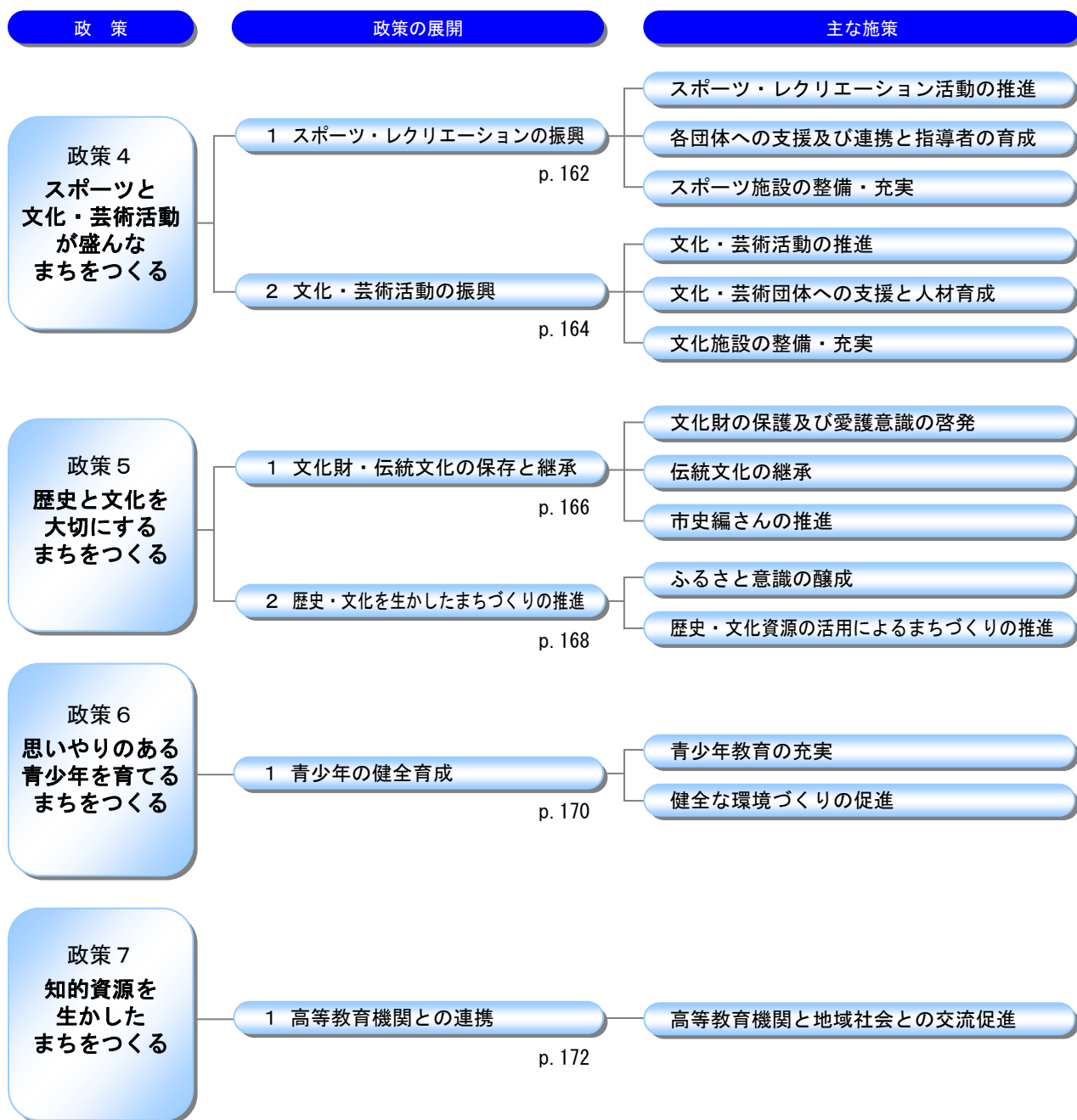
- ・トラブルに巻き込まれないよう、正しい消費者知識を習得する。

【教育・文化・芸術】 はぐくみ

第6章 未来をひらく人材と文化をはぐくむまちづくり

施策の体系





政策 1 感受性豊かな子どもをはぐくむまちをつくる

政策が目指すすがた

- ・子どもたちが家庭や地域に見守られながら、健全に育っています。

政策の展開

1 家庭教育と幼児教育への支援

現状と課題

- ・家庭はすべての教育の出発点であることから、子どもの教育に第一義的な責任を持つ保護者に対し、家庭教育についての情報や学習機会の提供、相談・支援体制の充実を図る必要があります。また、地域住民に対しては、地域ぐるみで子どもをはぐくむ意識の啓発が求められています。
- ・幼児期は、人間形成の基礎が養われる時期であり、幼児教育は、同世代との集団生活を通じ、基本的な生活習慣や社会性を身に付けるための重要な位置を占めています。
- ・幼児教育のさらなる充実を図るため、家庭・学校・地域との連携を深め、幼児一人ひとりの個性に応じた指導を進める取組みが求められています。

施策の体系

1 家庭教育と幼児教育への支援

家庭や地域の教育力の向上

幼児教育への支援

主な施策

① 家庭や地域の教育力の向上

- ・子どもの教育に第一義的な責任を持つ保護者に対し、啓発活動や情報提供、子どもの発達段階に応じた学習機会の提供に努めます。
- ・研修の充実や世代間交流の促進を図りながら、地域全体で子どもを教育していけるよう、連帯意識の向上や人材の育成に努めます。

② 幼児教育への支援

- ・小・中学校での教育の基礎をつくる役割を担うという認識のもと、市内の保育所・幼稚園・小学校が密接に連携し、一貫した幼児教育の充実を図ります。
- ・教育内容の充実や教育環境の整備など、社会情勢の変化やニーズの多様化に対応した幼稚園運営を支援します。

まちづくり指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値	
				5年後	10年後
85	子育て講座について満足している参加者の割合	%	69.1	80.0	85.0

市民ができること

- ・子育て講座や家庭教育学級*に積極的に参加する。
- ・地域ぐるみで子どもの見守り活動を推進する。

政策2 生きる力のある子どもをはぐくむまちをつくる

政策が目指すすがた

- ・安心・安全な環境の中で、児童・生徒が学びへの意欲にあふれ、学力とともに豊かな人間性をはぐくんでいます。

政策の展開

1 生きる力をはぐくむ教育内容の充実

現状と課題

- ・近年、子どもの学力の低下や学習意欲の低下、さらには規範意識の低下などが問題になっています。子ども一人ひとりが自ら学び、考え、判断し、行動できる自律した個人として、こころ豊かにたくましく生き抜く力をはぐくむ教育が求められています。
- ・県の取組みとの連携のもと、子どもたちの生きる力（学力、規律ある態度、体力）の育成を目指し、本市では、少人数によるきめ細かな指導や、地域と連携した多様な体験学習など、教育内容の充実に努めています。
- ・子どもたちを取り巻く社会環境が激しく変化する中で、時代の変化に応じた多様な教育内容の充実が求められています。
- ・教育内容の充実のためには、教職員の資質の向上が不可欠です。本市では、これまで教職員研修や校内研修などを実施してきましたが、今後も子どもの実態に応じたよりの確な指導を行うため、より実践的な研修内容の充実に努める必要があります。

施策の体系

1 生きる力をはぐくむ教育内容の充実

確かな学力の育成

心身の健康づくりと体力の向上

教育力の向上

主な施策

① 確かな学力の育成

- ・学習指導要領に基づく基礎的・基本的な内容を身に付けさせるため、きめ細かな指導を通して「確かな学力」の習得に努めます。また、児童・生徒の個性や指導の場面に応じて、指導方法や体制を工夫するなど、個に応じた指導の充実を図ります。
- ・一人ひとりが持つ長所を伸ばす指導により、学ぶことの楽しさや達成感を得ることで、自ら考え、学ぶ意欲を持つ児童・生徒の育成を図ります。

② 心身の健康づくりと体力の向上

- ・多様な社会体験学習や地域奉仕活動等を通して、豊かな人間性や社会性をはぐくむ心の教育の充実を図ります。
- ・体育的活動を充実させ、子どもたちの体力向上を図ります。また、健康な生活を自ら実践できるよう、食育の推進及び学校保健の充実を努めます。
- ・学校給食については、地場産食材の利用の推進や衛生管理の充実を図り、子どもたちが安心して給食を食べられるように努めます。

③ 教育力の向上

- ・教職員としての専門的知識や指導力を高めるため、自ら行う調査研究や各種研修の充実を努めます。

まちづくり指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値	
				5年後	10年後
86	学習状況調査の県平均との比較 (県平均を100として)	%	小学校 98.2 中学校 101.2	100.0 以上	100.0 以上
87	新体力テストで県平均を上回る種目数	種目	小学校 75/96 中学校 25/48	80/96 30/48	85/96 35/48

市民ができること

- ・家庭での学習や読書を充実する。
- ・家庭でのあいさつや手伝いをすすめる。
- ・事業所は職場体験学習の生徒を積極的に受け入れる。

未来への提案



●学習環境の充実

- ・少人数学級や習熟度別クラスの導入、チームティーチングの採用など、それぞれの学校がきめの細かい学習環境を充実できるように取り組む。

●教員の充実

- ・教員一人ひとりがゆとりの時間を持ち、研修等を通じて自らレベルアップできるような仕組みをつくる。

～ぎょうだ夢づくり会議提言書より～

政策2 生きる力のある子どもをはぐくむまちをつくる

2 魅力ある教育環境づくりの推進

現状と課題

- ・子どもの悩みはさまざまに複雑化しており、その支援方法は一人ひとり異なるため、よりきめ細やかな対応が求められています。このため、子どもや保護者などが学校生活への不安やさまざまな悩みを相談できる体制を充実するとともに広く周知することが必要です。
- ・いじめや不登校については、スクールカウンセラー*を中心に子ども自身が相談しやすい環境づくりを通じて、さらに減少させる取組みが必要です。
- ・障がいのある児童・生徒をはじめ、すべての子どもの特性に応じた適切な指導・支援が行えるよう、教職員のさらなる資質向上が求められています。
- ・本市には、豊かな自然や歴史・文化などの伝統が数多くあります。それらを生かし、子どもたちの豊かな感性や郷土を愛する心の育成を図る必要があります。
- ・学校・家庭・地域が一体となり、未来の行田を担う子どもの育成を推進しています。今後も、地域の人材をさらに活用した教育環境の提供に努める必要があります。
- ・学校は、その教育内容を積極的に情報発信し、保護者や地域からの評価を得ながら、絶えず自己改革を図ることが求められています。

施策の体系

2 魅力ある教育環境づくりの推進

個々の特性に応じた教育の推進

ふるさと教育の充実

地域との交流の推進

主な施策

① 個々の特性に応じた教育の推進

- ・いじめや不登校の早期発見、早期対応に努めるとともに、スクールカウンセラーを中心とした相談体制の充実を図ります。
- ・障がいのある児童・生徒、保護者のさまざまな価値観に対応するため、障がいの程度に応じた指導内容の充実に努めます。
- ・特別支援学級及び不登校の児童・生徒に対しては、実態を恒常的に把握するとともに、保護者や専門機関との連携を図りながら的確な支援を行います。

② ふるさと教育の充実

- ・郷土の歴史や文化、自然を学び、ふるさとへの愛情をはぐくむ教育を推進します。
- ・地域の伝統行事への参加など、児童・生徒が本市のまちづくり活動に参加する機会の充実に努めます。
- ・ふるさとの農業や食文化に対する子どもたちの理解を深めるため、地元でとれた食材の積極的な活用を図り、学校給食における地産地消の取組みを推進します。

③ 地域との交流の推進

- ・学校施設の開放や情報発信を積極的に進めるとともに、学校評議員*・保護者による外部評価の推進など、ともに子どもたちを育てていくという視点に立ち、家庭や地域との連携を図ります。
- ・学習内容に応じて、専門的な知識を持つ地域の方々の参画を得る取組みにより、地域とのつながりの創出を図ります。

まちづくり指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値	
				5年後	10年後
88	小・中学校における不登校児童・生徒数	人/年	小学校 13 中学校 76	10 70	5 50

市民ができること

- ・地域の歴史や文化、自然等を学ぶ機会を増やす。
- ・学校行事等の教育活動に積極的に参加する。

政策2 生きる力のある子どもをはぐくむまちをつくる

3 安全で快適な学校づくりの推進

現状と課題

- ・子どもたちが一日の大半を過ごす学校においては、安心・安全で快適な学習・生活環境づくりが求められています。
- ・老朽化した施設や設備の改修・耐震化は順次進められていますが、今後も引き続き耐震化や避難施設としてのバリアフリー化を進める必要があります。
- ・子どもたちが地域や学校で安心して生活できるよう、地域ぐるみで子どもの安全確保に努めるとともに、子どもや家庭に対する安全意識の啓発を図ることが必要となっています。

施策の体系

3 安全で快適な学校づくりの推進

校内・通学路の安全確保

学校施設・設備の整備・充実

主な施策

① 校内・通学路の安全確保

- ・地域・P T A・関係機関との連携を強化し、児童・生徒の学校生活や登下校時の安全確保に努めます。
- ・子どもが犯罪や事故等に巻き込まれないよう、子どもや家庭に対して防犯意識や交通安全意識の啓発に努めます。

② 学校施設・設備の整備・充実

- ・子どもの安全で快適な教育環境を確保するため、老朽化した校舎や体育館について、耐震補強を計画的に実施していきます。
- ・良好な学習環境の確保と児童・生徒の健康維持や安全確保が図られるよう、教室やトイレ、体育施設について補修や改修を推進します。
- ・時代の変化に対応した効果の高い教育を推進するため、教材・教具の整備に努めます。

まちづくり指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値	
				5年後	10年後
89	子ども見守りボランティアの協力者数 (児童・生徒 100 人あたり)	人	17	20	25
90	小・中学校などの教育施設について満足している市民の割合	%	19.8	30.0	40.0

市民ができること

- ・子どもの見守りボランティアに参加する。

未来への提案



●民間の力を活用した人間力の育成

- ・学校が積極的に地域と交流を持ち、さまざまなスキルや経験を持つ民間の人材を活用するとともに、職業体験等を充実し、子どもの人間力の育成に取り組む。

～ぎょうだ夢づくり会議提言書より～

政策3 学びの環境にあふれたまちをつくる

政策が目指すすがた

- ・「いつでも、どこでも、だれでも、何度でも」生涯学習活動に取り組むことができる環境が整っています。
- ・市民一人ひとりが学びを通して得た力を地域づくりに生かしています。

政策の展開

1 生涯学習活動の推進

現状と課題

- ・近年、生涯学習による生きがいや健康づくり、地域づくりを実践していこうという意識が高まる中で、多くの人々が生涯学習に取り組むようになってきました。
- ・本市には、市民主体で運営されている行田市民大学が独自の生涯学習活動を展開しており、本市の新たなまちづくりの担い手として、今後の活躍が期待されています。
- ・これからの生涯学習を推進していく上では、市民は学習機会の提供を受けるだけでなく、自ら積極的に学び、学習成果を地域に還元する中で自己実現を図る視点が重要となっています。
- ・今後も市民の自発的な生涯学習活動を促すとともに、市民自らが積極的に生涯学習活動を企画運営していく機会の充実や仕組みづくりなどが求められています。
- ・公民館や図書館は、市民の生涯学習の機会や場を提供する生涯学習推進の拠点として、地域における人々の交流の場として重要な役割を担っています。
- ・施設運営については、社会の変化に対応した取組みが求められるとともに、老朽化した施設は計画的な改修・修繕を実施するなど、利用者のニーズに応える機能の充実を図る必要があります。

施策の体系

1 生涯学習活動の推進

生涯学習機会の充実

生涯学習によるまちづくりの推進

生涯学習支援体制の充実

生涯学習拠点の機能強化

主な施策

① 生涯学習機会の充実

- ・社会教育関係団体や市民の自主的なサークル活動、ボランティア活動の活性化を促し、生涯学習を通じた交流・連携を促進します。
- ・広報紙やホームページ等を活用し、市民に対して生涯学習に関するさまざまな情報の提供に努めます。

② 生涯学習によるまちづくりの推進

- ・市民の声を反映し、学習効果の高い講座や教室とするために、市民自らが事業を企画運営できる体制の充実に努めます。
- ・生涯学習の実践を通して、得られた知識を地域に還元できる仕組みづくりを進めます。

③ 生涯学習支援体制の充実

- ・自主的なサークル活動やボランティア活動を促進するため、出前講座をはじめとした講師派遣制度を活用した支援を行います。
- ・主体的な生涯学習を支援するため、生涯学習推進員による相談や指導助言の充実に図ります。

④ 生涯学習拠点の機能強化

- ・老朽化している生涯学習施設については、計画的な改修を行い、すべての市民が安心して学習できる環境をつくります。
- ・図書館では、資料管理の効率化や蔵書の充実により、気軽に楽しく本とふれあう環境を整えるとともに、ブックスタート事業*をはじめとする生涯学習を推進させるための事業の充実に図ります。

まちづくり指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値	
				5年後	10年後
91	生涯学習などの学習機会について満足している市民の割合	%	12.6	30.0	40.0
92	公民館や図書館などの公共施設について満足している市民の割合	%	28.3	35.0	50.0
93	生涯学習講座の参加者数	人/年	24,852	26,000	27,500

市民ができること

- ・主体性を持ち、自主的な学習活動を行う。

政策4 スポーツと文化・芸術活動が盛んなまちをつくる

政策が目指すがた

- ・いつでも気軽にスポーツや文化・芸術活動に親しむことができ、心とからだの健康が維持できる環境が整っています。

政策の展開

1 スポーツ・レクリエーションの振興

現状と課題

- ・市民一人ひとりが健康で生きがいを持って暮らせる社会づくりに向け、生涯にわたってスポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう、参加機会の充実や活動団体への支援が重要です。
- ・市内では、さまざまなスポーツイベントが開催されており、参加希望者は多くなっています。また、各地区では、地域主催のスポーツ・レクリエーション活動やアウトドアスポーツなどが盛んに行われ、健康増進や地域交流に寄与しています。
- ・今後の高齢化社会に向けて、さらなる市民の健康の保持増進や介護予防を図るため、だれもが継続的に参加しやすいスポーツ活動の促進が求められるとともに、多様化するスポーツニーズに対応できるよう、専門性の高い指導者の育成が必要となっています。
- ・本市には、行田グリーンアリーナ（総合体育館）や総合公園自由広場など、さまざまなスポーツ施設があります。また、小・中学校の体育施設を開放し、市民がスポーツ活動に接することができる環境を積極的に提供しています。

施策の体系

1 スポーツ・レクリエーションの振興

スポーツ・レクリエーション活動の推進

各団体への支援及び連携と指導者の育成

スポーツ施設の整備・充実

主な施策

① スポーツ・レクリエーション活動の推進

- ・だれもが生涯にわたってスポーツ・レクリエーションに親しめるよう、市民ニーズに沿ったプログラムの提供に努めるとともに、普及啓発に努めます。
- ・スポーツを通じて地域コミュニティが活性化されるよう、市民の積極的なスポーツ・レクリエーション活動を支援します。
- ・健康増進のため、それぞれの年齢や体力に応じてだれもが気軽に参加できるよう、スポーツイベントや各種スポーツ教室の充実を図ります。
- ・環境にやさしく、健康増進にも効果的な自転車の利用を促進するため、関係機関との連携による利用環境の充実を図ります。

② 各団体への支援及び連携と指導者の育成

- ・スポーツ・レクリエーション団体への必要な支援を図るとともに、組織の育成・強化に努めます。
- ・体育指導委員をはじめ、スポーツの指導ができる指導者の育成のために、実技や講義を充実させた研修会を開催します。

③ スポーツ施設の整備・充実

- ・体育施設の計画的な改修・修繕を図るとともに、学校体育施設を有効活用するなど、だれもが快適にスポーツができる環境を整備します。さらに、指定管理者制度のさらなる推進により、市民ニーズにあった施設運営を推進します。

まちづくり指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値	
				5年後	10年後
94	スポーツ・レクリエーション施設について満足している市民の割合	%	18.3	30.0	40.0
95	市主催スポーツイベントの参加者数	人/年	11,392	12,000	13,000

市民ができること

- ・積極的にスポーツ・レクリエーション活動に参加する。

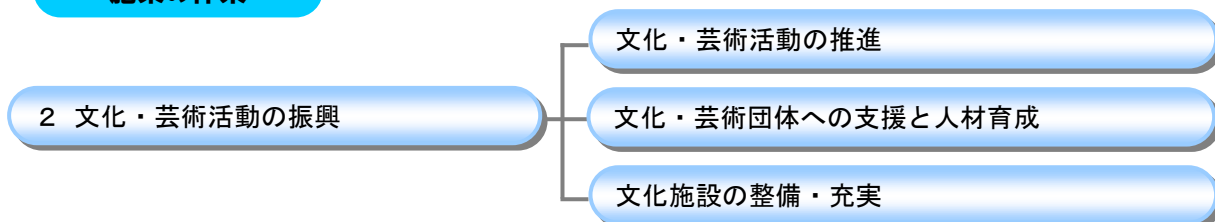
政策4 スポーツと文化・芸術活動が盛んなまちをつくる

2 文化・芸術活動の振興

現状と課題

- ・近年、心の豊かさや生きがいを求める市民が増加する中、文化・芸術への関心が高まり、鑑賞するだけではなく、自主的・主体的に活動を展開する人が増えてきています。
- ・市民主体の活動のさらなる促進に向けて、市民の参加意識を高め、活動の活性化を図り、優れた文化・芸術にふれる機会を提供することが重要であるとともに、文化・芸術団体等の自主的な活動を支援することが必要となっています。
- ・本市では、文化・芸術の発信拠点として、教育文化センター内の文化ホール等にてさまざまな取組みを実施しています。
- ・今後は市民や関連団体等との協働によるさらなる文化・芸術活動の推進や施設の充実などが求められています。

施策の体系



主な施策

① 文化・芸術活動の推進

- 文化・芸術に対する市民の関心や理解を深めるため、文化祭などの充実に努めるとともに、多様な文化・芸術を鑑賞する機会や市民による活動の成果を発表する機会の拡充に努めます。

② 文化・芸術団体への支援と人材育成

- 市民が地域の文化振興の担い手として、自主的な文化・芸術活動を推進するため、団体の育成を目的とした必要な支援を推進するとともに、専門的な知識・技能を有する指導者やボランティアの発掘・育成に努めます。
- 文化・芸術団体の活動内容をホームページや広報紙等により周知し、市民の参加を促し組織の活性化を図ります。

③ 文化施設の整備・充実

- 文化施設の適切な維持管理に努めるとともに、施設の効率的運営を行います。

まちづくり指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値	
				5年後	10年後
96	文化・芸術団体の会員数	人	2,100	2,500	3,000

市民ができること

- 主体的に文化・芸術活動に参加するとともに、本市の文化・芸術について理解を深める。

政策5 歴史と文化を大切にすまちをつくる

政策が目指すすがた

- ・ 行田市の歴史文化遺産が大切に保存され、市民がまちに誇りや愛着を持っています。

政策の展開

1 文化財・伝統文化の保存と継承

現状と課題

- ・ 本市には、国宝「金錯銘鉄剣」や国指定重要文化財「木造聖徳太子立像」などの文化財や、獅子舞やお囃子等の郷土芸能など、地域に息づくさまざまな伝統文化が残されており、まちに品格と魅力を与えています。
- ・ さまざまな文化財を良好な状態で後世に伝えていくため、市民と協働で保存活動と調査活動を並行して行い、必要に応じて文化財指定等の保護措置を図る必要があります。
- ・ 郷土芸能については、伝承する担い手の高齢化が課題となっており、後継者の育成が求められています。
- ・ 市民が行田市に誇りや愛着を感じられるよう、先人の守り伝えてきた郷土の歴史と文化を学び、それを次代に伝承・発展させていくことが重要です。

施策の体系

1 文化財・伝統文化の保存と継承

文化財の保護及び愛護意識の啓発

伝統文化の継承

市史編さんの推進

主な施策

① 文化財の保護及び愛護意識の啓発

- ・市内に所在する歴史的価値のある文化財について、保護・保存・活用のために必要な調査・整備を行います。
- ・貴重な文化財の適切な管理に努めるとともに、これらを広く公開することによって、文化財への理解と関心を高め、市民の愛護意識の高揚を図ります。

② 伝統文化の継承

- ・獅子舞やお囃子など、地域の伝統芸能や民俗行事の伝承や掘り起こしに努め、市民の郷土芸能に対する理解促進を図るとともに、後継者を育成し、地域の大切な文化遺産として後世に伝えます。

③ 市史編さんの推進

- ・本市の歴史と文化を正しく後世に伝えるため、市史編さん事業の充実に努めます。

まちづくり指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値	
				5年後	10年後
97	郷土芸能を継承している団体数	団体	6	6	6

市民ができること

- ・文化財の愛護意識を高める。
- ・引き継がれてきた伝統文化を絶やさない努力をする。

未来への提案



●市民ぐるみの発見・発掘活動の促進

- ・文化財発掘にボランティアとして参加し、友人にも呼びかける。
～ぎょうだ夢づくり会議提言書より～

政策5 歴史と文化を大切にすまちをつくる

2 歴史・文化を生かしたまちづくりの推進

現状と課題

- ・長い歴史で培われてきた歴史遺産は、地域の伝統や文化を理解するために欠かすことができないものであり、積極的に活用されることで、市民のふるさと意識の醸成や個性あるまちづくりの推進に重要な役割を果たします。
- ・本市には、埼玉県名発祥となった古墳時代の埼玉古墳群や、戦国時代には関東七名城のひとつとして謳われた忍城址、近代の足袋蔵など、古代から近代に続く薫り高い歴史・文化資源があります。
- ・忍城本丸跡につくられた郷土博物館は、市内外に残された行田市ゆかりの歴史資料を収集・整理・保存し、それらを生かした展示や普及事業を行うとともに、市外からの観光拠点としての役割も担っています。
- ・市内に点在する足袋蔵は、NPOの主導により市民のまちへの誇りの醸成や観光まちづくりに活用されており、歴史・文化を生かしたまちづくりのモデルケースとなっています。さらなる活性化に向けて、地域が一体となり、歴史・文化資源と観光まちづくりとの連携を図ることが必要です。

施策の体系

2 歴史・文化を生かしたまちづくりの推進

ふるさと意識の醸成

歴史・文化資源の活用によるまちづくりの推進

主な施策

① ふるさと意識の醸成

- ・まちづくりの原点ともいえる市民のふるさと意識をはぐくむため、地域の歴史・文化について積極的な発信に努めるとともに、郷土学習を行う環境を整備することにより、理解と愛着心の醸成を図ります。

② 歴史・文化資源の活用によるまちづくりの推進

- ・市民やNPO等と連携し、地域の歴史・文化資源の掘り起こしと再生を図るとともに、観光まちづくりの推進によりまちの活性化を推進します。

まちづくり指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値	
				5年後	10年後
98	歴史や文化との調和を感じている市民の割合	%	32.0	40.0	45.0

市民ができること

- ・歴史・文化を知るとともに、故郷としての誇りを持つ。

未来への提案



●足袋のまちづくりの推進

- ・足袋蔵の保存や活用、足袋関連の新商品開発を行い、足袋の伝統・遺産を活かしてまちづくりを活性化させる。

●忍城の活用

- ・ハード・ソフト両面にわたって忍城関連の充実を図る。

●B級グルメの活用

- ・B級グルメであるフライやゼリーフライの新しいバリエーションを官民が一体となって考案するとともに、さまざまな観光資源とタイアップすることで相乗効果を狙う。

●積極的なPRと全市的な会議の設立

- ・行田市の歴史や文化、伝統を積極的にPRするとともに、活用方法を話し合う全市的な協議団体を設立する。

～ぎょうだ夢づくり会議提言書より～

政策6 思いやりのある青少年を育てるまちをつくる

政策が目指すすがた

- ・家庭・学校・地域の連携により、青少年に協調性や思いやりの心が身に付き、地域で活躍しています。

政策の展開

1 青少年の健全育成

現状と課題

- ・地域全体で青少年活動を積極的に支援し、体験活動等を通じて青少年の豊かな社会性と自主性をはぐくむことが大切です。
- ・本市では、青少年関連団体が市内全域に組織され、各種イベントやレクリエーション活動を通じて、青少年の心身の育成を図っています。また、体験活動のリーダーとなれる人材の育成に努めていますが、今後は地域での活躍の場を広げることで、青少年関連団体の組織の活性化につなげることが求められています。
- ・少子化や核家族化、情報化等の進行により、青少年を取り巻く環境は変化しており、非行の凶悪化、低年齢化、引きこもりや不登校などが全国的に社会問題となっています。
- ・本市では、小・中学校をはじめ関係機関や団体などが一体となって、青少年の非行防止に努めています。また、有害図書など、有害環境の浄化活動も実施しており、今後は情報の共有化により、さらなる活動の活性化を図ることが必要です。

施策の体系

1 青少年の健全育成

青少年教育の充実

健全な環境づくりの促進

主な施策

① 青少年教育の充実

- ・ボランティア活動として地域における各種イベントへの参加を奨励し、青少年が地域社会に参画できる場や機会の充実に努めます。
- ・世代間交流や各種研修の推進により、社会的モラルや他人との協働・協調の大切さを学ぶ機会の充実に努めます。
- ・子ども会活動を支えるジュニア・リーダーをはじめとする指導者の育成・支援に努めます。

② 健全な環境づくりの促進

- ・地域の健全な環境づくりをさらに進めるため、情報の共有化や意見交換、活動内容の発表などを通じて、青少年団体の活性化を促進します。
- ・パトロールや啓発活動など、家庭や地域との連携・強化を図り、非行防止や環境浄化に努めるとともに、青少年の豊かな人間性をはぐくむために、地域での見守り活動を推進します。

まちづくり指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値	
				5年後	10年後
99	青少年健全育成活動（非行防止運動、キャンプの指導等）に参加している市民の割合	%	5.7	8.0	10.0

市民ができること

- ・地域全体で子どもたちとのコミュニケーションを積極的に図る。
- ・青少年を取り巻く環境の浄化に努め、非行防止やいじめなどの問題に取り組む。

政策7 知的資源を生かしたまちをつくる

政策が目指すすがた

- ・ 高等教育機関との交流や連携を通じ、地域が活性化しています。

政策の展開

1 高等教育機関との連携

現状と課題

- ・ 地域における高等教育機関との交流や連携は、人材の育成や地域の活性化に大きく貢献します。
- ・ 埼玉県立総合教育センターとの積極的な連携を図り、地域の活性化につなげていく必要があります。
- ・ 本市には、ものづくり大学やテクノ・ホルティ園芸専門学校等の個性ある高等教育機関があり、体験教室の実施やイベントの開催を通じて、地域との交流を深めています。さらなる交流を促進し、未来の行田を担う人材の育成を図ることが求められています。
- ・ 両校が有する技術や情報、人材等のさまざまな資源を積極的に活用し、本市の個性あるまちづくりに大きく寄与することが期待されています。
- ・ ものづくり大学では、県内産業界や行政等と連携し、研究・開発、技術者指導、インターンシップの受け入れなど、幅広い取組みを実施しています。今後も産官学が連携し、地域産業の活性化に貢献することが求められています。
- ・ 進修館高校については、学校カリキュラムや地域イベントを通じて、地域との交流が図られています。

施策の体系

1 高等教育機関との連携

高等教育機関と地域社会との交流促進

主な施策

① 高等教育機関と地域社会との交流促進

- ・ 高等教育機関に積極的に働きかけ、体験教室の実施やイベントの開催、施設の一般開放等を通じて、地域との交流をさらに促進します。
- ・ 高等教育機関には技術や情報、人材といったさまざまな資源が蓄積していることから、協働事業のさらなる推進により、それらの資源の有効活用を図り、個性あるまちづくりにつなげていきます。

まちづくり指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値	
				5年後	10年後
100	高等教育機関での体験教室・市民講座について満足している参加者の割合	%	—	50.0	60.0

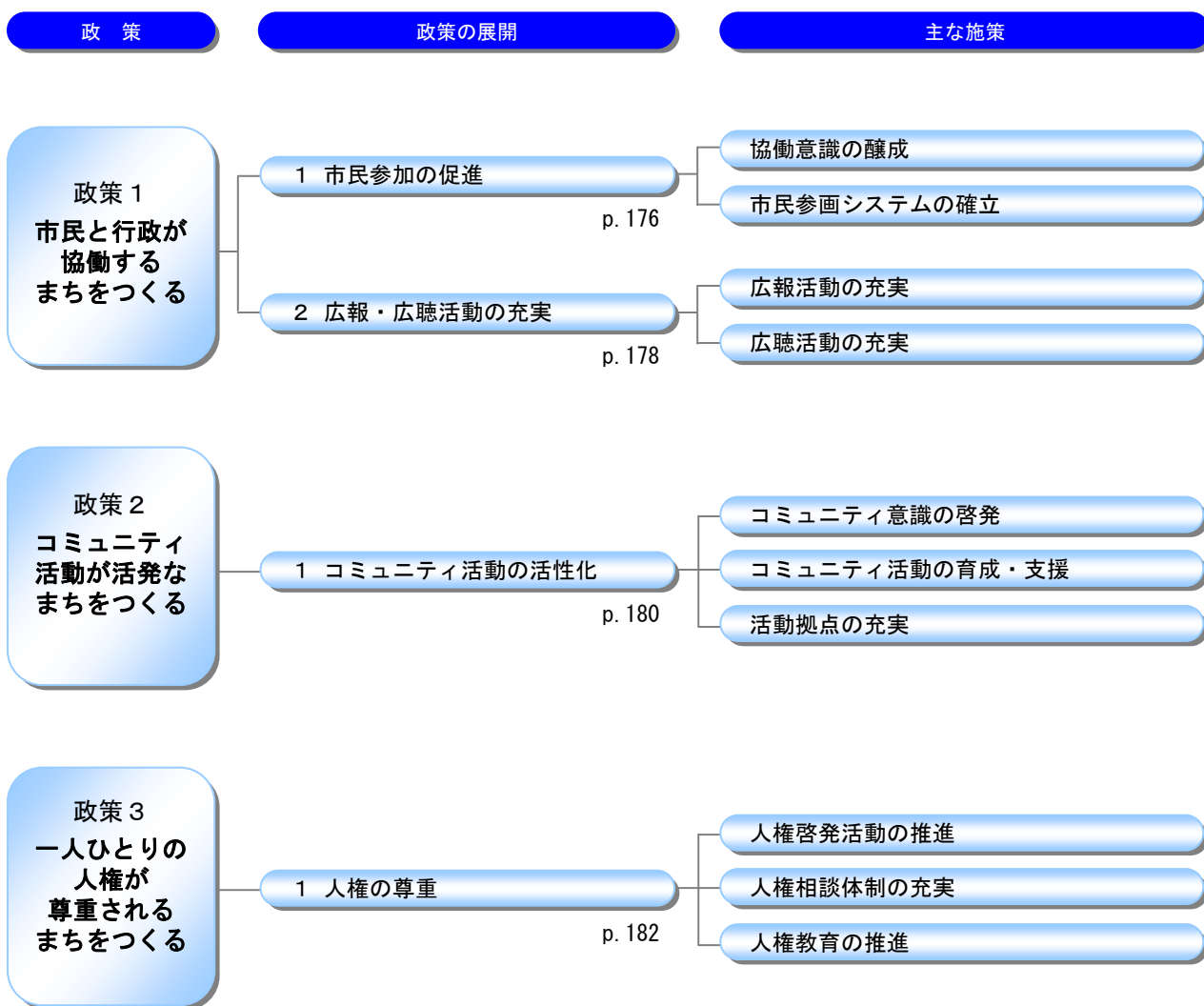
市民ができること

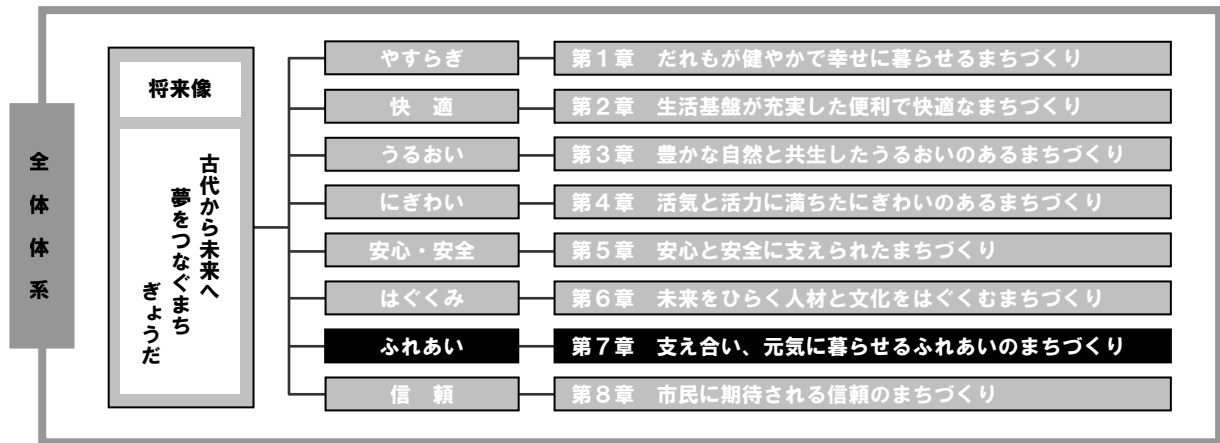
- ・ 専門学校・大学が実施する市民向けの研修・講座などに積極的に参加する。



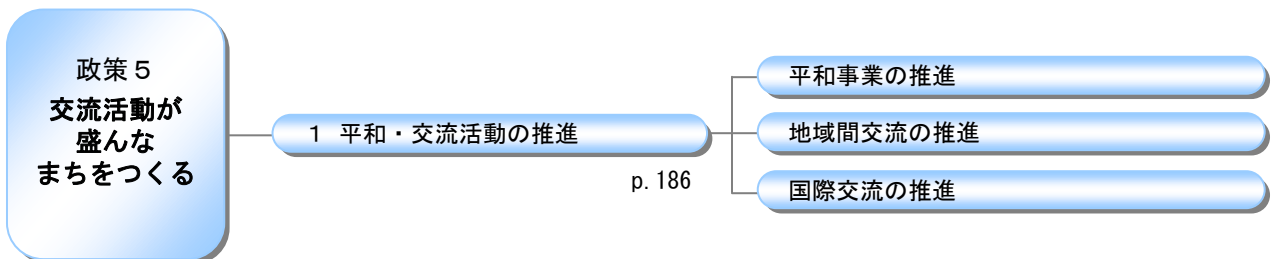
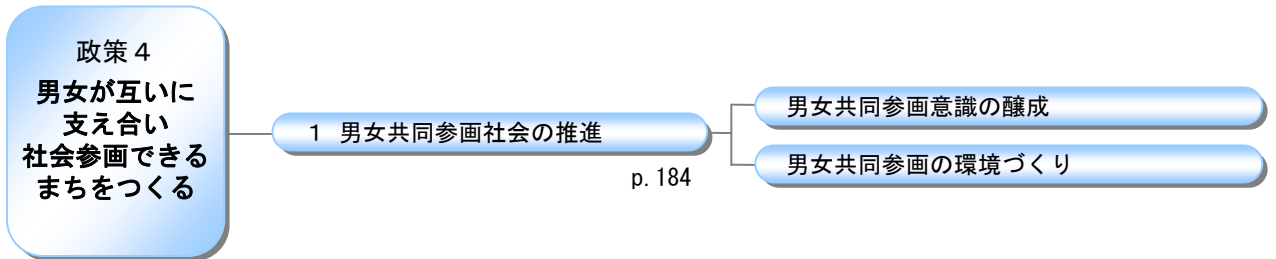
第7章 支え合い、元気に暮らせるふれあいのまちづくり

施策の体系





政策 政策の展開 主な施策



政策 1 市民と行政が協働するまちをつくる

政策が目指すすがた

- ・市民と行政がそれぞれの役割を明確にして、協働によるまちづくりが進められています。
- ・市民一人ひとりが、市政や議会に関心を持ち、市民と行政相互の信頼関係が築かれています。

政策の展開

1 市民参加の促進

現状と課題

- ・本市では、各種審議会等への市民参画や計画策定における市民組織との連携など、市民参加のまちづくりを推進しています。
- ・これからのまちづくりは、市民と行政がそれぞれの役割と責任を果たしながら対等の関係で協力し合う協働によるまちづくりが重要です。
- ・協働のまちづくりを推進していくためには、市民と行政職員の双方が協働への理解を深め、意識を変えることが必要であり、そのための取組みが求められています。
- ・今後、市民がまちづくりの主役としてさらに活躍していくため、市政全般における市民参加を促進し、市民の意向を市政運営に的確に反映できる仕組みを構築する必要があります。

施策の体系

1 市民参加の促進

協働意識の醸成

市民参画システムの確立

主な施策

① 協働意識の醸成

- ・市民の参加・参画を積極的に推進し、市民と行政において適切な役割分担と連携が図れるよう、市民、行政職員双方の協働意識の醸成に努めます。

② 市民参画システムの確立

- ・市民の声を市政に反映させていくため、各種審議会における公募委員の登用や計画策定における市民組織との連携など市民参画の機会を充実します。
- ・市民が参加しやすい環境づくりに努めるとともに、幅広い市民参加を得るための手法を研究し、積極的に導入していきます。
- ・市長への手紙や行田市市民意見募集手続（パブリックコメント）を活用し、市民意見の提出機会を充実させるとともに、意見や提案の効果的な把握に努めます。

まちづくり指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値	
				5年後	10年後
101	市民と協働で行政運営を進めることが望ましいと思う市民の割合	%	26.1	50.0	70.0

市民ができること

- ・参加する権利を有効に活用し、一人ひとりがまちづくりに参加する。

未来への提案



●協働の場の設置

- ・市民と行政の協働の場として、市民会議を定期的で開催する。
- ・他市の成功事例を参考に、新たな形の市民参加を提案する。

～ぎょうだ夢づくり会議提言書より～

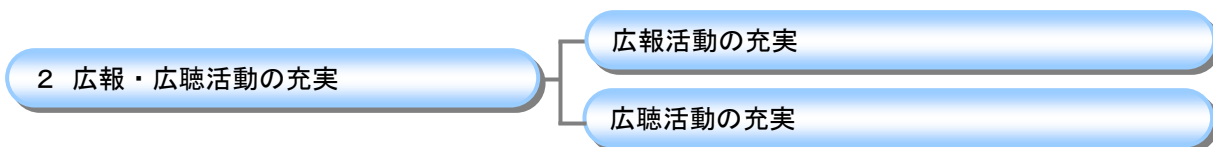
政策 1 市民と行政が協働するまちをつくる

2 広報・広聴活動の充実

現状と課題

- ・協働のまちづくりを進めるためには、広報・広聴の充実により、市民と情報を共有し、行政運営の透明性を確保することが必要です。
- ・広報活動については、市民の市政への関心を高めるため、必要な情報を多様な手法で迅速に分かりやすく提供することが必要です。また、市外への情報発信により、市の魅力を全国に伝えることが重要です。
- ・広聴活動については、個別広聴や集団広聴など、それぞれの特色を生かして市民の意見や要望を把握するとともに、市政に確実に反映していくことが必要です。

施策の体系



主な施策

① 広報活動の充実

- ・市報ぎょうだについては、全世帯に対する的確な情報提供の手段として、より親しみを持ち、分かりやすい紙面となるよう、さらなる内容の充実に努めます。
- ・ホームページの内容充実を図るとともに、その特性を生かし、常に新鮮な情報提供に努めます。
- ・新聞やテレビなどのマスメディアとの連携を深め、あらゆる手段を活用して、本市の魅力を発信します。

② 広聴活動の充実

- ・市民ニーズに即した効率的かつ合理的な市政運営を図るため、インターネット等を活用した個別広聴、直接地域に出向き市民の意見・要望を把握する取組みや企業訪問など、広聴制度の充実により幅広い意見聴取に努めます。

まちづくり指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値	
				5年後	10年後
102	広報活動について満足している市民の割合	%	20.6	35.0	50.0
103	市ホームページへのアクセス件数	件/年	637,000	660,000	700,000

市民ができること

- ・広報紙・ホームページから積極的に情報を収集し、市政情報の把握に努める。

政策2 コミュニティ活動が活発なまちをつくる

政策が目指すがた

- ・コミュニティ活動が活発に行われ、地域でさまざまなまちづくりが進められています。

政策の展開

1 コミュニティ活動の活性化

現状と課題

- ・ライフスタイルの変化に伴い、これまで地域社会が持っていた相互扶助の精神や隣近所との関わりなど、地域における連帯意識が希薄になっています。
- ・防災をはじめ防犯、福祉の充実、環境の保全など、まちづくりを協働で進めていく上で、自治会や地区コミュニティ協議会などの地域組織が重要な役割を担うことから、地域における連帯感を創出するとともに、活動しやすい環境を整えていくことが強く求められています。
- ・地域組織の担い手不足や高齢化が進んでいるため、「まちづくりは人づくり」という視点に立った地域組織の後継者づくりや地域の新たな担い手の発掘・育成を図ることが必要となっています。
- ・住みよい地域社会を実現するためには、市民一人ひとりが地域のことに関心を持ち、コミュニティ活動に進んで参加・協力することが必要です。このことを踏まえ、これからのまちづくりには、地域でできることは地域の力で解決する、いわゆる「小さな自治」の形成が求められています。

■自治会加入率の推移

(%)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
加入率	90.8	89.8	89.3	89.1	88.5

※各年 4 月 1 日現在

資料：生活課

施策の体系

1 コミュニティ活動の活性化

コミュニティ意識の啓発

コミュニティ活動の育成・支援

活動拠点の充実

主な施策

① コミュニティ意識の啓発

- ・あらゆる場や機会を通してコミュニティの重要性をPRし意識の啓発に努めるとともに、自治会や地域組織への自主的参加や相互協力を促します。
- ・市内一斉清掃をはじめ、地域コミュニティの推進に寄与する事業を積極的に進めます。

② コミュニティ活動の育成・支援

- ・地域活動活性化の主体である自治会や地区コミュニティ協議会の活動を支援するとともに、互いの連携のもと、地域活動を支える指導者となる人材の発掘・養成に努めます。
- ・自主的なコミュニティ活動を促進するため、地域における情報の共有化を図るとともに、活動団体間のネットワークづくりを支援します。
- ・地域活動を行う団体に対しては、アドバイザーとしての職員派遣などの人的支援を推進します。

③ 活動拠点の充実

- ・コミュニティ活動の拠点となる地域公民館や集会所の機能充実に努めます。

まちづくり指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値	
				5年後	10年後
104	自治会加入率	%	88.5	90.0	92.0
105	地域活動への参加意向がある市民の割合	%	48.1	60.0	70.0

市民ができること

- ・市内で行われる市民行事に積極的に参加する。
- ・自治会に加入し、積極的に活動に参加する。

未来への提案



●自治会の充実

- ・地域コミュニティの強化のため、市民が加入・参加しやすい自治会づくりを行う。

●同じ趣味や志を持つ人々との交流を深める

- ・同じ趣味や志を持つ人々や世代間での交流を深められるよう、場や機会を充実させるとともに、情報の提供方法も充実させる。

●市民主体の市民行事の開催

- ・多くの市民が参加しやすい体制を整え、市民のまちづくりへの参加意識を向上させるため、市民主体の市民行事を開催する。

～ぎょうだ夢づくり会議提言書より～

政策3 一人ひとりの人権が尊重されるまちをつくる

政策が目指すすがた

- ・一人ひとりの人権意識が向上し、明るく心ふれあうまちが形成されています。

政策の展開

1 人権の尊重

現状と課題

- ・女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人などの人権についての課題に加え、インターネットによる人権侵害をはじめ、社会構造の変化に伴う課題の多様化、複雑化が見られています。
- ・一人ひとりの人権が尊重され、だれもが自分らしくいきいきと暮らせる社会を実現するためには、日常生活におけるさまざまな問題を自分のこととして受け止め、互いに尊重し合うことが大切です。
- ・すべての市民の人権が尊重される社会の実現に向けて、人権問題を正しく理解し、認識できるよう、人権教育及び人権啓発を推進する必要があります。

■人権・同和問題地区別研修会参加者数の推移

(会場、人)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
会場数	33	33	29	29	29
参加者数	1,226	1,269	1,351	1,488	1,493

資料：人権推進課

施策の体系

1 人権の尊重

人権啓発活動の推進

人権相談体制の充実

人権教育の推進

主な施策

① 人権啓発活動の推進

- ・人権意識の高揚と正しい理解を進めるため、関係機関との連携・協力のもと、あらゆる場や機会を通して啓発活動を推進します。

② 人権相談体制の充実

- ・日常生活において生じる人権問題に対して、人権擁護委員等による相談体制の充実に努めます。
- ・人権啓発のための住民交流の拠点となる隣保館について、地域に開かれた場として機能充実に図るとともに、人権問題解決のための各種事業を推進します。

③ 人権教育の推進

- ・人権問題について理解を深め、いのちの大切さや人を思いやる気持ちを持てるよう、発達段階に応じた教育の充実に努めます。
- ・身近な地域や事業所において講演会や研修会を開催し、人権の正しい理解の普及に努めます。

まちづくり指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値	
				5年後	10年後
106	人権・同和問題地区別研修会の参加者数	人/年	1,493	1,750	2,000

市民ができること

- ・各種人権問題の講演会や研修会に進んで参加し、人権尊重の理念に対する理解を深める。

政策4 男女が互いに支え合い社会参画できるまちをつくる

政策が目指すすがた

- ・男女が互いに思いやり、尊重し合う生活を送っています。

政策の展開

1 男女共同参画社会の推進

現状と課題

- ・男女平等に向けた法整備がなされていますが、依然として格差や固定的な役割分担に基づく偏りが見られる状況となっています。
- ・本市では、「行田市男女共同参画推進条例」に基づき、男女共同参画を総合的・計画的に推進し、男女がともに参画できる社会の実現を目指しています。
- ・生活水準の向上や社会環境が変化する中で、男女が互いの人権を尊重し、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。
- ・男女共同参画社会の実現が、結果として活力あるまち、さらには社会全体の利益につながることから、市民・事業所・各種団体との連携を強化し、協働による推進を図る必要があります。
- ・家庭・学校・職場・地域などのあらゆる分野において、男女がともに参画できる社会を実現するため、意思決定過程への女性参画の推進をはじめとして、関係団体への情報提供・啓発活動を行う必要があります。

施策の体系

1 男女共同参画社会の推進

男女共同参画意識の醸成

男女共同参画の環境づくり

主な施策

① 男女共同参画意識の醸成

- ・男女共同参画への理解を深めるため、男女共同参画推進センター「VIVAぎょうだ」を拠点施設として関係機関と連携した啓発活動を推進します。
- ・さまざまな社会の場における男女共同参画を促進するため、家庭から学校、職場にいたるまで、生涯を通じたあらゆる段階でセミナーなどの学習機会や情報提供の充実を図ります。

② 男女共同参画の環境づくり

- ・男女がともに仕事や家事、育児、介護、地域生活との両立を図り、お互い認め合い支え合う心豊かな生活が送れるよう、ワーク・ライフ・バランス*（仕事と生活の調和）の普及啓発を推進します。
- ・男女がともに協力しながら子育てや介護ができる環境整備や福祉サービスの充実に努めます。
- ・重大な人権侵害であるドメスティック・バイオレンス*やセクシュアルハラスメントに対しては、被害を受けた人の安全と生命を守ることを最優先に、関係機関と連携したネットワークの確立と相談体制の充実を図ります。

まちづくり指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値	
				5年後	10年後
107	審議会等における女性委員の割合	%	21.4	30.0	40.0
108	「VIVAぎょうだ」を利用した市民の割合	%	25.9	35.0	50.0

市民ができること

- ・男女共同参画社会の実現に向け、協力し活動する。
- ・お互いを思いやる気持ちを持ち、家庭での役割を担い合うようにする。

政策5 交流活動が盛んなまちをつくる

政策が目指すがた

- ・ 平和都市宣言の精神が浸透し、世界の恒久平和を願う意識が醸成されています。
- ・ 国内外のさまざまな地域との交流が盛んに行われています。
- ・ 市内に住む外国人が地域の一員として尊重され、それぞれの文化や習慣を理解し合っています。

政策の展開

1 平和・交流活動の推進

現状と課題

- ・ 交流の拡大が人を集め、文化をはぐくみ、まちに活力と魅力をもたらします。そのため、経済やスポーツ、文化・芸術など、あらゆる分野を通じて多面的な交流を推進していくことが必要です。
- ・ 本市は、福島県白河市、三重県桑名市と友好都市を締結し、市民が主体的に参加するさまざまなイベント等を通じて、交流活動を支援しています。今後はさらに、市民自身が企画し参画できるよう、情報提供や啓発活動を推進することが必要です。
- ・ 情報通信技術の飛躍的な発展や経済のグローバル化などにより、社会のあらゆる分野で国際化が急速に進展しているため、異文化の相互理解や自分のまちへの誇り、国際感覚を身に付けた人材育成のための国際理解教育の充実が求められています。
- ・ 市内に住む外国人が地域の一員として安心して暮らせるよう、本市では、さまざまな言語の広報や生活ガイドを発行するなど、共生に向けた環境づくりを進めています。
- ・ 今後も、市民が主体となった国際交流活動をさらに促進するとともに、市民一人ひとりが国際的な視野に立ち、互いに人権や文化を認め合い、尊重し合う多文化共生の地域づくりが求められています。

施策の体系

1 平和・交流活動の推進

平和事業の推進

地域間交流の推進

国際交流の推進

主な施策

① 平和事業の推進

- ・平和の尊さを啓発する事業を推進し、市民の平和に対する理解と認識を深めます。

② 地域間交流の推進

- ・友好都市3市間（行田市・白河市・桑名市）における相互のイベントを通じて市民間の交流を促進します。
- ・従来から交流のある近隣都市との連携を維持しながら、新たな都市との交流の拡大に努めます。

③ 国際交流の推進

- ・市民の幅広い国際感覚を醸成するために、外国人との交流を深める事業の推進を図ります。
- ・在住外国人に対し、学習環境や相談事業・情報提供の充実に努めるなど、快適に暮らせる生活環境の整備に努めます。

まちづくり指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値	
				5年後	10年後
109	友好都市交流人口	人/年	100	150	200
110	外国人ホームステイ受入家庭数	件	4	10	20

市民ができること

- ・平和に関する意識を深め、その実現に努める。
- ・国際理解への認識を高め、進んで国際交流活動に参加する。
- ・国際社会に対応できる青少年の育成に努める。
- ・友好都市関連の事業に積極的に参加し、市民間の交流を深める。

【行財政運営】
信 頼

第8章 市民に期待される信頼のまちづくり

施策の体系





政策 1 経営感覚を備えた市役所（行政）をつくる

政策が目指すすがた

- ・税金が有効に活用され、市民が納得できる公共サービスを提供しています。
- ・市役所は、市民の生活を向上させるため、必要で有効な事業を選択し実施しています。
- ・健全な財政運営が行われています。

政策の展開

1 将来を見据えた財政運営の推進

現状と課題

- ・経済情勢の悪化等により厳しい財政状況が続いており、行政課題の克服のためには、中・長期的な展望に立ち、持続可能な財政運営を行う必要があります。
- ・市税収入等が減少傾向となっていることから、多面的な取組みにより自主財源の確保を図ることが強く求められています。
- ・歳出については、少子・高齢化への対応などにより特定の支出が増加している状況となっています。限られた予算の中で、今後も必要な行政サービスの提供を維持していくためには、市民が必要と認め、最も効果が上がる事業を優先して実施していく必要があります。
- ・引き続き、持続可能な財政運営を推進するためには、さらに実効性のある行財政改革の取組みが必要です。

■市税収納率の推移

(%)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
収納率	89.95	90.54	91.73	91.64	90.46

資料：税務課

施策の体系

1 将来を見据えた財政運営の推進

安定した財源の確保

健全で効率的な財政運営

透明性の高い財政運営

主な施策

① 安定した財源の確保

- ・産業振興による税源の拡充及び適正な課税と滞納対策の強化による税収確保を図ります。
- ・受益者負担の適正化を図るため、施設等の管理コストを適切に把握した上で、必要に応じて使用料・手数料の見直しを行い、負担の公平化を図ります。
- ・資産の有効活用を図るため、活用見込みのない土地については売却を進めるとともに、新たな活用方法を検討します。

② 健全で効率的な財政運営

- ・選択と集中の考え方にに基づき事務事業を検証することにより、事業コストの縮減に努め、公共サービスの効率的な提供を図ります。
- ・厳しい財政状況を踏まえ、引き続き財政健全化に向けた取組みに努めます。また、行財政改革のさらなる推進により、限られた財源の中で最大の効果が発揮できるような効率的な財政運営に努めます。

③ 透明性の高い財政運営

- ・バランスシートや行政コスト計算書などの活用により、市の財政状況や預かった税の使われ方を市民に分かりやすく説明し、市民が中長期的な視点で本市の将来を理解し、考えることのできる環境を整えます。

まちづくり指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値	
				5年後	10年後
111	市税収納率（現年及び過年度分）	%	90.46	92.00	93.00
112	経常収支比率*	%	90.8	90%未満	

市民ができること

- ・市の財政状況などについて関心を高める。
- ・市税について認識を深め、期限内に申告及び納付する。

政策 1 経営感覚を備えた市役所（行政）をつくる

2 戦略的な行政経営の推進

現状と課題

- ・ 地方分権の進展により、地方自治体には、自らの責任と判断で地域の実情に応じた政策を立案・執行し、その結果についても責任を負う、自立した行政経営が求められています。
- ・ 市民生活が複雑化・多様化する中で、市民ニーズと行政サービスを適合させるためには、成果を重視した目標をいかに達成するか、人・物・金・情報といった経営資源をいかにマネジメントするかが重要となっています。
- ・ 本市では、公共施設の管理について指定管理者制度を導入しています。今後も市民サービスの向上や行政経営の効率化を図るため、民間活力の導入を積極的に推進する必要があります。
- ・ 市民ニーズの多様化に伴い、市域を越えた質の高い行政サービスが求められており、広域的な取組みや近隣市との連携をさらに進めていく必要があります。

施策の体系

2 戦略的な行政経営の推進

行政改革の推進

民間活力の導入

広域行政の推進

主な施策

① 行政改革の推進

- ・市民満足度や成果主義の視点に立ち、実施計画でのローリング方式により最適な施策・事業や経営資源の効果的な配分を行っていく経営型の行政運営により、適切な進捗管理に努めます。
- ・効率的かつ計画的な行政運営を推進するため、事業実績や費用対効果を客観的に把握できる評価システムのさらなる推進など、より効果的なPDCAマネジメントサイクル*の構築に努めます。

② 民間活力の導入

- ・限られた財源を最大限に活用するため、行政と民間との役割分担を見直し、民間に委ねたほうがより効率的・効果的にサービスが提供可能な業務については、積極的に民間活力を導入します。

③ 広域行政の推進

- ・効率的で質の高い行政サービスを提供するために、広域的な推進が求められる事務事業については、県や他市町村との連携を深めていきます。

まちづくり指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値	
				5年後	10年後
113	各施策の実行能力があると感じている市民の割合	%	55.7	65.0	80.0

市民ができること

- ・事務事業のあり方について意見を述べるとともに効果を考える。

政策 2 親しみと信頼が持てる市役所（行政）をつくる

政策が目指すすがた

- ・ 市民と市役所が揺るぎない信頼関係で結ばれています。

政策の展開

1 行政サービスの充実

現状と課題

- ・ 市民満足度の向上と行政運営の効率化を図るため、職員の接遇能力の向上や行政手続きの効率化など、市民の視点に立った窓口サービスの充実を図る必要があります。
- ・ 行政は、市民と情報を共有しながら市政を運営していくことが求められています。情報の公開を推進し、市の諸活動を市民に説明する必要があります。
- ・ 市が保有する個人情報 を適正に取り扱い、また、自己に関する個人情報の開示・訂正等を請求する権利を保障することによって、個人の権利利益の保護を図る必要があります。
- ・ 高度化、多様化する市民ニーズに対応するため、情報通信技術を活用した施策を推進しています。今後は市民との双方向型サービスの構築などに努める必要があります。

施策の体系

1 行政サービスの充実

窓口サービスの向上

個人情報保護と情報公開の推進

行政事務の電子化の推進

主な施策

① 窓口サービスの向上

- ・市民にとって身近で、気持ちよく利用できる市役所を目指して、職員の意識の向上を図りながら、接遇能力向上の研修などを充実させることにより、質の高い窓口サービスの提供に努めます。
- ・だれもが利用しやすい市役所となるよう、ユニバーサルデザインの考え方に沿って整備・改善を図ります。
- ・地域の実情に即したきめ細かな行政サービスを提供するために、行政窓口の利便性の向上を図ります。

② 個人情報保護と情報公開の推進

- ・市民の利益を守るため、個人情報の取扱いに関するルールを定めた「行田市個人情報保護条例」に基づき、個人情報の適正かつ厳正な運用を図ります。
- ・情報公開制度の適切な運用に努め、市民に行政情報を幅広く提供するとともに、透明な行政運営に努めます。

③ 行政事務の電子化の推進

- ・情報通信技術を最大限に活用し、業務の迅速化と効率化を図りつつ、利便性の高い行政サービスを提供します。
- ・個人情報の漏洩を防止するため、情報セキュリティ対策のさらなる強化に努めます。
- ・情報格差の解消を図るため、市民の情報通信環境の向上を図ります。

まちづくり指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値	
				5年後	10年後
114	市役所を利用しやすいと感じている市民の割合	%	13.9	30.0	50.0
115	行政を信頼している市民の割合	%	64.1	80.0	100.0

市民ができること

- ・個人情報保護の重要性と正しい目的を理解する。
- ・市民にとって利用しやすく便利な情報通信技術の活用について、意見交換しながら構築する。

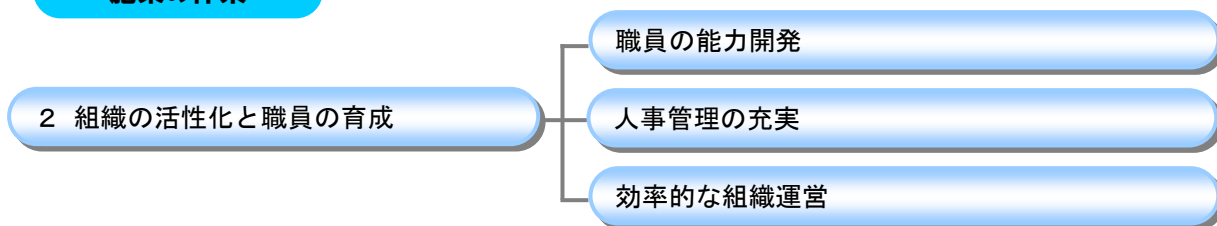
政策 2 親しみと信頼が持てる市役所（行政）をつくる

2 組織の活性化と職員の育成

現状と課題

- ・ 厳しい社会経済情勢や市民ニーズの多様化を背景として、より効率的な組織運営が必要とされています。
- ・ 市民の視点に立った行財政運営ができるよう、職員の意識改革や能力を最大限に発揮できる体制づくりが求められています。
- ・ さまざまな行政課題に対し、的確で迅速な対応が図れるよう、組織の縦割りの解消を図るとともに、枠にとらわれない横断的な連携体制の充実が強く求められています。

施策の体系



主な施策

① 職員の能力開発

- ・職員が主体的に学習できる研修機会を拡充し、職員一人ひとりの能力開発に努め、地方分権の進展に的確に対応できる政策形成能力と業務遂行能力を兼ね備えた「人財」の確保・育成を図ります。
- ・職員の意識改革を図り、幅広い視野と経営感覚、前例にとらわれない柔軟な発想を持った「人財」の育成を図ります。

② 人事管理の充実

- ・公正かつ客観的な人事評価の取組みをさらに進め、実績評価、職務遂行能力評価等に基づく人事管理を推進します。
- ・行政需要の将来動向や組織等の見直しに対応するため、定員管理計画に基づく適正な管理を推進します。

③ 効率的な組織運営

- ・新たな行政課題や多様化する住民ニーズに迅速かつ的確に対応するため、継続的に組織機構の見直しを行い、機能的かつ簡素で効率的な組織体制の構築を図ります。
- ・特定・緊急の課題に対しては、プロジェクトチームや臨時の応援体制など、横断的な組織運営を行います。
- ・既存の公共施設については、統廃合や民間活力の導入などを基本とした見直しにより、有効な活用を図ります。

まちづくり指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値	
				5年後	10年後
116	各種研修に自ら参加している職員の割合（主査級以下の職員）	%	12.2	25.0	40.0

市民ができること

- ・行政の簡素・効率化について、さまざまな機会を通じて提言する。

第9章 重点プロジェクト

将来像「古代から未来へ 夢をつなぐまち ぎょうだ」の実現を目指して、重点プロジェクトを掲げます。

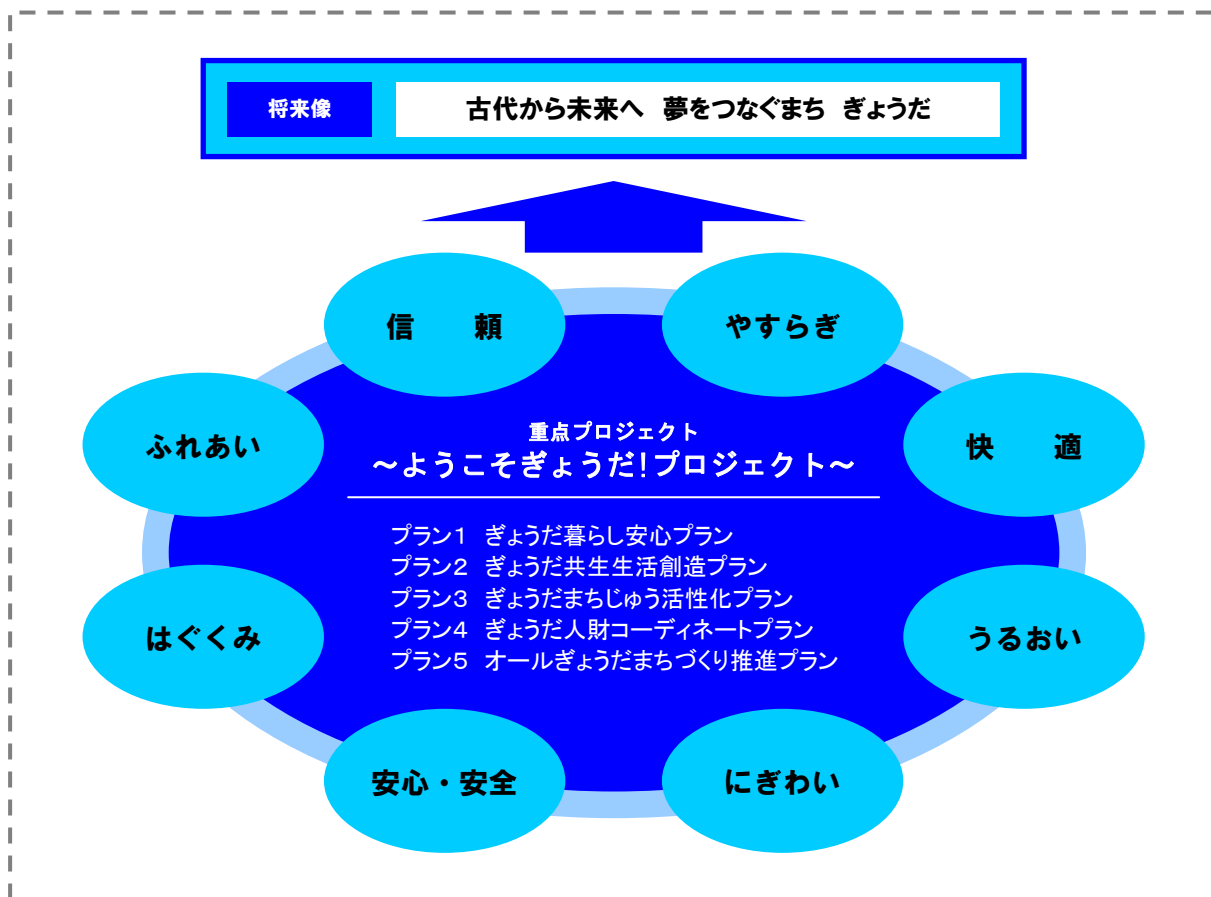
重点プロジェクトに基づく5つのプランは、基本計画における数ある施策の先導役であるとともに、ぎょうだ夢づくり会議の提言や市民意識調査の結果をもとに、特に重要性和横断的効果が高いものを位置付けたものです。

重点プロジェクト

“暮らしてみたいまちへ・訪れてみたいまちへ”

「ようこそぎょうだ！プロジェクト」

プロジェクトの推進により定住人口の減少緩和とまちづくり人口の増加につなげ、まちの活性化を図ります！



プラン1 ぎょうだ暮らし安心プラン

すべての市民がいつまでも健康で幸せに暮らせるよう、市民の手による支え合い活動の仕組みの構築や子育てにやさしいまちづくりを進め、暮らしの安心感を高めていきます。

プランの方向性

1. 人のぬくもりで支え合うまちへ！

- ・地域と行政が連携し、市民一人ひとりのニーズに応じた支援の総合的な提供に取り組みます。
- ・市民総参加の支え合い活動を進めるため、地域における福祉の担い手の育成を図るとともに、ボランティア活動に参加しやすい環境づくりに取り組みます。
- ・支え合いのエネルギーの源となる「市民の健康づくり」を進めます。

2. 子育てしやすいまちへ！

- ・日本一子育てしやすいまちを目指し、子育て支援に関するあらゆる施策の充実に取り組みます。

プラン2 ぎょうだ共生生活創造プラン

本市のかけがえのない財産である豊かな自然環境を守り、ふれあい、次代に引き継ぐため、人と自然にやさしい共生生活の創造に取り組みます。

プランの方向性

1. 癒し空間に満ちたまちへ！

- ・市民との協働により、豊かな水と緑の保全とさらなるふれあいの創出に取り組みます。
- ・高齢者や障がい者をはじめ、だれもが安心して外出できるユニバーサルデザインによるまちづくりに取り組みます。

2. 地球にやさしいまちへ！

- ・ごみの減量や分別、リサイクルをはじめ、省資源・省エネルギーによる持続可能な循環型のまちづくりに取り組みます。

プラン3 ぎょうだまちじゅう活性化プラン

まちの活性化は、まちづくり人口の増加に直接的な効果をもたらすものです。豊富な地域資源をはじめとする本市の強みを生かし、まちじゅうが新たな魅力で活性化されるよう取り組みます。

プランの方向性

1. 誇りの持てるまちへ！

- ・生まれ育ったこのまちを、だれもが“故郷”として誇りが持てるよう、まちの魅力を知り、郷土愛をはぐくむまちづくりを進めます。

2. 訪れてみたいまちへ！

- ・古代から現代にいたる魅力ある豊富な地域資源と地の利を生かし、多くの人々が何度も訪れてみたくなるまちづくりに取り組みます。
- ・総市民のセールスマン体制により、まちの魅力を市内外に発信する取り組みを進めます。

3. 可能性に満ちたまちへ！

- ・都市計画に関する基本方針である都市計画マスタープランに基づき、ニーズに対応し長期的な視野に立った都市基盤整備を進め、まちのポテンシャル*を高めます。

プラン4 ぎょうだ人財コーディネートプラン

市民一人ひとりが持つ「マンパワー（誰かの役に立ちたい市民・高い能力や技術を持つ市民）」を学校教育や生涯学習活動の充実につなげるため、まちの人財のコーディネートに取り組めます。

プランの方向性

1. やる気と能力が生かせるまちへ！

- ・市民の人財力の安定的な供給と育成を図るため、「(仮称) ぎょうだ人財バンク」の充実を図ります。

2. 子どもが夢を抱ける学びのまちへ！

- ・地域住民などの教育現場への参画など多角的な教育を推進し、子どもの生きる力を高めます。
- ・教員への支援を図る仕組みの構築により、さらなる学習環境の充実を図ります。

プラン5 オールぎょうだまちづくり推進プラン

「市民が主役」を基本に、市民が多様なまちづくり活動に参加するための機会や場、情報を積極的に提供し、オールぎょうだによるまちづくりの推進に取り組めます。

プランの方向性

1. 住民自治が盛んなまちへ！

- ・地域コミュニティの強化のため、市民が加入・参加しやすい自治会づくりの支援に取り組めます。
- ・自治会活動をはじめ、地域活動の担い手となる人材の発掘・育成に市民とともに取り組めます。

2. 自主・自立が確立されたまちへ！

- ・市民と行政双方の協働意識を高めるとともに、的確な役割分担のもと、効率的で質の高い行政運営で市民満足度のさらなる向上を目指します。

IV 資料編

1 まちづくり指標算出方法一覧表

第1章 やすらぎ ～だれもが健やかで幸せに暮らせるまちづくり～

	指標	定義・算出方法など
1	健康教室への参加者数	市が実施する市民の健康づくりを目的とした教室への参加者数
2	自らが健康と思える市民の割合	自分の健康状態について「とても健康である」「ふつう」と答えた人の割合
3	健診などの保健活動が充実していると感じている市民の割合	各種健診・検診の実施状況に「満足している」「どちらかといえば満足している」と答えた人の割合
4	乳幼児健診受診率	市が実施する乳幼児健診の受診者数／健診対象者数×100
5	各種がん検診の受診者数	市が実施する大腸がん・子宮頸がんなどの個別検診、肺がん・胃がんなどの集団検診の受診者数（年間累計）
6	福祉ボランティア活動や支え合い活動への参加意向がある市民の割合	地域福祉活動への参加について「ぜひ活動したい」「できれば活動したい」と答えた人の割合
7	いきいき・元気サポーター登録者数	いきいき・元気サポーターとして登録し、地域の助け合いや支え合い活動をしている人の数
8	ボランティアセンター登録者数	（社福）行田市社会福祉協議会のボランティアセンターに登録している人の数
9	老人クラブ加入率	老人クラブへ加入している高齢者数／老人クラブ加入対象者数×100
10	シルバー人材センターの会員数	（社）行田市シルバー人材センターに会員として登録し、活動している人の数
11	高齢者（65歳以上）に占める要介護・要支援認定者の割合	介護保険制度において、介護や支援が必要と認定される高齢者（65歳以上）の割合
12	介護予防事業への参加者数	介護予防を目的とした各種事業への参加者数（累計）
13	高齢者福祉サービスについて満足している市民の割合	高齢者に対する福祉関連事業に「満足している」「どちらかといえば満足している」と答えた人の割合
14	「いきいきサロン」利用者数	（社福）行田市社会福祉協議会が実施する「いきいきサロン」を利用している人の数

	指 標	定義・算出方法など
15	ファミリー・サポート・センター登録者数	子育ての拠点施設となるファミリー・サポート・センターに会員登録し、活動している人の数（累計）
16	子育て支援センターの利用者数	コミュニティセンターみずしろ内に設置されている子育て支援センターを利用した人の数（年間累計）
17	保育所サービスについて満足している市民の割合	保育所サービスに「満足している」「どちらかといえば満足している」と答えた人の割合
18	保育所入所待機児童数	保育所への入所にあたり、待機を余儀なくされている児童の数
19	児童センターの利用者（児）数	コミュニティセンターみずしろ内に設置されている児童センターを利用した人の数（年間累計）
20	学童保育室定員数	市内に設置されている各学童保育室における定員数の合計
21	障がい者施設へのボランティア参加者数	障がい者施設が行う活動にボランティアとして参加している人の数（年間累計）
22	ガイドヘルパー登録者数	障がい者の外出をサポートするガイドヘルパーとして登録している人の数
23	障がい者雇用率（ハローワーク行田管内）	各事業主が雇用する労働者数に応じた障がいのある人の雇用割合
24	障がい者に対する福祉について満足している市民の割合	障がい者福祉の現状に「満足している」「どちらかといえば満足している」と答えた人の割合
25	医療機関・医療体制について満足している市民の割合	市内の医療機関及び医療体制に「満足している」「どちらかといえば満足している」と答えた人の割合
26	夜間・休日などの救急医療体制について満足している市民の割合	夜間や休日時の救急医療体制に「満足している」「どちらかといえば満足している」と答えた人の割合
27	国民健康保険税収納率	国民健康保険税徴収額／国民健康保険税調定額×100（現年分）
28	特定健康診査受診率	市が実施する特定健康診査の受診者数／特定健康診査対象者数×100
29	自立率	就労により生活保護を受けなくなった人の数／生活保護受給者数×100

第2章 快適 ～生活基盤が充実した便利で快適なまちづくり～

	指標	定義・算出方法など
30	歴史や文化との調和を感じている市民の割合	まちに息づく歴史や文化について「良いと感じる」「どちらかといえば良いと感じる」と答えた人の割合
31	住みよい行田をつくるための地域活動に参加したいと考えている市民の割合	住みよいまちをつくるための地域的な活動に「積極的に参加する」「求められれば参加する」と答えた人の割合
32	日用品などの買い物の便利さについて満足している市民の割合	日常の買い物の利便性に「満足している」「どちらかといえば満足している」と答えた人の割合
33	今後整備する幹線道路（市道）の延長	新たに整備を行う幹線道路（市道）の延長距離
34	生活道路の整備に満足している市民の割合	普段身近に使っている生活道路の整備状況に「満足している」「どちらかといえば満足している」と答えた人の割合
35	今後整備する生活道路の延長	新たに道路改良等の整備を行う生活道路の延長距離
36	鉄道の便について満足している市民の割合	J R高崎線や秩父鉄道の利便性に「満足している」「どちらかといえば満足している」と答えた人の割合
37	バスの便と路線網について満足している市民の割合	路線バスや市内循環バスの利便性に「満足している」「どちらかといえば満足している」と答えた人の割合
38	循環バスの利用者数	市内循環バス全路線における利用者数（年間累計）
39	交通の便がよいと感じている市民の割合	鉄道やバスなど、公共交通の利便性に「満足している」「どちらかといえば満足している」と答えた人の割合
40	自然環境及び公園・緑地について満足している市民の割合	自然の豊かさや公園の整備状況に「満足している」「どちらかといえば満足している」と答えた人の割合
41	公園施設更新率	快適に使える遊具数／都市公園の遊具数×100
42	市民参加による緑化公園率	市民の協力を得ながら樹木や花を植樹している都市公園数／都市公園数×100
43	河川等の整備について満足している市民の割合	河川や用水の整備状況に「満足している」「どちらかといえば満足している」と答えた人の割合

	指 標	定義・算出方法など
44	配水管の耐震化率	耐震化を実施した配水管の総延長距離／配水管の総延長距離×100
45	老朽管の更新率	石綿セメント管の交換済延長距離／石綿セメント管の総延長距離×100
46	下水道整備率	下水道整備面積（供用開始面積）／事業認可面積×100
47	下水道普及率	下水道処理人口／行政人口×100
48	長期優良住宅認定件数	長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられ、優良住宅として認定された戸数（年間累計）
49	市営住宅（中層住宅）の改修化率	改修した市営住宅数（中層住宅）／市営住宅（中層住宅）総数×100
50	一般住宅の耐震化率	新耐震基準の要件を満たした一般住宅数／一般住宅の総数×100

第3章 うるおい ～豊かな自然と共生したうるおいのあるまちづくり～

	指 標	定義・算出方法など
51	リサイクル回収率（紙類・びん・缶等）	資源ごみ回収量／（一般ごみ収集量＋資源ごみ回収量）×100
52	ごみ排出量（1人あたり）	（一般ごみ収集量＋資源ごみ回収量）／行政人口
53	ごみ収集処理について満足している市民の割合	ごみ収集体制について「満足している」「どちらかといえば満足している」と答えた人の割合
54	環境配慮の意識が高いと感じている市民の割合	環境に配慮したまちづくりへの取組みについて「良いと感じる」「どちらかといえば良いと感じる」と答えた人の割合
55	悪臭・騒音・振動等への公害対策に満足している市民の割合	生活環境を妨げる公害への対策に「満足している」「どちらかといえば満足している」と答えた人の割合
56	資源・エネルギーを有効に活用していると感じている市民の割合	資源・エネルギーの有効活用に関する施策に対し「良いと感じる」「どちらかといえば良いと感じる」と答えた人の割合
57	温室効果ガスの総排出量	市有施設におけるCO ² の総排出量（年間累計）

第4章 にぎわい ～活気と活力に満ちたにぎわいのあるまちづくり～

	指 標	定義・算出方法など
58	観光施設について満足している市民の割合	観光に関する施設の状況に「満足している」「どちらかといえば満足している」と答えた人の割合
59	観光協会ホームページへのアクセス件数	行田市観光協会ホームページへのアクセス件数（年間累計）
60	観光客入込数	市内の観光やイベントなどに訪れた人の数（年間累計）
61	観光ボランティア数	市の魅力を紹介・案内するための観光ボランティアとして登録された人の数
62	観光サポーター数	市内外において、市の魅力や情報を積極的に発信する観光サポーターとして登録された人の数
63	農業産出額	その年の農業生産活動によって生み出された品目別生産量に、品目別農家庭先販売価格を乗じて得た額を合計したもの
64	ブランド化推進品目数	青大豆など、行田独自の特色を持った農産物の品数
65	認定農業者数	農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者数
66	大区画ほ場整備率（30a以上）	大区画ほ場として整備が完了している面積／ほ場全体の面積×100
67	起業家支援助成店舗数	市の起業家支援助成制度を活用した店舗数（累計）
68	年間商品販売額	商業統計調査による「年間商品販売額」
69	融資申込件数	経営の安定等を目的とした市の融資制度への申込件数
70	事業所数	市内に拠点を置く事業所の数
71	製造品出荷額等	工業統計調査による「製造品出荷額等」
72	立地企業数	市内に立地する企業の数
73	労働関係セミナー等受講者数	労働に関連する各種講習・セミナー等を受講した人の数（年間累計）

第5章 安心・安全 ～安心と安全に支えられたまちづくり～

	指 標	定義・算出方法など
74	防犯体制について満足している市民の割合	防犯体制に「満足している」「どちらかといえば満足している」と答えた人の割合
75	自主防犯活動団体数	市に届出を行い、自治会等の単位で防犯活動を行っている団体の数（累計）
76	災害時の避難体制について満足している市民の割合	災害時における避難体制に「満足している」「どちらかといえば満足している」と答えた人の割合
77	自主防災組織の組織率	市に届け出が行われた自主防災団体数（自治会単位） ／自治会数×100
78	公共施設の耐震化率	耐震基準を満たした市の公共施設数／市の公共施設数×100
79	交通安全対策について満足している市民の割合	交通安全対策に「満足している」「どちらかといえば満足している」と答えた人の割合
80	交通事故発生件数（行田警察署管内）	行田警察署管内で発生した交通事故（人身）の発生件数（年間累計）
81	住宅用火災警報器の設置率	住宅用火災警報器を設置済の一般住宅／一般住宅戸数×100
82	救急救命士数	救急救命士の資格を有する消防職員の数
83	普通救命講習修了者数	消防本部が実施する救命講習会を受講した人の数（累計）
84	消費生活相談開催日数	市が実施する「消費生活相談」の週あたり開催日数

第6章 はぐくみ ～未来をひらく人材と文化をはぐくむまちづくり～

	指 標	定義・算出方法など
85	子育て講座について満足している参加者の割合	市が実施する子育て講座の内容に「満足している」「どちらかといえば満足している」と答えた人の割合
86	学習状況調査の県平均との比較 (県平均を100として)	小・中学校を対象とした学習状況調査において、県平均を100としたときの値
87	新体力テストで県平均を上回る種目数	小・中学校における新体力テストにおいて、県平均を上回る種目数
88	小・中学校における不登校児童・生徒数	小・中学校における不登校児童・生徒の数(年間累計)
89	子ども見守りボランティアの協力者数(児童・生徒100人あたり)	登下校時の見守りなどのボランティア活動を行っている人の数(児童・生徒100人あたり)
90	小・中学校などの教育施設について満足している市民の割合	小・中学校の教育施設の状況に「満足している」「どちらかといえば満足している」と答えた人の割合
91	生涯学習などの学習機会について満足している市民の割合	生涯学習の環境に「満足している」「どちらかといえば満足している」と答えた人の割合
92	公民館や図書館などの公共施設について満足している市民の割合	公民館や図書館の充実度に「満足している」「どちらかといえば満足している」と答えた人の割合
93	生涯学習講座の参加者数	市が実施する生涯学習講座に参加した人の数(年間累計)
94	スポーツ・レクリエーション施設について満足している市民の割合	スポーツやレクリエーション関連施設の充実度に「満足している」「どちらかといえば満足している」と答えた人の割合
95	市主催スポーツイベントの参加者数	市が主催する各種スポーツイベントに参加した人の数(年間累計)
96	文化・芸術団体の会員数	市に登録された文化・芸術団体に所属する会員の数
97	郷土芸能を継承している団体数	郷土芸能(獅子舞)を継承し活動している団体の数
98	歴史や文化との調和を感じている市民の割合	まちに息づく歴史や文化を「良いと感じる」「どちらかといえば良いと感じる」と答えた人の割合
99	青少年健全育成活動(非行防止運動、キャンプの指導等)に参加している市民の割合	ボランティア活動に「積極的に参加している」「ときおり参加している」と答えた人のうち、青少年健全育成活動に参加している人の割合
100	高等教育機関での体験教室・市民講座について満足している参加者の割合	大学、専門学校などが実施する体験教室や市民講座に「満足している」「どちらかといえば満足している」と答えた人の割合

第7章 ふれあい ～支え合い、元気に暮らせるふれあいのまちづくり～

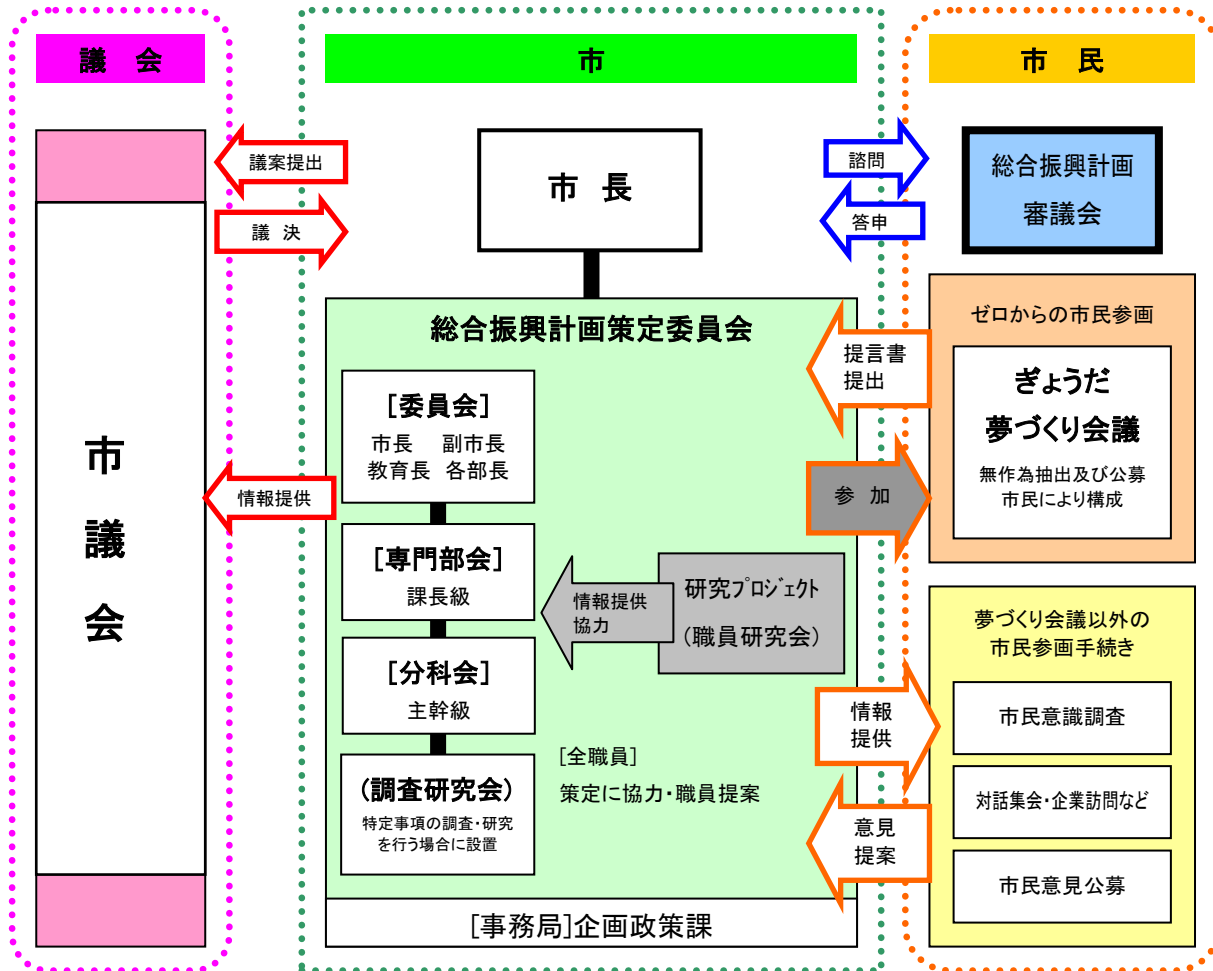
	指 標	定義・算出方法など
101	市民と協働で行政運営を進めることが望ましいと思う市民の割合	行政運営のあり方として、市民や民間との協働によって進めることが望ましいと考える市民の割合
102	広報活動について満足している市民の割合	「市報ぎょうだ」や市ホームページをはじめとする広報活動に「満足している」「どちらかといえば満足している」と答えた人の割合
103	市ホームページへのアクセス件数	市ホームページへのアクセス件数（年間累計）
104	自治会加入率	自治会に加入している世帯数／全世帯数×100
105	地域活動への参加意向がある市民の割合	各種の地域活動に「積極的に参加する」「求められれば参加する」と答えた人の割合
106	人権・同和問題地区別研修会の参加者数	人権・同和問題地区別研修会へ参加した人の数（年間累計）
107	審議会等に占める女性委員の割合	市の附属機関である審議会や委員会等における女性委員の数／全委員数×100
108	「VIVAぎょうだ」を利用した市民の割合	VIVAぎょうだ（男女共同参画推進センター）を利用した市民の数／市の人口×100
109	友好都市交流人口	友好都市（白河市・桑名市）と交流活動を行っている人の数（年間累計）
110	外国人ホームステイ受入家庭数	外国人ホームステイ受入先として登録している一般家庭の数

第8章 信頼 ～市民に期待される信頼のまちづくり～

	指 標	定義・算出方法など
111	市税収納率（現年及び過年度分）	市税の収入済額／市税の調定額×100
112	経常収支比率	経常経費に充当される経常一般財源／経常一般財源の額×100
113	各施策の実行能力があると感じている市民の割合	市の各施策の実行能力について「かなりある」「それなりにある」と答えた人の割合
114	市役所を利用しやすいと感じている市民の割合	市役所の利用しやすさについて「利用しやすい」と答えた人の割合
115	行政を信頼している市民の割合	行政への信頼度について「信頼できる」「まあまあ信頼できる」と答えた人の割合
116	各種研修に自ら参加している職員の割合（主査級以下の職員）	各種研修に自ら参加した主査級以下の職員数／主査級以下の職員数×100

2 策定の経緯

1. 策定体制



2. 策定の流れ

■平成 21 年

月日	市民	市
5.19		庁議（策定のための基本方針の協議）
7.8～ 7.22	市民意識調査	
7.9	市長と語る対話集会【荒木・須加地区】	
7.12	市長と語る対話集会【長野地区】	
7.17	市長と語る対話集会【南河原地区】	
7.29	市長と語る対話集会【太井地区】	
8.5	市長と語る対話集会【星河・星宮地区】	
8.19	市長と語る対話集会【忍・行田地区】	
8.26	市長と語る対話集会【佐間地区】	
9.6	第1回ぎょうだ夢づくり会議	
9.13	第2回ぎょうだ夢づくり会議	
9.30	市長と語る対話集会【埼玉地区】	
10.4	第3回ぎょうだ夢づくり会議	
10.18	第4回ぎょうだ夢づくり会議	
10.23	市長と語る対話集会 【各種女性団体及び公募市民】	
11.15	第5回ぎょうだ夢づくり会議	
12.21	ぎょうだ夢づくり会議（市長への提言）	
12.25		第1回専門部会（全体会）

■平成 22 年

月日	市民	市	議会
2.10		第1回職員研究会	
4.8		第2回職員研究会	
4.12		第2回専門部会（全体会）	
4.20		第1回策定委員会	
4.21		第3回職員研究会	
4.28		第4回職員研究会	
5.12		第5回職員研究会	

月日	市民	市	議会
5.20		第2回策定委員会	
		第6回職員研究会（成果報告会）	
5.27		第3回専門部会（全体会）	
5.31	第1回総合振興計画審議会		（第1回総合振興計画審議会）
6.17		第3回策定委員会	
6.28	第2回総合振興計画審議会		（第2回総合振興計画審議会）
7.16	第3回総合振興計画審議会		（第3回総合振興計画審議会）
7.29		第4回専門部会（全体会）	
8.6	第4回総合振興計画審議会		（第4回総合振興計画審議会）
9.22		第4回策定委員会	
10.4		第5回策定委員会	
10.5	第5回総合振興計画審議会		（第5回総合振興計画審議会）
10.7		第5回専門部会（全体会）	
10.14	第6回総合振興計画審議会		（第6回総合振興計画審議会）
10.14～ 11.12	基本構想案及び基本計画案に 対する市民意見募集手続		
10.19		第6回策定委員会	
10.20	第7回総合振興計画審議会		（第7回総合振興計画審議会）
10.29	第8回総合振興計画審議会		（第8回総合振興計画審議会）
11.9	総合振興計画審議会から市長への答申		（総合振興計画審議会答申）
11.29		12月定例市議会に議案を上程	議案の審議（継続審議）
12.16			基本構想審査特別委員会の設置

■平成23年

月日	市民	市	議会
1.21			第1回審査特別委員会
1.27			第2回審査特別委員会
2.16			第3回審査特別委員会
3.1			3月定例市議会において基本構想 を議決
4.1	第5次行田市総合振興計画がスタート		

※専門部会及び分科会は、策定期間中に随時開催

3. 第5次行田市総合振興計画審議会

(1) 行田市総合振興計画審議会条例

平成元年 12 月 22 日

条例第 29 号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、行田市総合振興計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市長の諮問に応じ、市の総合振興計画の策定に関し、必要な調査及び審議を行うため、行田市総合振興計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員28名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 地方自治法第180条の5の規定に基づき設置する委員会の委員及び監査委員
- (3) 市内の公共的団体の役員又は職員
- (4) 知識経験を有する者
- (5) 公募の市民

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会)

第6条 審議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。

第7条 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

- 2 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 審議会及び部会の会議は、それぞれ会長又は部会長が招集する。

- 2 審議会及び部会の会議の議長は、会長及び部会長をもって充てる。
- 3 審議会及び部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会及び部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、総合政策部企画政策課において処理する。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則 (略)

(2) 審議会委員名簿

(敬称略)

区分	選出対象団体等	氏名	備考
第1号委員	行田市議会	田口 英樹	会長
	行田市議会	香川 宏行	
	行田市議会	小林 友明	
	行田市議会	中村 博行	
第2号委員	行田市教育委員会	保泉欣嗣／岸田昌久	
	行田市農業委員会	新井 健一	
第3号委員	行田商工会議所	鈴木 秀憲	
	行田市自治会連合会	高橋 弘行	
	(社) 行田青年会議所	原口 方宏	
	行田市医師会	根本 和雄	
	ほくさい農業協同組合	小川 勢津雄	
	行田市民生委員・児童委員連合会	小林 康男	
	(福) 行田市社会福祉協議会	引地 みち子	
	行田市体育協会	長谷見 輝生	
	行田市文化団体連合会	大澤 由子	
	行田市PTA連合会	新井 誠	
	行田市観光協会	斎藤 孝次	
第4号委員	ものづくり大学	龍前 三郎	
	行田市男女共同参画推進審議会	横田 保良	副会長
第5号委員	公募市民	澤田 春雄	
	公募市民	橋本 信雄	

(3) 審議経過

回	年 月 日	審 議 内 容
1	平成 22 年 5 月 31 日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委嘱状交付 ・ 審議会の運営方法等
2	平成 22 年 6 月 28 日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合振興計画の諮問 ・ 第 4 次行田市総合振興計画の検証 ・ 序論審議 ・ 基本構想に係る審議
3	平成 22 年 7 月 16 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本構想に係る審議
4	平成 22 年 8 月 6 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本構想に係る審議
5	平成 22 年 10 月 5 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本計画に係る審議 【やすらぎ・快適】
6	平成 22 年 10 月 14 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本計画に係る審議 【うるおい・にぎわい・安心安全】
7	平成 22 年 10 月 20 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本計画に係る審議 【はぐくみ・ふれあい・信頼】
8	平成 22 年 10 月 29 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重点プロジェクトに係る審議 ・ 答申の内容に係る審議
9	平成 22 年 11 月 9 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市長に対する答申

(4) 諮問

行 企 第 3 5 3 号

平成22年6月28日

行田市総合振興計画審議会
会 長 田 口 英 樹 様

行田市市長 工藤 正司

第5次行田市総合振興計画について（諮問）

行田市総合振興計画審議会条例第2条の規定に基づき、第5次行田市総合振興計画について、貴審議会に諮問します。

(5) 答申

平成22年11月9日

行田市長 工藤 正司 様

行田市総合振興計画審議会
会 長 田口 英樹

第5次行田市総合振興計画について（答申）

平成22年6月28日付行企第353号にて諮問のありました、第5次行田市総合振興計画（案）について慎重に審議した結果、適切であると認めます。

なお、計画の推進にあたっては、下記の事項について十分配慮されることを要望いたします。

記

- 1 本計画は、市民とともに推進することで最大の効果を発揮できるものとする。このため、本計画を分かりやすく市民に周知し理解と協力を求め、自主自立のもとに協働によるまちづくりを進めていただきたい。
- 2 各大綱に基づいて掲げられた政策及び施策は相互に関連していることから、分野横断的に全市をあげて取り組むように努めていただきたい。
- 3 将来人口で掲げた目標の達成に向けて、地域間のバランスを考慮した都市基盤整備を始め、特色のある施策を積極的かつ総合的に推進されたい。
- 4 本市がこれまで築いてきた、歴史・文化・産業などの特色ある地域資源を生かし、活力あるまちづくりに向けて、最大限の努力を払われたい。
- 5 本計画の推進にあたっては、審議過程において出された各施策等に対する個別の意見・要望の他、ぎょうだ夢づくり会議からの提言や市民意見を十分尊重するとともに、的確な中間検証を実施されたい。

4. 市民参画

(1) ぎょうだ夢づくり会議

趣 旨	第5次行田市総合振興計画の策定にあたり、普段、市政に声を届ける機会の少ない市民の視点を把握するとともに、眠れるアイデアを掘り起こすため、住民基本台帳から無作為抽出した1,000人（20歳以上）の中から、自ら参加の手を挙げていただいた市民らで構成した市民会議。テーマごとに班に分かれてグループ討議を行い、提言書にまとめて市長へ提出したものの。		
実施期間	平成21年9月6日（日）～平成21年11月15日（日）		
参加者数	59名（うち無作為抽出50名・公募市民4名・市職員5名）		
討議テーマ	テーマ1 快適で住みよいまちをつくるために（まちづくり・環境等） テーマ2 健康で幸せなまちをつくるために（福祉・保健等） テーマ3 教育の充実と文化を育てるまちをつくるために（教育・生涯学習・文化活動等） テーマ4 産業盛んな豊かなまちをつくるために（商工業・農業・観光等） テーマ5 心ふれあうまちをつくるために（コミュニティ・市民活動等）		
討議内容	第1回	9月6日（日）	私たちのまちの状況を確認しよう！
	第2回	9月13日（日）	まちの強み・弱みを洗い出そう！
	第3回	10月4日（日）	協働のアイデアを考えよう！
	第4回	10月18日（日）	協働のプロジェクトを考えよう！
	第5回	11月15日（日）	これまでの成果を発表しよう！
	第6回	12月21日（月）	提言（市長との懇談）

(2) 市長と語る対話集会

趣 旨	第5次行田市総合振興計画の策定にあたり、市長との懇談を通じて地域ごとに意見聴取を行ったもの。		
実施期間	平成21年7月9日（木）～平成21年10月23日（金）		
参加者数	257名		
実施概要	第1回	7月9日（木）	荒木・須加地区
	第2回	7月12日（日）	長野・太田地区
	第3回	7月17日（金）	北河原・南河原地区
	第4回	7月29日（水）	持田・太井地区
	第5回	8月5日（水）	星河・星宮地区
	第6回	8月19日（水）	忍・行田地区
	第7回	8月26日（水）	佐間地区
	第8回	9月30日（水）	下忍・埼玉地区
	第9回	10月23日（金）	各種女性団体及び公募市民

(3) 市民意識調査

趣 旨	まちづくりに取り組む上で、市政に対して市民がどのような意識を持っているかなど、市政全般にわたる考えを広く聞き、その意向を把握したもの。
調査区域	市内全域
調査対象	市内在住の満 20 歳以上の男女個人
対象者数	3,000 人
調査方法	郵送配布、郵送回収
有効回収数	1,675 人
有効回収率	55.83%
実施期間	平成 21 年 7 月 8 日 (水) ~平成 21 年 7 月 22 日 (水)

(4) 市民意見募集手続 (パブリックコメント)

趣 旨	第 5 次行田市総合振興計画 (案) を公表し、市民から幅広く意見を求めたもの。
実施期間	平成 22 年 10 月 14 日 (木) ~平成 22 年 11 月 12 日 (金)
応募者数	2 名
意見数	7 件

5. 庁内体制

(1) 総合振興計画策定委員会

行田市総合振興計画策定委員会設置規程

(設置)

第1条 総合的かつ計画的な行政の運営を図るための総合振興計画の基本構想及び基本計画を策定するため、行田市総合振興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、総合振興計画の策定及び調整とする。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副市長、副委員長は教育長をもって充て、委員は職員の中から市長が任命する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会の会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第5条 委員会に、別表に掲げる専門部会を置き、第2条に規定する所掌事務について資料の収集、調査及び研究を行い、担当部門の関連事項について審議する。

2 専門部会に部会長、副部会長及び部会員若干名を置く。

3 部会長及び部会員は、職員の中から市長が任命する。

4 部会は、部会長が招集し、会議の議長となる。

5 各担当部門にわたる審議事項があるときは、部会長及び副部会長を委員とした専門部会全体会議を開くことができる。

(分科会)

第6条 専門部会の審議を円滑に進めるために、分科会を置くことができる。

2 分科会の構成員は、職員の中から部会長が任命する。

3 分科会にリーダーを置き、構成員の中から部会長が指名し、会務を総理する。

4 会議の招集は、部会長とリーダーが調整する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総合政策部企画政策課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成21年12月21日から施行する。

別表（第5条関係）

部 会	主な担当部門
まちづくり部会	都市基盤・土地利用・生活環境 等
福祉・健康部会	福祉・保健・医療 等
教育・文化部会	教育・生涯学習・文化 等
産業経済部会	産業経済・観光 等
自治体経営部会	行財政・市民参加 等

< 策定委員会委員構成 >

役 職	職 名
委 員 長	副市長
副委員長	教育長
委 員	総合政策部長
〃	総務部長
〃	市民生活部長
〃	環境経済部長
〃	健康福祉部長
〃	都市整備部長
〃	建設部長
〃	学校教育部長
〃	生涯学習部長
〃	会計管理者
〃	消防長
〃	議会事務局長

(2) 総合振興計画策定委員会 専門部会

各所属の課長級職員により構成。

それぞれの分野別に、大局的見地から検討を行った。

<専門部会委員構成> (◎：部会長 ○：副部会長)

部 会	職 名	
まちづくり部会	防災安全課長	○道路治水課長
	◎まちづくり推進課長	建築課長
	開発指導課長	用地課長
	下水道課長	消防総務課長
	水道課長	消防予防課長
	管理課長	
福祉・健康部会	◎福祉課長	老人ホーム大寿荘園長
	子育て支援課長	社会福祉協議会事務局長
	○高齢者福祉課長	保険年金課長
	保健センター所長	
教育・文化部会	○教育総務課長	スポーツ振興課長
	学校教育課長	文化財保護課長
	学校給食センター所長	中央公民館長
	◎ひとつづくり支援課長	図書館長
産業経済部会	企画政策課長	まちづくり推進課長
	生活課長	農業委員会事務局長
	環境課長	観光プロジェクト推進室長
	◎商工観光課長	文化財保護課長
	○農政課長	
自治体経営部会	◎企画政策課長	税務課長
	秘書課長	人権推進課長
	財政課長	契約検査課長
	広報広聴課長	市民課長
	総務課長	○生活課長
	人事課長	会計課長

(3) 総合振興計画策定委員会 分科会

各所属の主幹級以下の職員から、専門部会長が推薦する者により構成。

専門部会において協議され、細分化された項目について、事務事業レベルの調査及び研究を行い、計画素案における細かな調整を行った。

(4) 職員研究会

若手職員 21 名により構成。

「ぎょうだ夢づくり会議」の提言内容について、総合振興計画に相応しい“重点プロジェクト”として精度を高めた。また、研究の成果を公開形式で発表し、さらに市ホームページにおいて公表することで、より多くの市民で情報を共有した。

3 用語解説

あ 行

●新しい公共【p. 14】

公共サービスについて、NPOや市民自身が主体となり提供する社会、現象、または考え方のこと。

●いきいき・元気サポーター【p. 49】【p. 204】

支援が必要な方々の日常生活を支えることを目的として、市民を主体とした活動団体との協働により、地域の助け合いや支え合いなどのボランティア活動を行う市民のこと。

●インターンシップ【p. 133】【p. 172】

学生が一定期間、企業等の中で研修生として働き、自分の将来に関連のある就業体験を行える制度。

●インフォーマルサービス【p. 48】

行政が直接または間接的に提供するサービスでは充足されない「隠れたニーズ」に対応するサービス。

●NPO【p. 13 など】

Non Profit Organization（非営利活動団体）の略。公益的な活動を自発的に行う民間団体のこと。「民間非営利団体」などと訳される。NPO法人とは、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した団体をいう。

●オゾン層破壊【p. 11】【p. 111】

成層圏のオゾン層が、フロンなどの人工化学物質で破壊される現象。オゾン層が破壊されると地上に降り注ぐ有害紫外線が増大し、皮膚ガンの増加など健康被害や動植物への影響が生じるといわれている。

か 行

●ガイドヘルパー【p. 63】【p. 205】

脳性まひ等による肢体不自由者、重度の視覚障がい者及び知的障がい者等が外出する際、付き添い介護するホームヘルパーのこと。外出介護員。

●学校評議員【p. 157】

教育に関する理解や識見を持つ者のうちから、学校長の推薦により教育委員会が委嘱し、学校長の求めに応じて意見を述べ、学校運営を支援する者。

●家庭教育学級【p. 153】

子育てにおける基本的な生活習慣や物の感じ方、考え方など人格の基本となるものを身に付けさせる家庭教育について学習する場。

●環境ホルモン【p. 111】

環境の中にあって、人間の体の各器官の働きを調整するホルモンを乱す化学物質。外因性内分泌かく乱化学物質。

●観光サポーター【p. 119】【p. 208】

市内外において、市の魅力や情報を積極的に発信する活動を行う市民のこと。

●観光ボランティア【p. 117 など】

市内の観光スポットをボランティアとして案内する市民のこと。

●ぎょうだ夢づくり会議【p. 2 など】

本計画を策定するにあたり、プラーヌクスツェレ*の手法を用いて開催した市民会議。無作為抽出及び公募によって選定された54名の市民と、有志職員5名により構成。市のあるべき姿などについて話し合い、市長へ提言書を提出した。

※プラーヌクスツェレ：ドイツで生まれた手法で「計画細胞」と訳される。無作為抽出により選ばれた市民が、事前に与えられた解決可能な課題について、進行役のアシストを受けながら限られた期間、有償により取り組むグループ活動。

●協働【p. 2 など】

市と市民、市民活動団体等が、それぞれの自主性、自立性の下、果たすべき責任や役割を自覚し、共通の目的を達成するため相互に補完し協力し合うこと。

●クリーンエネルギー【p. 11】

電気や熱に換えても有害物質を排出しない、または排出が相対的に少ないエネルギー。

●グローバル化【p. 12】【p. 186】

国境を越え、地球規模で物事が進む現象のこと。

●経常収支比率【p. 191】【p. 212】

人件費、扶助費、公債費等の義務的経常経費に、市税や地方交付税等の一般財源がどの程度充当されているかを示す比率。

●下水道整備率【p. 97】【p. 206】

下水道の事業認可面積に対する整備済み面積の割合。事業認可面積の拡大により、目標値は変動する。

●下水道普及率【p. 96 など】

総人口に対しての下水道を利用できる人口の割合。

●健康寿命【p. 26】【p. 42】

日常的に介護を必要とせず、元気で活動的に生活ができる期間のこと。

●合計特殊出生率【p. 11】

一人の女性が、平均して一生の間に何人の子どもを産むかを表す数値。

●合流式下水道【p. 96】

雨水と家庭から排水された汚水とを、ひとつの管で流す下水道。

さ 行

●災害時要援護者【p. 139】

災害時に援護を必要とする乳幼児や高齢者、傷病者、障がい者、また言葉や文化の違いから特別の配慮を要する外国人。

●自主防災組織【p. 31 など】

日頃から防災知識の普及や地域の安全確認などに努め、災害時における初期消火、救出活動及び安否確認などの防災活動を、自主的に連携して行う団体・組織のこと。

●自助・共助・公助【p. 24】

住民、地域社会及び行政それぞれの役割分担に関する考え方。自助とは「自分の責任で自分自身が行う」こと、共助とは「自分だけでは実施や解決が困難な事柄について、周囲や地域が協力して行う」こと、公助とは「個人や周囲では解決できないことを公的機関（公共）が行う」こと。

●社会福祉協議会【p. 48 など】

民間における社会福祉活動の推進を目的とした、営利を目的としない民間組織。

●集落営農方式【p. 122】【p. 123】

集落単位で生産工程の全部、または一部について共同で取り組む営農方式。

●循環型社会【p. 11 など】

これまでの「大量生産・大量消費・大量廃棄」のスタイルを改め、限りある天然資源を大切にしながら持続的な発展を遂げていくために、地球環境を保全しエネルギーの大量消費や廃棄物の抑制に努め、環境への負荷をできる限り低減しようとする社会。

●障がい者雇用率【p. 65】【p. 205】

「全ての事業主は、障がい者の雇用に関して社会連帯の理念に基づき、適当な雇用の場を与える共同の責務を有するものであって、進んで障がい者の雇い入れに努めなければならない」という考え方にに基づき、雇用する労働者数に応じて設定される障がいを持つ人の雇用割合。

●食育【p. 40 など】

健全な食生活を実践することができる人間を育てること。また、さまざまな機会を通じて食に関する「知識」と食を「選択する力」とを習得させる教育。

●自立率【p. 73】【p. 205】

生活保護を受けている人のうち、働く能力のある人がその能力を活用し、生活保護を受けずに自立できるようになる割合のこと。

●新エネルギー【p. 29 など】

石油を代替するエネルギーとして、経済面での制約から普及が十分ではないが、技術的に実用化の段階に達しつつあるエネルギーのこと。太陽光発電や風力発電、バイオマス発電及び太陽熱・雪氷熱利用が該当する。

●人財【p. 35 など】

本計画を推進する上で、市民や市職員を推進の原動力となる大きな「財産」として捉え、人材でなく“人財”と表記したもの。

●新市建設計画【p. 23】

市町村合併に際し、合併協議会が新市を運営していく基本方針などを定めた計画。

●スクールカウンセラー【p. 156】【p. 157】

子どもの不登校や、学校での問題行動などに対応する専門家（臨床心理士）。

●スローライフ【p. 121】

情報や人、物の流れが高速化された現代社会に対して、身の回りにある自然や季節を感じながら、ゆったりと心豊かに暮らす生き方のこと。

た 行**●タイアップ【p. 115】【p. 169】**

協力・提携して行うこと。

●第二次救急医療【p. 68 など】

入院や手術などを必要とする重傷・重症救急患者に対する医療のこと。

●地域福祉【p. 12 など】

より良い地域社会を創るため、地域住民や住民組織、事業者、ボランティアグループ、市民活動団体、社会福祉協議会及び行政などの多様な主体が、地域が抱える生活課題を解決するために協力し合うこと。

●地域包括支援センター【p. 52 など】

地域住民の保健・福祉・医療の向上や虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う介護保険法で定められた機関。

●地球温暖化【p. 11 など】

CO²などの温室効果ガスの蓄積が主な要因となり、長期的に見て地球全体の平均気温が上昇していく現象。

●地産地消【p. 30 など】

地域で生産されたもの（地産）を、地域で消費する（地消）こと。また、その活動を通じて消費者と生産者を結び付ける取組み。

●長期優良住宅【p. 99 など】

長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられ、優良な住宅であると認定を受けた住宅のこと。

●特定健康診査・特定保健指導【p. 71】

生活習慣病の要因となるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）や、その予備群となる人を早期発見し、さらに改善してもらうために実施される40歳以上75歳未満の国保被保険者を対象とした健診・保健指導のこと。

●都市計画マスタープラン【p. 77】【p. 200】

都市計画法第18条の2の規定により、市町村が定めることとされている「都市計画に関する基本的な方針」。

●ドメスティック・バイオレンス【p. 185】

配偶者及びパートナー間での暴力。

●トワイライトステイ事業【p. 58】

恒常的な残業などのやむを得ない理由により、保護者による児童（小学生）への生活指導が困難な場合に、児童福祉施設等が保護者に代わって生活指導や食事を提供する事業。

な 行

●ニート【p. 12】【p. 132】

学校にも行かず、就職しようともせず、職に就くための職業訓練も受けない若者のこと。

●認定農業者【p. 123】【p. 208】

農業経営基盤強化促進法に基づき、自らの効率的かつ安定的な農業経営を目指す経営改善計画を市町村へ提出し、その認定を受けた農業者のこと。

●ノーマライゼーション【p. 26 など】

だれもが個人の尊厳を重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常のある社会であるとする考え方。また、それに基づく社会福祉政策。

は 行

●バリアフリー【p. 26 など】

「社会生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア）となるものを除去（フリー）する」という意味で、建物や道路における段差など、生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去」という意味でも用いる。

●PDCAマネジメントサイクル【p. 193】

Plan（計画）、Do（実行）、Check（検証）、Action（改善）の頭文字を取った「計画・実行・検証・改善」を継続的に繰り返す仕組みのこと。

●ファミリー・サポート・センター【p. 56 など】

育児に際して「支援を受けたい人」と「援助をしたい人」とが会員となり、保育施設までの送迎や買い物など外出時の子どもの預かりなど、互いに助け合いながら子育てを行う拠点となる施設。

●フォーマルサービス【p. 48】

国や地方公共団体などの公的機関が行う、法律などの制度に基づいた福祉や介護のサービス。介護保険や医療保険などで給付されるサービスのこと。

●ブックスタート事業【p. 161】

乳幼児が絵本を通して、親子の絆を深めながら本に親しむ機会を提供する事業。

●フリーター【p. 12】【p. 132】

アルバイトやパートタイムによる賃金を主な収入源として生活している人のこと。

●ポテンシャル【p. 200】

可能性として持っている能力。潜在的な力。

や 行

●ユニバーサルデザイン【p. 99 など】

高齢であることや障害の有無などにかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること。

●4 R【p. 100 など】

ごみを減量する (Reduce)、再利用する (Reuse)、再資源化する (Recycle)、ごみとなるものは持ち込まない (Refuse) という4つの頭文字を取った言葉。

ら 行

●ライフスタイル【p. 14 など】

生活の様式、営み方。また人生観や価値観、習慣などを含めた個人の生き方のこと。

●ライフステージ【p. 43 など】

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。家族については新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる。

●ローリング方式【p. 3】【p. 193】

施策・事業の見直しや部分的な修正を定期的に行っていく手法のこと。

わ 行

●ワーク・ライフ・バランス【p. 185】

やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるという考え方。仕事と生活の調和。仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動を自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

第5次行田市総合振興計画

発行年月：平成23年3月

発行：行田市

編集：行田市総合政策部企画政策課

〒361-8601

埼玉県行田市本丸2番5号

電話 048 (556) 1111 (代表)

URL <http://www.city.gyoda.lg.jp>